

令和3年 第4回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和3年第4回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和3年12月8日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和3年12月8日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年12月8日 午後 2時01分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	9番 熊谷博行君
10番 松崎俊一君	

1. 不応招議員

8番 松本明雄君

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	9番 熊谷博行君
10番 松崎俊一君	

1. 欠席議員

8番 松本明雄君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月8日から12月13日までの6日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3.12.8)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

寒波のほうは少し遠のいたとはいえ朝晩は寒い日が続いております。コロナウイルス感染症の予防対策もこれまでどおり進めなければならないと思います。

また、オミクロン株への対応がどのようになるのか、どのような影響があるのか、引き続き注視していきたいとも思っております。熊本県下では昨日までで23日連続感染確認ゼロの日が続いています。県民及び町民の皆様並びに関係の皆様のご御尽力、御努力に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、令和3年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内申し上げましたところ議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

なお、8番、松本明雄議員より、入院のため本定例会への欠席届が出ておりますので御報告いたします。なお、本日から、時松副議長が復帰いたしております。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和3年第4回小国町議会定例会ということで12月の多忙の中にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の議案といたしましては、条例関係が4本それから公立病院の規約の一部変更について、今年度の補正予算が一般会計と特別会計、工事の請負の変更契約の締結について、財産の取得について、また人事案件が2本というふうでございます。よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

また今議長からお話ありましたとおり、久々に副議長のお顔を見れて少し先ほど定例会前にお話をさせていただきましたけれども大分よくなっているということでございますが、皆様におかれましても12月今からもっと寒くなつてまいりますし、またコロナも今落ちついているような状況ではございますけれどもやっぱり気を付けてインフルエンザ等々もありますので是非ともまずはお体のほう御自愛いただきまして、町議員の皆様方にまた頑張つていただきたいというふうに思っております。

また、行政報告でも年末それから年始にかけての行事等の御説明もさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る11月30日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月8日から12月13日までの6日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの6日間と決定いたしました。

本会議は、本日と9日、10日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「諸般の報告」。

一部事務組合議会に関する報告を行います。小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より順次御報告をお願いしたいと思います。

7番（西田直美君） それでは私のほうから小国町外一ヶ町公立病院組合議会の報告をいたしたいと思います。令和3年9月24日と11月30日の議会報告をいたします。

まず第1に9月24日、南小国町2名、小国町4名の議員が全員出席しました。話されたことは1番として議案第1号、専決処分の事項の承認を求めることについて。熊本県北病院機構設立組合が玉名市玉東病院設立組合へ名称を変更したため、熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要が生じました。これは全員挙手で承認されました。

それから議案第2号、令和2年度小国町外一ヶ町公立病院事業会計決算認定についてでした。決算額が17億3千887万2千900円で古賀尚年監査委員から決算審査意見書並びに資金不足比率審査意見書の提出とともに説明が行われ、その後決算が全員挙手で承認されました。

議案第3号、小国町外一ヶ町公立病院組合看護学生奨学金貸付条例の一部を改正する条例で、看護学生の定義を看護師及び准看護師から看護師のみにすること。また奨学金の貸付けを受けていた期間勤務すれば返還免除となっているものを貸付期間プラス1年勤務で返還免除するという改正になりました。全員挙手で承認されました。

4番目の報告事項として、病院名を小国町外一ヶ町公立病院組合から小国郷公立病院組合へ名

称変更する旨の報告がありました。

またその他として、7月25日の女性議会で出た公立病院への要望を提出しました。

11月30日、5名の出席でした。議案は一つだけ、令和3年度小国町外一ヶ町公立病院組合事業会計補正予算第1号が提出され承認されました。また9月に報告のあった名称変更について両町の12月定例会で規約変更の議決をお願いしたい旨の説明がありました。

以上、御報告いたします。

3番（穴見まち子君） おはようございます。

私は、阿蘇広域行政事務組合の会計の歳入歳出の決算書の報告をいたします。

令和2年度阿蘇広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定。歳入が30億9千553万3千300円。歳出が30億4千960万3千115円。2件目は阿蘇には広域行政の特別養護老人ホームが2つあります。最初にみやま荘から歳入3億2千101万768円、歳出3億914万3千449円です。そして湯の里荘。歳入2億9千8万1千756円、歳出が2億7千866万3千937円となっております。

そして、議案11号として中部消防署高規格自動車の取得についての案が出されました。これは平成22年11月に中部消防署に配置された高規格自動車の更新事業で10年が経過し劣化、老朽化に対応できない状況である。今後発生しうる災害などに迅速、確実に対応するために議案として上がってきました。価格は税込みの1千826万円です。

次に補正予算が3件ほど上がってきました。議案12号、阿蘇広域行政事務組合の一般会計補正予算。そして議案13号として、阿蘇広域行政事務組合特別会計養護老人ホームみやま荘の件。議案14号として阿蘇広域行政事務組合特別老人ホーム湯の里荘の補正予算が上がってきました。その中で最後に監査委員の意見がありましたけれども、その中で少し私も気になったところを申し上げてみたいと思います。

特に消防費においては最近発生している災害のために河川の改修工事は県と市町村一体になって行われていくことに監査委員としての意見が行われていました。それから、環境衛生。RDF施設利用者の生ごみの分別が不適切でごみの分別、減量において従来から繰り返し丁寧な啓発が行われていますけれども、市町村財政がこれからはなかなか悪くなっていく中に配慮したごみの排出量削減に各市町村が一体となつてごみの適正処理に向け広報啓発活動を検討していただきたいという趣旨の意見をいただきました。

以上です。

議長（松崎俊一君） 両名ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第48号 小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

議案第48号 小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律の改正に伴い、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新規制定を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

それでは、私から制定内容について説明をさせていただきます。

条例集の1ページ右肩48と記載してありますものに条例本文を付けております。また小国町長等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の概要等について総務課資料（1）に記載をしております。今回の条例制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の改正に伴い小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新規制定を行うものでございます。

主な内容は、町長や行政機関の各委員、職員等の町に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは損害責任額を限定し、それ以上の額を免責することを定めるものでございます。

それでは、総務課資料（1）により説明をさせていただきます。まず地方自治法等の一部を改正する法律についてという部分でございます。法改正の概要につきましては、地方自治法の一部改正に伴い条例において長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができるとされたものでございます。

この法改正の背景につきましては、従前の法制度上、住民訴訟の対象となる長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合においても、損害の全額について責任を追及される可能性があります。住民訴訟については、不適正な事務処理の抑止効果があります。その一方で、住民訴訟において軽過失の場合も、町や職員等の多額な責任を請求されることがあります。高額な賠償責任を認める判決を踏まえ、長や職員等の心理的な負担により、柔軟な職務執行において萎縮が生じ、果敢な施策展開に支障が生じています。これまで、長や職員等の損害賠償責任を軽減する制度がないことから、自治体の債権を放棄する議決が行われてきています。そこで、軽過失における損害賠償責任の追及の在り方を見直し、立法例として会社法等における役員等が軽微な過失

である場合の損害賠償責任を軽減する仕組みを参考に、長や職員等個人が負担する損害賠償額を軽減する措置を講じるものでございます。

次に条例の概要について、長等の本町に対する損害賠償責任に基づく額から、基準給与年額に町長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額を免責いたします。ただし、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限るものでございます。

裏面のほうお願いいたします。イメージ図を付けております。例えば賠償責任の総額が1億円とします。町長の基準給与年額が1千万円とします。職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は条例案を適用し、本資料の3実質的な負担額の係数であります基準給与年額の6倍により算出します。賠償責任総額の1億円から基準給与年額の1千万円の6倍である6千万円を控除した残りの4千万円が免責されるというものでございます。

次に、条例制定の理由について御説明をいたします。現行の法制度上、住民訴訟の対象となる地方公共団体の長その他の職員の損害賠償責任については、その職員に軽過失しかない場合にも相当因果関係のある損害の全額について追及されることとなります。近年においても、地方公共団体の長その他の職員に対する1億円を超える高額で過酷な賠償責任を認める住民訴訟の判決が出されているが、関連する最高裁判決における各裁判官の補足意見においては、職員個人に負担を負わせることが柔軟な職務執行を萎縮させるといった指摘もされております。本町においても、様々な施策を進めていく中で、住民、開発事業者、行政等の間の利害を調整することが困難な場面が起こることは十分に予想され、本町職員が住民訴訟による厳しい過失責任を問われるという可能性は十分にあります。本庁職員が必要以上の心理的負担を受けずに、公正に職務を執行することが可能となるよう本条例を制定しようとするものでございます。

実質的な負担額につきましては、町長が基準給与年額の6倍、次に副町長、教育長・教育委員会委員、選挙管理委員及び監査委員が4倍、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員が2倍、職員が1倍というふうになっております。それぞれ町長をはじめとした職員に係る係数や計算法につきましては、地方自治法施行例第173条において規定されており、これを参酌して同様に条例案を定めております。またこのケースにつきましては、会社法等におきましても代表取締役が6とか、次の役職が4ということでございますので、そういった例も参考にさせていただいております。

それから、条例本文では第1条に趣旨、第2条に損害賠償責任の一部免責をうたっております。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、先般12月3日開催の全員協議会で児玉議員より2件の御質問がありました。この質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、1件目の御質問の条例の制定により長の損害賠償額の年額6倍は固定されるのかにつきましては、免責については職務を行うとき善意でかつ重大な過失がないときは、とありますがそ

の判断は長自らが行うこととなっております。免責を行った際には、議会への報告が義務づけられております。よって損害賠償額が基準給与年額の6倍を超えた免責条項を適用すれば6倍までとなるとお伺いしております。

次に、2点目の御質問の6倍を超える損害賠償金を払う意思がある場合はどうなるかにつきましては、免責するか否めないかの判断は長に委ねられており、重大な過失があったと認めた場合は免責されることなく住民監査請求結果による監査委員からの勧告や住民訴訟の判決で示された額を弁済すべきと解しており、職務を行うとき善意でかつ重大な過失の有無の判断により行うものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第48号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まずお尋ねします。

条例案の第2条では、要するに善意で重大な過失がないときは基準給与年額の町長の場合であれば6倍を超える分、副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員は基準給与年額の4倍を超える分、農業委員会の委員、固定資産評価委員会の委員の場合は2倍を超える分、町の職員については1倍を超える分の賠償責任が免除されるということになりますので、そこでこの第2条の1号、2号、3号、4号の具体的な額がどうなるのか。町の職員の場合はそれぞれ等級一覧であげると思いますので、1番下の人と1番上の人をお示しいただければと思います。

総務課審議員（佐藤則和君） おはようございます。

今の5番議員の質問でございますけれども、最後ちょっと把握し難かったのですけれども。農業委員会の委員とか固定資産評価審査委員会委員の額がどうなるかということでしょうか。

5番（児玉智博君） 全部。1号から4号まで。

総務課審議員（佐藤則和君） 1号から4号までですか。

5番（児玉智博君） 条例案の1号から4号までであるでしょう、第2条の。それをここに書いてある分は全部言ってください。

総務課審議員（佐藤則和君） 金額をですか。

5番（児玉智博君） もちろんそうです。だって基準給与年額の4倍とか言われてもいくらかわからないでしょう、私たちは。

総務課審議員（佐藤則和君） その算定額については総務省の例のほうに出ていますので。

5番（児玉智博君） それはわかっているけれども。

総務課審議員（佐藤則和君） それについて今すぐ算定はちょっとしておりませんので、回答は算定ができたらさせていただきます。

以上です。

5 番（児玉智博君） 動議で休憩をお願いします。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩とします。

（午前 10 時 23 分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 37 分）

総務課審議員（佐藤則和君） 時間をとりまして申し訳ございませんでした。

先ほど 5 番議員の質問にお答えしたいと思います。免責された残りの額ということで、町長が 6 倍にしまして 7 千 1 7 5 万 6 千円、副町長が 4 倍にしまして 3 千 5 3 6 万 2 千円、教育長がこれも 4 倍になりまして 3 千 2 5 0 万 6 千円、教育委員会の委員がこれ 4 倍です 1 0 7 万 2 千円、選挙管理委員会会長がこれ 4 倍です 4 4 万 8 千円、委員同じく 4 倍の 4 2 万 8 千円、監査委員でございます代表監査が 1 2 0 万円ちょうど、議選の監査委員が 9 2 万円、両名ともに 4 倍になります、農業委員は 2 倍になりまして会長が 5 2 万円、委員が 5 0 万円、固定資産評価委員でございます委員長が 2 倍になりまして 1 1 万 8 千円、委員が 1 0 万 8 千円、職員の場合はちょっと算定が職員給個人全部違いますけれども、例えば課長級で 4 0 万円と想定した場合が 1 倍で 6 5 8 万円ということに算定上なっております。

以上でございます。

5 番（児玉智博君） 高卒初任給もわからないのですか。

（答弁なし）

5 番（児玉智博君） 後で教えてくれればいいです。

わかりました、大体ですね。これが要するに先ほど課長の説明の中でこれが悪意善意の判断というのも結局内心の問題なので、判断することをその悪意の証明というのもしなければならぬ。そういう立証責任であったりとかあるいは今言われた過失の程度ですね。重大な過失なのか軽微な過失なのか。その判断は町長にかかってきた場合は町長がするということになると言われたわけです。そのほかの副町長以下一般職員の善意悪意の判断であったりとか立証を誰がしなければならないとか。それと過失の程度の判断その辺ももう全部町長がやるということですか。

総務課審議員（佐藤則和君） この免責条項につきましては、平成 29 年に法改正がされております。それ以前の法律であります職員賠償責任というものがありまして、その判断については全て長が行うことになっております。ですので従前から職員の判断は町長が行うべきであったということでございます。

以上です。

5 番（児玉智博君） その判断は長がするというのを言われた。すみません、これなかなか難しいので聞くのですけれども、結局これ今問題になっているのが地方自治法の第 242 条の 2 の 4

号の部分ですね。要は財務会計とかについてまずは小国でもこれありましたけれど住民監査請求を起すわけです。住民監査請求をして結局その監査委員が却下とか棄却をした場合その判断を不服として30日以内に住民訴訟を住民は訴えるわけですが、そのときに当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求ということで、結局それは裁判でもう要するに町長であったりとか職員に対してその損害分を町に返しなさいという裁判を起こした場合、裁判所は返せという裁判。例えば1億円だこの損害額が。1億円を返還しなさいと町長若しくは職員らにそういう判決を下すわけです。判決を下した場合1億円のうちのそれぞれ上限が今言われた7千175万6千円から課長級であれば約658万円。それを超す分は免責しましょうねとそういう条例を今作りますと。ただし結局この条例を作ってしまうとそういう第三者的な客観的な目ではなくて、要はもう全て町長の主観でそういう例えばどこかそういう委員会等に諮問とかすることなく客観的ではなくて主観的にもうこれはいや過失があったかもしれないけれど重大な過失とは言えないという判断で免責ができてしまうということなのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 今の御質問でございますけれども、このような住民監査請求がある場合はこういう判断をするまでに、町を二分するような論争があったりとかそういった過程が予想されます。その中で長として善意でかつ重大な過失がないという判断をするわけでございます。もちろんその結果は議会に報告しなければならないと。その金額等どういった理由でこういった判断をしてこの金額で免責条項を私は判断したということを議会に報告いたします。議会に報告するという事は公にさらすということでございます。もちろん住民にもさらされますのでその後においてはそれに不服があれば議会は議員議決なりをして不服を申し立てるなり、住民は住民でそれに対する判断のまた異議を裁判所に申し立てるなりの行為に移っていくのではないかと今のところは執行部としてはこのようになっていくのではと解しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第48号、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてに反対の立場から討論を行います。

まずもって問題なのは、結局今回の条例に定められた額以上の損害賠償責任について免責するという事は、免責された額は町民が全体で負担しなければならないということになってしまうということでありまして。そしてそもそも住民監査請求や住民訴訟に至るまでに住民にとってはか

なりのハードルがあります。まず住民監査請求であります、住民監査請求は請求ができる期間が原則当該請求対象となる財務会計行為のあった日などから1年以内というふうになっておりますし、先ほど申しましたとおり監査請求に不服がある場合住民訴訟は住民監査請求を行った請求者が監査結果に対して不服がある場合、違法な財務会計行為につき監査結果から30日以内などの条件のもとで裁判所に対しその是正を訴えるものであります。そしてそうした裁判においての不法行為などの立証責任は全て原告である住民が負うということから非常にそういう提起自体にハードルがあるものであります。しかもそういった住民監査請求や住民訴訟の状況というのを見てみますと、これは総務省が2007年4月1日から2009年3月31日までの2年間の住民監査請求及び住民訴訟の提起数とその内訳というのが公表されております。住民監査請求については全国の都道府県、市区町村、合わせた合計の件数が1千798件なのに対し、取り下げ37件、却下733件、棄却923件に対し、勧告に至ったのはわずか91件であります。住民訴訟についても同じく全国の訴訟の件数が629件なのに対し、却下82件、棄却196件なのに対し、原告一部勝訴が22件、全部勝訴が4件ということで、これから見ても分かるように非常にこの賠償責任が認められるということについては高いハードルが設けてあるわけであります。

今問題になっている善意で重大な過失がない場合についても、現行法上何の救済措置もないかといえそうではありません。議会が議決によりこれはやっぱりこれだけの高額な賠償責任を個人に問うのは苛酷であると判断した場合は、議決により債務放棄をすることが可能になっております。つまり第三者的な目で議会が執行機関から独立しているわけですから、独立した議会が第三者的な目で放棄することが規定をされているわけであります。しかし質疑や執行部の説明からも分かるとおりこの条例を通してしまえば町長の主観で免責を決定することができるということになりますので、やはり町長個人の主観で町民全体がそうした損害を負担するという事は私はこれは妥当ではないと思いますので反対するものであります。

議長（松崎俊一君） 反対の討論がありました。

賛成の討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） その他、討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号、小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第49号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の2ページをお願いいたします。

議案第49号 小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱及び「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部が改正されたことに伴い、小国町国民健康保険条例の一部について所要の改正をするものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） おはようございます。

改正内容について御説明申し上げます。今回の国保条例の改正に関しましては今町長が申し上げましたように、被保険者の出産の際に支給されます出産育児一時金の支給額の改訂の条例改正案ということになります。

条例集の2ページ右側に49と表示してあるものが改正条例本文となります。また町民課資料の1で新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明を申し上げます。町民課資料の1を御覧いただきたいと思っております。

今回提案をさせていただいている条例改正案とあわせて関連する規則の一部改正案の新旧対照表を上下に記載してございます。まず改正前の条例規則右側の部分になりますけれどもこちらを見ていただいて、現在の出産育児一時金ですが条例で定めている40万4千円の本体の部分と規則で定めている1万6千円合わせて42万円を支給しているところでございます。規則に規定してございます加算金1万6千円についてですが、これ産科医療補償制度によるものでございまして出生時に脳性麻痺等が発生した場合の補償金に係る契約金、掛金ということになります。

続いて資料の左側、改正内容についてでございます。今年の8月健康保険法施行令等の一部改正によりまして、規則に規定してございます掛金の額が1万6千円から1万2千円に減額改定されることとなっております。これに伴いまして条例で定めております出産育児一時金の額が40

万4千円から40万8千円に増額改定されるものでございます。

改正内容は以上でございますので、今回の改正によりまして出産する被保険者の方に支給される一時金の合計額は改正前後とも42万円となりまして、金額の変更はない支給額の変更はないというかたちものになります。

本条例規則の一部改正は、令和4年1月1日からの施行でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第49号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号、小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第50号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

議案第50号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴いまして、小国町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（北里慎治君） おはようございます。

それでは説明をさせていただきます。条例集の3ページでございます。右肩50が全体でございます。説明につきましては、税務会計課資料（1）概要分と新旧改正分のあります資料（2）をもちまして説明させていただきます。

全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日にまた同法律施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることになりました。このため条例改正等に必要な措置を直ちに講じるよう熊本県総務部市町村税務局市町村課長から通知があり今回条例改正を提案させていただきました。

今回の改正の中心は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国、地方の取組として国保制度において未就学児の均等割額を軽減する措置を規定するものであります。具体的には国民健康保険税の減額を規定している第23条についてこれまでの第23条を第1項とするとともに、新たに第2項として全世帯の未就学児に係る均等割についてその5割を軽減する被保険者均等割額の減額規定を追加するものであります。例えば7割軽減対象の未就学児の場合は、残り3割の半分为軽減するため8.5割の軽減となります。なおこの軽減措置については国2分の1、県の4分の1、町4分の1の負担とすることと規定されております。これに関連して第3条から第5条の2までの医療保険分として扱っている分を基礎課税額として規定の明確化を図る改正や第6条では賦課期日の属する年の前年の所得に係るが第3条に書かれており不要であるので削除する改正などがございます。

附則の改正は、主として「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「第23条」を「第23条第1項」に改正するなどの規定の整備を行うものであります。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします

議長（松崎俊一君） これより議案第50号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第51号 小国町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集4ページをお願いいたします。

議案第51号 小国町特別会計条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、坂本善三美術館特別会計について、令和4年度から一般会計において経理を行うため、小国町特別会計条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） おはようございます。

改正条例本文の5ページ右肩に51と書いてあるものと、資料1教育委員会事務局と右肩に書いてある新旧対照表、これらを御覧いただきたいと思っております。

今回の条例改正は現在特別会計で会計処理を行っている坂本善三美術館特別会計を、令和4年度より一般会計の中で会計処理を行うための条例改正です。坂本善三美術館は平成7年度に開館しております。初年度は一般会計で処理されておりましたが、平成8年度以降条例の改正を行い坂本善三美術館特別会計において予算執行、会計処理がなされてきております。当時議会会議録等を確認しましたが、会議録の中では美術館を特別会計で管理することとなった経緯、理由等についてはわかりませんでした。また特別会計については地方自治法に規定されておりますが、現在の坂本善三美術館運営についてはこの条項に該当するものとは言いがたく、県内の他の自治体の美術館などに置いても会計処理を一般会計で処理されていること、また町の他の施設等においても一般会計の中で管理されていることから坂本善三美術館の管理についても一般会計の中で管理することが望ましいという結論に至り今回の条例改正をお願いするものです。令和4年度より一般会計で美術館の会計処理を行いたいため、令和4年度の予算審議を行う3月議会において一

一般会計の中で予算提案ができるよう今回条例改正の上程となったものです。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行し、経過措置として令和3年度出納整理については、なお従前の例によるものとするものです。

説明は以上です。御審議方よろしくお願ひします。

議長（松崎俊一君） これより議案第51号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

確認ですけれども、特別会計から一般会計に移行するということでその説明はいただきました。当然説明いただいたのは現行管理担当課である教育委員会の事務局長からだったのですけれども、一つ確認させていただきたいのはこれが4年度以降、款いわゆる費目です、費目は教育費になるのか、あるいは総務費になるのか。いわゆる坂本善三美術館は博物館法に基づく美術館ですよね。その確認も含めて今後の担当所管、いわゆる予算費目がどうなるのかお尋ねしたいと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 現時点今予算編成中ですので最終決定ということではありませんが、教育委員会のほうからは予算要求として教育費の中で社会教育関係と一緒に予算の計上をさせていただき、今後予算ヒアリング等を行っていききたいというふうに思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号、小国町特別会計条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第52号 小国町外一ヶ町公立病院組合規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページをお願いいたします。

議案第52号 小国町外一ヶ町公立病院組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第2項の規定により、小国町外一ヶ町公立病院組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和3年12月8日

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、小国町外一ヶ町公立病院組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。先ほども西田議員から公立病院議会での報告をしていただいたところでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、私から議案集の5ページ中ほどの小国町外一ヶ町公立病院組合規約の一部を改正する規約により説明をさせていただきます。また総務課資料（2）が新旧対照表となっておりますので併せて御覧いただきたいと思っております。

小国町外一ヶ町公立病院組合規約について、題名を「小国郷公立病院組合規約」に改めるものでございます。また第1条中の「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではありますが今回の規約改正の説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第52号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 一部事務組合ですので公立病院議会のほうで審議がされることではありますが、一応こうやって議題としてこの議会に上がってきておりますので伺います。この名称を一部事務組合だけではなくて病院自体の名前も変えるということでは言われましたので、この名称を変更することで大体必要になってくる予算はどれぐらいあるのか。具体的には看板を変えたりとかそういうシステムの変更とかいろんなことの手続きがこれから必要になるとは思うのですけれどもどうなっているか。御存じであればお答え願えますか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

名前の変更を南小国町と小国町でお話をさせていただきまして、公立病院の議会のほうでお願いをいたしました。その中で名前を変更するということまでをお願いしたいという旨お伝えしておりますけれども、先ほど言った予算の部分その分に関しましては来年度の当初予算に上げたいというふうに思っておりますので、高橋町長と予算の部分に関してまた公立病院の院長、事業

管理者とお話をさせていただいて、予算に関しましては来年度の当初というところをお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

5 番（児玉智博君） その場合の予算がいくらかかるのかわからないのですけれども、多分あの壁にかかっている小国公立病院というあれを変えるだけでも何十万円ではできないと思うのです。何百万円ということになってくるかと思うし、そういった場合予算措置としては結局病院事業の利益の中から出すのか、それとも名称変更自体を各構成自治体の議会で議決したからそれは小国町と南小国町で負担しなければいけないのか、その辺がわかれば教えてください。

町長（渡邊誠次君） ちょっと休憩とってもらっていいですか。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 15 分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 27 分）

町長（渡邊誠次君） お時間取らせました。

今病院のほうに確認しましたところ、名称の変更を行うということで名前の小国公立病院というのは今のところは変えないというところがございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 5 2 号、小国町外一ヶ町公立病院組合規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第 9、「議案第 5 3 号 令和 3 年度小国町一般会計補正予算（第 8 号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の 6 ページ上段をお願いいたします。

議案第53号 令和3年度小国町一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第8号）をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町一般会計補正予算（第8号）

令和3年度小国町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1千830万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8千659万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長（佐々木忠生君） それでは、令和3年度小国町一般会計補正予算（第8号）について、補正予算書により内容を説明させていただきます。

2ページをお開きください。第1表といたしまして、2ページから3ページに歳入歳出それぞれ款項の区分及び金額を記載しております。

4ページは、地方債補正として変更分を記載しております。

5ページから6ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

それでは、歳出のほうから順次説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。10ページ、議会費から15ページ、教育費までに記載しております報酬、給料、職員手当等、共済費などの人件費につきましては、総額で607万8千円の増額補正になります。この主な理由といたしましては、9月の人事異動に伴う職員給、職員手当等の予算組替による32万8千円の増額、保育園の4人の職員の産休、育休これにつきましては職員3人、会計年度任用職員1人となります。による補完業務及び各課所管業務の予算不足に伴う時間外勤務手当550万円の増額と職員の転居に伴う住居及び通勤手当として25万円の増

額です。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明をさせていただきます。

10ページ中段の総務費の欄をお願いいたします。財産管理費の24積立金の中で、財政調整基金積立金1億8千万円を計上させていただいております。これは地方財政法第7条の規定により前年度実質収支3億3千812万9千円の2分の1以上の1億8千220万円を積み立てるものであり、すでに当初予算で220万円を積立せており今回の補正で残りの1億8千万円を積み立てるものでございます。財源は全額、前年度繰越金でございます。

次に同じく積立金の中で庁舎建設基金積立金2千万円を計上させていただいております。これは本年度の庁舎トイレ改修工事の財源として1千300万円の取り崩しを予定しており、今後の庁舎改修等に備えるため今回2千万円の積立てを行うものでございます。財源は全額、前年度繰越金です。

次に、12ページ上段の民生費の欄をお願いいたします。児童福祉総務費の18負担金補助及び交付金の中で、子育て世帯臨時特別給付金4千575万円を計上させていただいております。これは国の施策によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置を行うもので、支給対象1人当たり一律5万円を支給するものでございます。財源は全額、国庫支出金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金です。

次に同じく負担金補助及び交付金の中で、施設型保育給付費600万円を計上させていただいております。これは認定こども園等の教育、保育を利用する子供について認定区分に基づいて施設型給付金を支払うもので、当初予算で4千100万円を計上していたが園児の増加、低年齢化に伴い給付額の増加が見込まれるため、今回600万円の増加補正を行うものでございます。財源は国庫支出金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金300万円、県支出金の子どものための教育・保育給付費県費負担金150万円で残りは一般財源です。

次に13ページ中段の農林水産業費の欄をお願いいたします。団体営土地改良事業費の14工事請負費の中で、農業農村整備工事800万円を計上させていただいております。これは農業農村整備事業交付金を活用して、北里塩井川水路の漏水が発生している土水路部分の改修工事を実施するものです。工事費は200万円で施工延長は30メートルを予定しております。財源は県支出金の農業農村整備事業交付金75万円、農業農村整備事業分担金4万5千円で残りは一般財源です。また宮原土田水路と黒渕城村水路の附帯施設として、スライドゲートやスクリーンを追加実施するものです。工事費は600万円でスライドゲート2基とスクリーン2基をそれぞれの水路に各1基を予定しております。また11役務費の中で水路敷きと山林の分筆登記手数料として150万円を計上しております。財源は全額、一般財源です。

次に同ページ中段の商工費の欄をお願いいたします。地域エネルギー費の12委託料の中の地熱利用還元区域調査業務委託料で減額の250万円を計上させていただいております。これはコ

コロナ禍による現地調査を含む調査業務の実施が困難であったため減額補正を行うものでございます。財源は全額、一般財源です。

次に同ページ下段の土木費の欄をお願いいたします。土木総務費の7報償費の中で、防災対策協力金1千400万円を計上させていただいております。これは令和2年7月豪雨により発生した大字黒淵弥太郎谷地区の土砂災害において、小国町と地元関係者とMEGASOLAR GENERATION NI合同会社の間で3者合意が整いつつありますので、その合意書案に基づき町が行う防災対策の協力金として地元関係者に町が支払うものでございます。財源は全額、一般寄附金です。

次に14ページ上段の土木費の欄をお願いいたします。道路維持費の18負担金補助及び交付金の中で、町道沿線立木安全対策事業補助金200万円を計上させていただいております。これは町道に隣接する危険木の伐採搬出を促し、大雨等による道路通行不能を防ぐほか災害時の安全な交通経路の確保を目的として補助するものでございます。森林所有者の災害に対しての危機管理意識の向上等により事業申請が増えたため、今回200万円の増額補正を行うものです。財源は全額、森林環境譲与税です。

次に道路新設改良費の中で、実施設計委託料100万円と町道改良工事請負費1千100万円の総額1千200万円を計上させていただいております。これは防災・減災、国土強靱化のための予防保全を目的として、町道湯鶴線の排水施設整備を行い排水機能の向上を図り、地域住民の安全確保と災害時の国道212号の代替路として役割を果たせるよう工事を行うものでございます。財源は全額、町債を充当いたします。

次に同ページ中段の教育費の欄をお願いいたします。事務局費の18負担金補助及び交付金の中で、小国高校キャリア教育推進協議会負担金91万5千円を計上させていただいております。これは小国高校におけるキャリア教育の推進体制の整備、充実を図るため、総合的に調整、支援することで、将来の地域づくりのための人材育成を図り両町中学校からの進学率を高め小国郷唯一の高等学校を存続させ、地域の活性化を図ることを目的に協議会の事業に対し両町で負担を行うものでございます。なお負担割合につきましては小国町が6割、南小国町が4割でございます。財源は諸収入の阿蘇地域元気再生支援事業助成金60万円で残りは一般財源です。

最後に15ページ中段の災害復旧費の欄をお願いいたします。土木施設災害復旧費の中で、調査測量設計委託料1千600万円と現年災工事請負費9千900万円の総額1億1千500万円を計上させていただいております。これは令和3年7月9日から12日の梅雨前線豪雨及び8月11日から18日の豪雨により被災した道路河川の機能回復を図るため、災害復旧工事及び調査測量設計委託を行うものでございます。なお災害復旧箇所数は道路10件、河川4件の合計14件です。また災害復旧事業の対象とならない附帯工事分の修繕費500万円と消耗品20万円を計上させていただいております。財源は国庫支出金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金6千600万円、町債2千390万円、残りは一般財源です。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入についての説明になります。

7ページをお開きください。今回の補正に対する歳入になります。先ほどから歳出の説明に合わせて説明させていただきましたが歳入に伴う補助金等の内容を7ページから9ページに記載しております。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第53号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 10ページ、財政調整基金積立金について伺います。今回1億8千万円の財政調整基金の積立てをするということですが、これで積み立てる場合残金いくらになりますか。

総務課長（佐々木忠生君） 令和3年度末の残高見込みという分で今回補正でお願いして1億8千万円を積立てれば6億8千793万5千円となります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

13ページ、商工費の地域エネルギー費です。減額補正となっておりますけれども、先ほどの説明ではコロナ禍により調査業務が少なかったといったような御説明がありましたけれども、当初予算で説明あったかと思うのですけれども今一度改めてこの地熱利用還元区域調査業務委託という業務が、必要性和例えばこの12月なのですけれども説明理由がコロナ禍によってということであれば、もう最後の最後3月でもよかったのではないかな。必要な調査であれば当然調査をしていただきたいというのがみんなの思いかと思うのですけれども、そこらあたり含めて今回減額となっておりますけれどもお考えはいかがでしょうか。

政策課審議員（田邊国昭君） 地域エネルギー費で計上しておりました調査委託料の減額について説明いたします。昨年度から九州大学と連携しまして小国町の地熱の状況につきましての調査を委託しておりました。九州大学と今年度は還元地についての調査を行うという予定で進めておりましたが、大学側との協議がなかなか調査のほうの着工が難しいということで延びておりました。大学のほうで現地調査を今年度としては行っていない、大学の行動指針の中で県をまたぐ移動や密の空間での作業などに問題があるということで現地調査がなかなか開始できないまま時期が遅くなりましたので今年度中の調査を完了するようなめどが立たないということになりまして、今年度補正で減額させていただき来年度に新たに予算に計上させていただいて令和4年度としてこの地熱の今度は還元ポイントの調査を改めて来年度実施したいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 3点、一括して聞きます。

まず第1点目が、12ページの子育て世帯臨時特別給付金です。子供1人に5万円という給付

金が出されるということでしたが、今後の手続きがどうかたちで進むのか説明してください。

2点目、13ページにございます防災対策協力金です。1千400万円協力金として町が地権者に支出するわけですが、これは3名の地権者の方がいらっしゃると思いますがそれぞれにお支払いするわけですけれども、その支払う基準はどのようにして3名の方に。町がお金を出すわけですから当然公平性が担保されなければならないと思いますが、どういう基準で支払われるのか御説明ください。

最後3点目、14ページ、小国高校キャリア教育推進協議会負担金というふうになっております。小国高校については小国高校の魅力化と永遠の発展の会がありますけれども、このようにして町が関わったりその補助金を出したり予算を出す団体というのがこういうふうに複数に渡りますと非常にそれぞれの役割分担とかどのようになっているのだろうかと思います。両方とも小国町、南小国町、両町が関わるわけですけれども今後その2つあります会がどのような役割を分担して小国高校のそういう支援であったりとかをしていくのか教えてください。またこれ今回早稲田大学の学生たちを招いて2日間にわたりそういうキャリア教育の授業をなさるわけですが、今回コロナ関係でできるかどうかわからなかったのが今回感染症が今のところ収束に向かってきたから補正予算で出したというお話でありましたけれども、ただやっぱり年間通して年度当初にある程度のいろんな学校行事なんていうのは、いつこういうのをやるというのを校務担当の人が作るのだと思うのですが、この場合いきなりそういう3月にやりますよというふうに割り込まれたら、いわゆる授業時間の確保とかの点でなかなか大変だと思うのですが生徒も先生方も。そういった点は当初から予算は今回出たけれども、そういう授業時間、ほかの学校行事との兼ね合いなんかはきちんと考えてやるのか、説明をお願いします。

町民課長（生田敬二君） まず町民課のほうから、12ページの子育て世帯臨時特別給付金の今後の手続き等についてということでのお尋ねです。支給の手続きに関しましては大きく2つに分かれると思っています。

1つは、中学生以下の通常町のほうから児童手当を支給している方々。国のほうでプッシュ型というふうに言われてますが、その口座に振り込みますよというかたちのものです。手続き上、不要である要らない方は逆に申出てもらうというような手続きになります。この方々につきましては何とか年内に支給をできるようにしたいというふうに考えています。

もう1つの区分ですけれども、児童手当が支給されていない高校生の方また町のほうで支給事務を行っていない公務員の方、役所関係、学校関係、警察関係等になりますけれども、こちらの方々の分については申請が必要になってまいりますので年を越すかたちにはなるかと思いますが、町のほうとしてもなるべく速やかな交付に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

町長（渡邊誠次君） それでは私から、災害協力金に関しての答弁をさせていただきたいと思いま

す。この部分に関しましては先日の全員協議会でもお話したとおりでございますけれども、3か所の土地がありますけれども地権者は確かに3名でございますけれども、協定合意に関連する方たちは6名ないし7名今いるところでございます。ですので災害協力金に関しましては土地に関してお支払いをするというわけではなくて、土地は無償譲渡ということでございますのでこの部分で基準はございません。ただ合意に至るに当たっては土地を災害協力ということで提供していただかないといけないというところでございますので、地権者側のほうからそれぞれに対する土地の思いそれから評価そういうのもございますのでその部分と、相手の MEGASOLAR GENERATION NI 合同会社のほうで話をして町のほうもお話をいたしましてその合意に至りましたので今回災害協力金として双方から MEGASOLAR GENERATION NI 合同会社から災害協力金としていただきまして、そして地権者の方またそれに関する方々には災害協力金というかたちでお支払いをして、町としてはその場所を押さえさせていただきたいという部分で災害協力金というかたちになったところでございます。

以上です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 順番が前後するかもしれませんが。

まず学校の授業等に先生また生徒たちに負担感というか逆に今の時期からスタートすれば与えるのではないかということですが、これについては全協のときに少し話しましたが、一昨年高森高校で行われて小国高校も参加する予定でしたができなかったということでしたが、大変すばらしい取組だということで次年度、昨年小国のほうで開催をしようということで当時の学校長、事務長、また両町、そのほか関係者のほうでもそういった話を進めておりました。昨年在コロナの関係でなかなか実施にこぎ着けなかった。今年度年度当初の予算をするに当たって3者で協議もしております。ただその時点ではやはりまだまだコロナのほうが見通せないということでできるタイミングでやれるならやろうということまでの話で予算化には至っておりませんでした、当初に。今回コロナのほう落ち着きを見せた中で何とかできないかということで3者で協議して、今回実施については当然学校のほうの行事関係も含めて検討させていただいて、3年生が非常に難しいということで1年を対象にした取組ということで今回実施をさせていただきたいというふうに思っておりますし、学校との日程調整のほうは今のところ学校のほうで決めていただいて対応ができているというふうに考えております。

それから、今回のキャリア教育推進協議会それから小国高校の魅力化と永遠の発展の会こちらとのすみ分けというか位置づけですけれども、基本的には小国高校存続のために小国高校を魅力化するというので両町、小国高校が一体となってやるのですが発展の会にはそれにプラス両町の小中学校だったりP T Aだったり、または後援会それから育志会等々が入ってその中で小国高校に必要な支援は何なのかを協議しながらこれまで発展の会のほうに支援を両町からやってきたと思っております。今回の部分につきましてはその中でもそこを經由というのも一旦は考えたの

ですけれども、それによって当然その総会なり理事会なり対応を必要とするという部分と両町と小国高校でしっかりそこについてはもう必要な事業ということで連携して今回協議会というかたちをつくってそこにお金を入れて実施するというやり方が一番望ましいのではないかということで今回のかたちになったものです。

5番（児玉智博君） 再質疑を行います。

まず防災対策協力金についてなのですが、寄附してくれる土地の地権者は3名だけでもただ7名この合意に関係者している方がいるということでありました。ということであればこの1千400万円は7名の方に分けて配るということですか。その基準はあるのでしょうか。なくてただ7名だから200万円ずつになるのですかね、割ったら200万ずつ配るのか。それともそうではないのか。そうでなければどういった基準。だからAさんはいくら、Bさんはいくら、Cさんはいくら、Dさんはいくらというふうになるのであれば、やはり一応もうこれ MEGASOLAR GENERATION NI 合同会社というところが寄附金として出すわけだけれども、一応町を通じるわけであればもうそれは交付金ということになりますので、やっぱりその辺の出す基準というのはある程度明らかにしていただきたいと思うのです。ですので御説明いただければお願いします。

それとこのキャリア教育の教育費についてであります。そうであればこの推進協議会については今回授業を実施したら解散するということになるのか。それとも残すのかというところを教えてください。

町長（渡邊誠次君） 災害協力金に対してのお話をさせていただきます。先ほど基準というふうに児玉議員申されましたけれども、この基準はMEGASOLAR GENERATION NI 合同会社と今回7月豪雨で被災された方々の話し合いのもとに基準が決められております。町はその立会いをさせていただくというところが大きなところでございますけれども、しっかりとその合意とか協定に基づいてお支払いをされているというところでございます。

また先ほど7名と申しましたけれども、この1千400万円に関しては6名の分でございますが、もう1人の分に関しては町を通さずに直接合意をした上で協力金というかたちでまたお支払いをするようなかたちをとられるというふうに聞いておりますので、その部分に関してはそういうふうに進むと思います。現況といたしましては6名分で1千400万円ということでございます。

それから土地の提供の部分に関しましては無償譲渡ということでございますので費用的にはかかりませんが、それぞれの地権者の先ほど言った思いとか土地の価値とかいろいろ考えがあると思いますので、その部分に関しましては直接MEGASOLAR GENERATION NI 合同会社と地権者の方たちもしくは被災者の方たちとお話をさせていただいた上での基準が決められておりますので、それぞればらばらでございます。ただ個人情報等々ございますので、どちらにいくらいったかというところは控えさせていただきたいというふうに私は思っております。

以上です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） この協議会につきましては今回新たに確かに設立しました。

ただこのキャリア教育を今後継続して実施していくのであれば、この協議会としてやはり対応していきたいという思いは今のところあります。ただこれについては高森高校、阿蘇中央高校、3校合同ということにも意義があるというふうに思っておりますので、これについてはそれに関連する自治体等々とまた今後の存続、場合によってはもう単独でやっていくということもあるかもしれないので、そういうのも含めて方向性が出た時点で必要性で存続するかしらないかという判断になるかと思えます。

議長（松崎俊一君） 審議の途中ですが、ここで休憩としたいと思います。午後の会議を1時から行います。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） ただいま、議案第53号について質疑中です。

5番（児玉智博君） 最後に何点かお聞きします。

防災対策協力金の部分で被災者全体としては7名いらっしゃるけれども、今回のこの防災対策協力金は対象となるのが6名であると。残る1名の方については直接メガソーラーの事業者のほうからお支払いになられるという旨の説明ございました。

それで素朴な疑問として、1名の方がそういう直接の支払いが可能だったのであればそういう個別のいろんな事情を鑑みて金額が決められるわけだから、全員直接してもよかったのではないかと思います。なぜその6名は町を通じて1名は直接というような違いが出てきたのか御説明いただきたいのと。併せて今後この治山あるいは砂防工事等々県の工事が行われると思いますけれども、今後どのような計画で安全な工事がなされていくのか教えてください。

それとキャリア教育推進協議会負担金であります。やはりそのキャリア教育というそういう特別な取組をしたと。前は高森高校が取り組んだのと同じ取組をするということで通常の魅力化と永遠の発展の会でやっていなかった取組であるというのは理解するところではあるのですが、しかし町の県立学校である小国高校への支援という意味においてでは何が違うのかという気がするわけです。それで今後この協議会を残すかどうかというのはまだ現時点では明確ではないということでありました。またキャリア教育というのであれば高森、阿蘇中央高校との枠組みなどということも言われましたけれども、やはり町が県立高校のためにお金を使うわけですからそこはやっぱり年度当初にこれだけいくらかでもやってやろうと思えばいくらかでも出したい思いというのは出したいし、向こうとしてももらったほうが助かるというところはあると思うのですがやはりそれはほかの事業、教育だけではなくて民生とか防災とか災害対策とかいろいろある中での高校

への支援でありますので、やはりそれはもう一目で分かるようにやはり魅力化が今まであったわけだからその補助金の中で工夫して取り組んでもらうということが望ましいと思うわけですが、今後どういうふうにかえられるか教えてください。

町長（渡邊誠次君） それでは私のほうから災害協力金についてまずお答えをしたいと思います。確かに1名の方がなぜ別になられるかという話でございますけれども、1名の方は実は今からMEGASOLAR GENERATION NI 合同会社が排水工事を行うという現場でもございますので、その部分でまだ取り決めをなされていないところも若干ございます。ただある程度合意の方向では向かっていますけれどもその部分で今回の合意の準備といいますかそれに間に合っていないということで直接お支払いをしたほうがいいのかという判断基準がありましたので、その部分ではもちろん合意には町は立会いをさせていただきますけれども今回の1千400万円の中には含まれていないということでございます。

それから重ねてお話しするように、災害協力金ということで基準はMEGASOLAR GENERATION NI 合同会社と地権者の方たち等の合意によるものですから基準が定まっていないということもありますので今回は災害協力金というもう名目で合意に至ったということでございますから御了承いただきたいというふうに思います。

それから現地のお話ですけれども、現状今砂防ダムが入るための道路とかがしてありますので実際県のほうと砂防ダム、治山、林務等々の工事が今から入ると思いますけれども、その工事が終わってからももちろん町のほうもできるだけ県にお願いしながら防災の対策をしていきたいというふうに思っているところでございます。詳細につきましてはまだ現状決まっていないということもありますので、町としても災害対策にしっかり尽力してまいりたいというふうに思っております。

それから小国高校の分に関しても、木下局長もう1回答えをしたいと思いますけれども、私のほうとしては高森高校それから阿蘇中央高校、小国高校、3校で持ち回りで今からやっていく大前提としてそういうことができたらいいですねというところで2番目で小国高校が手を挙げさせてもらっております。3年間で回ってきて同じような教育が受けられるのであれば小国、南小国としては約ですけども、ほかのところから比べると全体の6分の1の経費で済むのではないかなというふうに思いましたので、すごく効率がいいのではないかと正直思ったところがございます。また高森高校で私もそのキャリア教育を見させていただきましたけれども、もう3年生は非常に時間がなくて大変かもしれませんが1、2年生のできるだけ早いうちに大隈塾の講義それからワークショップ等々を是非体験していただいて、広い世の中の一部を知っていただきたい旨が考えられましたので、私としては効果の部分といいますか効率の部分といいますかその部分それから内容をしっかり考えさせていただいて、南小国の高橋町長とお話をまずさせていただきまして進めていきませんかというお話をさせていただいたような経緯がございます。あとの詳細は木下局長

がお答えすると思います。

以上です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 町長の後なので非常にしゃべり難しいのですけれども、町長も言われたとおりのやり取り3校での取組をしっかりと作り上げたいなという思いはあります。その中にどういったかたちでその組織ができるかにもよるかもしれませんがそういった中での協議会という位置づけはそちらのほうに移行するのかあくまで小国郷の協議会として持つておくのかという部分があるのかなというふうに思っております。

またこれについて今回は阿蘇地域デザインセンターの補助金を活用するというので、その裏の財源もありましてそれを含めて町としては発展の会ではなくて今回の協議会のほうでしっかりとその財源については対応していきたいというところもありまして、こういうかたちを取らせていただいたところです。

建設課審議員（小野昌伸君） 弥太郎谷の計画ということでダム本体の工事は先月ですか土木部のほうからの発注が終わっております。一応金額として3億ちょっとということで共同体の2社で今から本体の工事に入っていきます。来年、平成5年の1月、令和4年度中の本体の完成を目指しているところです。

それから下流域の流路工については今計画中ということで計画が出来次第用地交渉、それから工事に入っていく予定でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 農業農村整備工事の800万円の中で、土田水路のスライドの部分が入っていたかと思うのですけれども、これの予算がいくらかといつぐらいまでにできるか教えてください。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

予算書上800万円となっておりますが、土田と城村合わせて600万円でございます、工事といたしましては本年度中に完了する見込みでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 単品では出ないですか。

議長（松崎俊一君） 建設課のほうは質問のほうで理解できましたか。

建設課長（時松洋順君） はい。

すみません、今ここに資料を持ち合わせてございませんので後ほど。

7番（西田直美君） 後で教えてください。

建設課長（時松洋順君） はい。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） 確認なのですけれども、そのキャリア教育が3校の枠組みというのはよく分かるのですけれども、結局キャリア教育自体も学校行事としてやるわけでしょう。生徒からしてみればそれが3校の枠組みというのは確かにその3校の枠組みで、高森高校の人と阿蘇中央高校の人とやるという意味は分かるのだけれども、だからってこの推進協議会なのか永遠の発展の会があれするのかというのというのはそもそも関係ないと思うのです。だから要は私が言っているのは金の出し方の問題。だからそのキャリア教育推進協議会の行事で協議会を通したお金の行事であろうが永遠の発展の会の行事であろうが、例えば実施要綱を作るのは現場の先生ですね。町の職員が作るわけではないと思うのです。ですからやはりそのキャリア教育も一つの高校の魅力化のための一つではないですか。だからそのために町が出す予算というのはもうあらかじめ年度当初決めておくべきだと。それを使って年間の学校行事なんていうのは学校もあらかじめ作るわけだから、もう一つ一つのパッケージの中に入れてしまったほうが私は予算の審議であったりとかその後の監査もあるし議会も決算審査するわけですからやっぱりわかりやすいと。いくつも出てくるよりいいのではないのでしょうか。それは別に議会だけではなく受け取る側にしてもと思うのですが、そのキャリア教育推進協議会を作るなら作ってもいいけれど、必ずしもそのお金をそこに流さないといけないということではないのではないかと思いますのでどうでしょうかね。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 言われる部分わかる部分もありますが今回の場合が両町の負担で持ち寄るということで、発展の会としての中での事業として取り組むという話まで持っていておりませんでしたので、今回それぞれ3者でやろうということどこかにお金を持っていくというかたちで検討を3者で進めておましてこういうかたちになっております。次年度以降については町としてはこれも繰り返しになりますけれども3校で合同で取組ができるようになれば、町長は3年に1回という話もしましたが場合によっては毎年それぞれ応分の負担ということも可能になってくるのではないかと。それによって今の金額の3分の1の負担というかたちで3校の合同の取組もまだこれは当然ほかに学校と協議も必要ですのでありませんけれどもそういった取組になるのか3年に1回になるのか、そういう部分も含めて発展の会が取り組んでいる小国高校のと別にそこにやはり高森高校、阿蘇中央高校に関係する自治体も入ってきますので今後も考えるとそういった協議会的なものが必要になってくのではないかと、今後可能性はあるのではないかなと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

（午後1時14分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時19分）

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第53号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号、令和3年度小国町一般会計補正予算(第8号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第10、「議案第54号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の6ページ下段をお願いいたします。

議案第54号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第1号)をお願いいたします。1ページです。

令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千560万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 補正予算の内容について御説明をいたします。

補正予算書、最後の4ページをお開きください。下段の歳出でございます。

款の1 総務費の一般管理費ですけれども、システム改修負担金33万円の計上でございます。こちらにつきましては税制改正に伴うもの、また未就学児に係る保険税均等割額の減額措置に対応するためのシステム改修費用でございます。

次に上段の歳入をお願いいたします。

県補助金の特別調整交付金におきまして今説明しましたシステム改修費33万円が交付されるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出ともに33万円の増額となる予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第54号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第55号 公共工事請負変更契約の締結について（町道はげ湯線②道路改良工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の7ページをお願いいたします。

議案第55号 公共工事請負変更契約の締結について

次のとおり公共工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を

求める。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 補第47号 町道はげ湯線②道路改良工事
- 2 契約金額
当初契約金額 5千221万7千円
変更契約金額 5千853万8千725円
差 額 632万1千725円（増額）
- 3 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字北里3779番地2
有限会社ヤマニ建設
代表取締役 山本建二

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（時松洋順君） それでは私のほうから資料に基づいて概要を説明させていただきます。

資料右肩に建設課資料（1）と朱書きの資料がございます。そちらを御覧ください。

一番後ろに付いてございます写真につきまして、今回の変更には代表的な箇所を現状と施工前を対比してございます。上が施工前、下が現状となっております。

その1枚前のページにつきましては計画平面図を付けさせていただいております。

変更工事の概要といたしましては施工延長に変更はございません。地元の要望によります取付舗装の追加、コンクリート舗装でございます。それから本線舗装工事を夜間施工にしたことによります交通誘導員の追加でございますとか作業員賃金の割増しがございました。舗装の高さ決定に伴います農業集落排水マンホールの高さの調整が5か所、それから地元要望による転落防止柵の設置、その他現地精査に伴う変更がございまして差額の632万1千725円の変更契約を行いたいものでございます。

よろしく御審議ください。

議長（松崎俊一君） これより議案第55号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず1点確認なのが、この資料の2枚目のA3のやつ町道はげ湯線の計画平面図-1というふうには書いてあるやつです。これ確か通ったときに何回か工事中も見ましたが、3区画ぐらいに分かれてやっていたと思うのです。これの今日追加が出ているヤマニ建設がやった②の部分がどこからどこまでになるのかというのを聞きたいのと。

3枚目のこの写真ですけれども、この辺はヤマニではなかったのではなかろうかと何か別の建設会社がされていた部分ではないかなと。ヤマニ建設はこれよりもうちよつとあっちの奥のほうを一生懸命されていたのではないかなと思うのでその確認をさせてください。

それとこのマンホールの高さ調整が追加で必要になったというけれども、大体最初から設計をちゃんとしておけば追加工事にならないで元々の当初工事にこの分も盛り込むべきだったのではないかなと思うのですが、こういうのが必要になったということは設計が駄目だったのではないかなと思うのですけれどもどうでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

先ほど議員のほうからありました工区割りです。昨年令和元年の繰越しということで4工区に分けて道路改良をしております。確かに写真の場所においてはおぐに建設がとっております。昨年にほぼ改良が済みまして今回は改良の残りの部分、それと舗装というかたちで梶原建設が起点側からその残りをヤマニ建設ということで受けておまして、今回のその変更の部分においてはこの福祉施設一步のところにおいては一応ヤマニ建設の工区内というかたちで入れております。そういうかたちで昨年の4工区と今回の2工区の割り付けがちょっと違うというところで御理解いただければと思います。

マンホールについては調整はほぼ見ていたのですが、最終的な舗装をかぶせるときの微調整というかたちで金額に対しては40万円程度の微調整の変更が出ております。マンホール自体はおっしゃるとおりもう改良するときからはっきりわかっていますので、そこは十分完備しながら最終調整にお金の追加がいったというところではあります。この中でやはり一番の変更理由としましては最後に写真を付けていた一步さんのところのフェンスというかたちで、写真見て分かるように元々が当初計画のときは旅館をやっていたと思うのですがそのときは石垣があって生け垣があった。プライベートの保護がしっかりできていたということで今度道路を広げるために右も左も広くしてこんなに明るく景観が見えるようになりました。そのときに一応うちのほうとしては福祉施設でもありますので転落防止というかたちで若干のフェンス等々を考えていたのですが、非常に右側のうっそうとしたところも用地交渉というか道路が広がったためにもうすっきりもう涌蓋山が見えるような状況になって非常に吹きおろしの風が物すごくなるということと、プライベートの保護のためにパネル式の生け垣の高さが元々2.5メートルありましたので2メートル弱の目隠しフェンス、遮音性もあるのですけれども一番道路側のほうにも入居者がいますのでなかなか道路交通においても車の音がうるさいということの意見もありましたので遮音性にも優れたフェンスのほうに変えたというかたちで、これにおいてが大体370万円くらい、フェンスを4.2メートル付けるのですけれどもその分が大きな変更のもう大多数を占めたというかたちになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 今言われたのがこれの変更工事概要の主に4番の部分がお金が掛かっているということでしたので、そしたらその632万1千725円のこの5つ挙げられている部分、内訳がどうなるかわかれば教えてもらいたいというのと、この夜間施工ということを書いてあります、舗装工事を。これは夜間しなければならなかった理由は何なのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） お答えいたします。

まず内訳です。まず1番の地元要望によります取付舗装の追加これ70万円程度、2番目の本線舗装工事夜間施工の交通誘導員の増これが150万円、それから3番目の舗装の高さ、マンホールが先ほど申しましたとおり40万円、転落防止が370万円というかたちで、630万円というかたちになると思います。

夜間作業の必要性がなぜあったかというところにおいては、やはり観光地でもありまして24時間営業のお風呂屋さんが2軒ほど施工の奥と手前にもありますので迂回路として御存じかと思いますが岳の湯線から急な坂を上っていくやつを一応使って舗装をかけまして夜間はもうもちろん通行止めというかたちで対応していただきましたので、そういうかたちでお風呂屋さんの営業の時間と地元調整をしながら昼間やってもらうと困るところもあったので夜間のほうに切替えさせていただきました。夜間にするると警備員も割増しになりますし舗装の単価も夜間割増しというかたちで上がります。設計金額も上がっていく、若干の面積の増もありますのでその他もろもろ含めまして150万円というかたちになっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号、公共工事請負変更契約の締結について（町道はげ湯線②道路改良工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第56号 財産の取得について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集は８ページをお願いいたします。

議案第５６号 財産の取得について

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和３年１２月８日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

こちらにつきましては、担当課長より説明を申し上げます。

町民課長（生田敬二君） 財産取得に関する契約内容について、議案集の記以下でございます。

１財産の表示、山林４筆でございます。小国町大字宮原字城山７９番地１、２千３４７平米。同じく字城山７９番地３、２千６３９平米。次に大字宮原字宮向１７７番地１、１８５平米。同じく字宮向１７７番地３、３００平米でございます。４筆の地籍の合計は５千４７１平米でございます。２取得価格１１０万円でございます。３契約の相手方、小国町大字宮原１６９番地４、穴井スミ子さんでございます。取得の理由としましては、主に町立宮原保育園の周辺環境を整備するため、隣接する山林を取得するものでございます。

先般の定例議会で山林取得に関する補正予算の可決をいただきました。その後に所有者のほうと話をさせていただきまして、提出している議案の内容で話が整いましたので仮契約のほうをさせていただいております。なお前回定例会の際も配付しておりますけれども町民課資料（２）で、対象物件の位置図また航空写真について改めて配付をさせていただいておりますので御参照いただきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第５６号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５６号、財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 北里 隆泰

生年月日 昭和28年1月22日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2549番地

提案理由といたしまして、令和3年12月20日をもって、現委員の北里隆泰氏が任期満了となるため再任を求めるものでございます。

それでは、固定資産評価審査委員について簡単に御説明をさせていただきます。

地方税法第423条で固定資産評価審査委員会の設置、選任等がうたわれております。第1項では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。第2項では固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名以上とし、当該市町村の条例で定めるとしており当町の条例では委員の定数を3人としております。第6項では委員の任期は3年とするとなっております。

北里隆泰氏でございますけれども、平成31年4月23日から令和3年12月8日現在に至るまで固定資産評価審査委員会の委員としてお務めをいただいております。現在1期目でございます。ほかに農業委員を平成23年7月20日から平成29年7月19日までの6年間務めていただきました。これまでの経験、人格的にも適任者として私も判断させていただき提案をさせていただきました。職歴につきましては長年阿蘇農業委員協同組合に勤務され、現在は津埜運送のほうに在職をしておられます。皆様方も御存じというふうに思います。是非よろしく願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今言われた阿蘇農業委員協同組合って何ですか。

町長（渡邊誠次君） 言い方が間違いで、阿蘇農業協同組合です。すみません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は8人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君を指名いたします。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

ここでお諮りいたします。従来の方法を一部変更いたしまして、1番議員は自席にて投票をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、1番議員は自席にて投票をお願いいたします。

（投票箱持参）

議長（松崎俊一君） それでは2番議員より、順次投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君に立会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 0票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） 日程第14、「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年12月8日提出

小国町長 渡邊 誠次

でございます。

記といたしまして

氏名 宇野 恵美子

生年月日 昭和41年10月14日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 2 0 3 4 番地

提案理由といたしまして、令和 4 年 3 月 3 1 日に、現人権擁護委員の澁谷広美氏が任期満了となるためでございます。

少し概略を御説明させていただきます。

まず人権擁護委員について御説明を簡単にさせていただきます。人権擁護委員法第 2 条にあります委員の氏名というところから抜粋をさせていただきます。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするとされてございます。任期は 3 年小国町の委員の定数は 4 名でございます。

宇野恵美子さんでございますけれども、これまでに地元の幼稚園の P T A 会長そして地元の中学校の P T A の役員、小国町商工会の女性部の役員等々を務められた御経験がございます。私としては人格的にも適任者として判断をさせていただきます、提案をさせていただくところでございます。職歴といたしましては、昭和 6 0 年 4 月から平成 2 年 3 月 3 1 日まで肥後銀行で勤務され、その後は有限会社宇野電器に平成 2 2 年 7 月には同社で取締役就任をされ現在に至っておられます。是非よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより諮問第 2 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は 8 人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定より、立会人に 3 番、穴見まち子君及び 9 番、熊谷博行君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に 3 番、穴見まち子君及び 9 番、熊谷博行君を指名いたします。投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

ここでお諮りいたします。先ほどと同様に、1番議員は自席にて投票をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、1番議員は自席にて投票をお願いいたします。

(投票箱持参)

議長(松崎俊一君) それでは2番議員より、順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番、穴見まち子君及び9番、熊谷博行君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 0票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（松崎俊一君） 日程第15、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以後今日まで各研修会などに議員を派遣いたしましたので、御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第16、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは小国町消防団出初め式についてでございます。来年1月5日水曜日に小国町消防団出初め式を開催いたします。例年議員の皆様方には来賓として御案内しておりましたが、今回の出初め式については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全ての来賓については御案内をしないということになりましたので御了承いただきたいというふうに思います。

それから小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございます。消防団員等の報酬等の改正について12月の議会において提案予定と説明をしておりましたが、交付税措置の動向、県内市町村の改正状況を考慮した結果、3月議会に提案する予定に変更いたしました。

次は令和3年度の職員の採用についてでございます。令和3年度の新規職員採用の結果、一般事務4名を採用予定です。また土木技術士を1名程度、保健師1名程度については現在追加募集を行っておりまして、一次試験を1月16日ここおぐに町民センターで行います。

続きまして、コンビニ交付サービスの開始につきましてです。マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスが11月1日から利用できるようになりました。証明書の種類におきましては、住民票、印鑑証明書、所得証明書、課税証明書の4種類というふうになっております。

続きまして、臨時特別交付金等に係る補正予算のお願いをしたいと思います。国が進めておりますコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金これ10万円でございます。また子育て世帯への臨時特別給付金5万円相当のクーポン給付と5万円の現金給付が予定をされております。現金給付分につきましては今定例会で補正予算の議決をしていただきました。この2種類の給付につきまして、今後国の予算が成立をして制度の整備後において国から速やかな給付が指示されてくる見込みとなっておりますので、関連予算について補正予算を臨時議会又は専決処分により提案をさせていただきたいというふうに考えております。

また新型コロナワクチン接種に関しましては、現在は国の動きが流動的ですが追加工接の前倒し、また対象年齢の拡大これは5歳から11歳ということでございますけれども、これが検討をされています。これらの国からの方針が出されてきて小国郷での接種体制を整えば、関連

予算につきまして補正予算を臨時議会また先ほどのとおり専決処分にて提案をさせていただきたいというふうに考えております。

その次に、令和4年小国町成人式についてでございます。例年どおり1月3日月曜日に開催する予定で今準備を進めております。会場はここおぐに町民センター3階で行います。新型コロナウイルス感染対策として3密を防ぐため例年来賓として御案内をしておりましたけれども、今回は議会を代表して議長のための御案内とさせていただきたいと思っております。御了承いただきたいと思っております。

続きまして、スクールバスの運行についてでございます。新型コロナウイルス感染状況を注視しながらという前提でございますけれども、3学期より通学距離が4キロ以上の中学生についてスクールバスでの登校を開始したいと計画をしております。

あと最後に、第45回大字対抗駅伝大会の中止について。新型コロナ感染拡大防止の観点から小国町スポーツ協会主催でございますけれども、大字駅伝大会を中止することというふうになりました。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

(午後2時01分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 2 日

令和3年第4回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和3年12月9日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和3年12月9日 午前10時00分

1. 散 会 令和3年12月9日 午後 2時45分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	9番 熊谷博行君
10番 松崎俊一君	

1. 不応招議員

8番 松本明雄君

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	9番 熊谷博行君
10番 松崎俊一君	

1. 欠席議員

8番 松本明雄君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3.12.9)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

本日は、12月定例本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の質問者は、児玉智博議員、西田直美議員、久野達也議員、熊谷博行議員となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） おはようございます。

まず通告外ではありますが1項目お聞きしたいと思います。昨日の行政報告に関連して職員採用の件で伺います。昨日渡邊町長は行政報告で、次年度の職員採用について一般職が4名決まっているということでした。ただ土木と保健師については追加募集をかけていて、また来年1月16日に採用試験を行うということでありました。これ11月の広報おぐにです。ここにも追加募集のお知らせということで出ているのですが、まず確認です。これ追加募集に至った経緯を御説明いただけますか。考えられることとしては受験者はいたけれども合格点に達しなかったのか、それともそもそも応募がなかったのかどちらでしょうか。

総務課長（佐々木忠生君） おはようございます。

職員採用の件につきまして、土木技術者につきまして前回の試験を行いました結果、児玉議員のおっしゃるとおりちょっと点数が満たなかったということで、今回またどうしても土木技術者と保健師が必要と判断しましたものですから追加の試験を行うというようなものでございます。

5番（児玉智博君） やはり土木技術者の必要性というのは令和2年7月豪雨での災害なども経まして、小国町としては何としてもほかの県や市から派遣も受けた経緯もありますので、是非採用していただきたいというふうに思うわけです。

しかし、広報おぐに出しております受験資格を見ますと土木技術者については平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれたものということになっておりまして、いわゆる高等学校でそういう土木学科の科目の教科を終了したものとか、あるいは経験があるものなどの条件は付されていないわけなのです。これいろいろ今回の災害復旧工事なんかの状況を聞いてみますと例えば小国町の建設課の職員の方で災害に遭われた農家の方で、こういうかたちで復旧工事に入らせていただきたいと思っておりますということで図面を持って来られたと。農家の方がいわゆる

崩れたところを土羽をつきますけれども、その角度が余りに緩やか過ぎる、これではちょっと駄目だからもうちょっと立てて図面を引き直してきてくれないかということと言われて、わかりましたということでまた後日作り直したのを持って来られたそうなのです。そのときは大分県から応援に入られていた方と2人で来られたそうなのですけれども、図面を見てみたら直せといったところが全然直っていないではないかというようなことになって、また後日今度は大分県の方が持って来られたけれども、そのときはきちんと直してほしいと言われたところが直されて持って来られたそうなのです。いろいろ聞いてみますと小国町の職員の方は特にそういう土木の学科いわゆる工業高校を出ているわけでもないし、そういう経験を経て入られたわけでもない。たまたま配置が建設課だったから担当されたということであるわけなのですが、やはりそういう採用した後で育てるというやり方ももちろんあるかと思うのですが、やはり今の小国町の状況であれば即戦力になる、そういう工業高校の土木の科目を履修した人であったりとか、あるいはその土木会社あるいはほかの自治体での経験がある方を採用すべきであるというふうに思います。この間の私の議会論戦の中でもやはり建設課長答弁されましたがやはり経験のある職員がそんなにいないという中で、やはり査定なんかで非常に被災農家に御迷惑をかける部分もあった旨の答弁もされたわけですが、その辺でやはりこの職員採用についての受験資格の見直しというのはされませんか。

町長（渡邊誠次君） おはようございます。

人事の部分でございますので、私のほうから少しお答えをさせていただきますけれども。今の現実でいいますと建設課の職員で技術的なところで不備があるというところも若手の部分ではあると思いますが、逆にいうと技術職、建設課の係長以上の方たちは非常にできているものというふうに私は思っております。その中で若手を育てていくことが最優先課題というところもありましたので、できれば育てていきたいというながら建設課にお願いもしております。また災害派遣で今福岡市からそれから大分県からというところで今のところ来年も引き続きこちらのほうに派遣していただくというようなお約束も内定ではございますがいただいているところでございますので、その部分では2人は技術職といいますか職員の確保といいますかそれはできたところです。その中で来年、再来年、含めた長期スパンで見たところでもやはり若手の方に入っていただきたいというふうに私は思っておりますので、技術職の職員に関してまた保健師に関しましてもやっぱり長期スパンで考えていきますと若手の職員の方が欲しいというところで今募集をかけさせていただいているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） 若手を入れたいということで、もちろん若手は入るのではないですか。

私が言っているのは若手でもいいのだけれども、要するに受験資格が結局平成元年4月1日から平成16年までに生まれた人ということで学歴や経験等が問われないわけです。ですから公務

員の専門学校なんかに行って受験テクニックというのは学べるわけです。過去問なんかを見てですね。しかもこれ小国町は共通試験やっけていて択一式の問題です。要はマークシートで塗り潰すやっただと思いますけれども、その問題用紙の中に答えは書いてあるから運がよければその鉛筆転がして正解を導き出して回答すれば、学校で学んでいなくてもただ公務員受験の対策さえしておけば通ってしまう可能性があるわけです。ですからやはりそういう若手は若手でいいけれどもそういう工業高校を出ていたりとか、あるいは土木会社なんかでの経験を経た即戦力になる人なるべく採用できるようなやり方に変えたらどうですかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） おはようございます。

今の御質問でございますけれども内部でもそういった検討をした経緯がございます。先ほど町長が申されました福岡市、大分県からの派遣職員等の継続が見込まれない場合は、あらゆる手を使ってどうしても技術者を確保したいということで、任期付きの職員採用を熊本県がやっていただけということで、もし先ほどの2名が確保されない場合はそちらのほうにも募集をかけようかという話もありましたし、あと地域おこし協力隊でそういった経験者の方を募集してみてもどうかという話もちよっと検討した経緯もあります。ただ児玉議員がおっしゃられる技術者の経験のある方なかなか給与の乖離がございます。どうしても役場公務員は定年層の給与が低いものですから現場で活躍されているそういう技術者の方は30歳とか35歳ぐらいでももうかなりの所得があると、今の人材不足もありましてそういった雇用も多いということで希望も多いということでなかなか給与額が下がるところにきていただけないという社会的現状も今あるということでございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） ただやっぱりそういう乖離がある。うん、わかります。わかりますけれども、ただ実際考えてみた場合に、例えば東日本大震災がありまして全国から自治体職員が応援に入ったわけです。そしたらやっぱり災害復旧に自分もずっと関わっていきたいということで、例えば東京都とかいろんなその全国からその被災地の職員採用試験を受け直してその職員になったりとか、あるいは夕張なんかは財政破綻して今知事になっている鈴木さんが東京都の職員だったのだけど派遣されてやっぱりそこの夕張市の職員になって、次市長になって今北海道の知事になられているわけですがけれどもそういうこともあるわけですよ。要はもちろん給料は大事だけれどもやっぱり給料以上に働くということ自体にやっぱりそういう別の意味を見いだす人間もいるわけですから、そういうのも考えられたらどうですかということで、併せてやっぱり町長は若手を入れたいというふうにいわれましたがやっぱりそういう応援に小国にきてくれた職員であるとか、やっぱり都会に住んでいて田舎暮らしに憧れて自分はそういう土木の経験があると。建築士の資格を持っていますよという人が一つの働く道として小国町の職員というところに門戸を開くためにも、

今現在平成元年もう要するに32歳までが受験資格になっておりますけれども、やはりこの年齢を引き上げる考えはないでしょうかということをお聞きしたいと思います。実際共通試験を実施しております県内の他の自治体においても40歳ぐらいまで受験できるようにしていたりとか、あるいは去年なんかは就職氷河期世代を救うということで熊本県とかあるいは熊本市なんかがそういう氷河期のちょうど私よりちょっと上ぐらいの年代の人たちなのですけれども、そういう人たちに向けた試験も実施しましたけれども、小国町ではそういう考えはないのか最後に伺います。

町長（渡邊誠次君） 大きくは自治体の規模にもよると思いますが、小国町の規模でそういう大きな話はなかなか今まで現状できていないというところがあります。

また、資格がある人ない人かかわらず小国町にきて仕事をしたいという方は御相談させていただければ、いろんな方法でその人が優秀な方であれば採用をするような方向でもしたいと思えますし、小国町でできなければ違うかたちでも小国町にきていただきたいという思いはありますけれども、今の現状で小国町の規模化それから建設課の内部的な要素考えた中では職員が100人超えないわけですから、その中でももちろん建設課にも必要ですけれども通常の一般事務としても職員は必要でございますので、そこはしっかりバランスを考えていきながら町も採用していかないといけないと思えますし、今年の3月ここから7、8人一遍に抜けていくようなところもあります。そういう事態が次の町長なのか次の次の町長なのかわかりませんが、そういった事態が起こらないようなバランスも考えていかないといけないとは思っておりますので、そこはしっかりと考えさせていただいて技術職だけではなくて全体のバランスを考えさせていただいているというところで答弁とさせていただきます。

建設課審議員（小野昌伸君） 先ほどの件で現場サイドのほうからお答えしたいと思います。

確かに先ほどいったような例は多々地元の方たちとの交渉事に関しては非常に御迷惑かけた点もあるかとは思いますが、基本的に技術職がきてくれるとそれは即戦力としてありがたいという面はあるのですが、やはり人を育てると今町長がおっしゃったとおり建設課にすればきたで一生懸命仕事を覚えていただくというところもありますので、先ほどの件ではないですけれども非常に相乗効果としていいのは福岡からきた方、大分県庁職員ということで非常にやっぱり高度な技術も持っていますしノウハウも持っていますので、一緒にタックを組ませると非常に熱意を持って切磋琢磨して結構覚えていってくれるというところもありますので、そういう私たちも管理職としては下を育てるという重要な役目がありますので今後共、私のノウハウを下に教えていくそういった意味で育てるということを大事にしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

5番（児玉智博君） それでは、通告に従って質問に入ります。

阿蘇ジオパークのジオサイトの1つにもなっている鍋ヶ滝は毎年多くの観光客が訪れています。

町が正式に来客数を把握するようになったのは公園の入園料を徴収するようになった平成27年度以降であります。昨年度までの6年間のうち4年は20万人以上最大24万5千603人が入園しています。この鍋ヶ滝公園について町は昨年度、新型コロナウイルス対応の臨時交付金を使って下城の滝とともに3千300万円掛けてライトアップのための設備を付けたり、また同交付金から2千500万円程度かけて予約システムを導入したりしています。

予約システムは11月から運用されていますが開始早々ちょっとした問題がありました。公園に来園する観光客の車を全て旧蓬萊小学校の運動場に一旦入らせて、予約の有無を確認してから公園に誘導したために地域住民が運動場を使えない時期がありました。2週間弱ほどだったかと思います。旧蓬萊小学校の運動場では週3回グラウンドゴルフクラブの方たちがプレーされていますが、使えなくなってしまったわけであります。それで私のほうに地元迷惑をかけるために予約制にするといっておかしいではないかと相談がありまして、最終的にはクラブの方たちが協力をされたわけですが何が問題かといえますと、一番は町の計画、仕事の進め方がずさんというか乱暴だということです。グラウンドゴルフを始めようとしているときにある日、いきなり職員がやってきて11月と12月は役場が運動場を使いますから、ここでグラウンドゴルフはしないでくださいといわれたというわけです。しかもそれが10月の第3週目というわけですから余りに突然だし理不尽です。こんな言われ方をしたら誰だって怒ると思うのです。予約システムの調査費の予算が議決されたのは去年の12月であります。そしてその後にはライトアップのことで何度か地元説明会を開いていますしここにグラウンドゴルフクラブの方も参加されていたわけですから、予約システムの説明や協力依頼はそのときにもできたはずであります。しかしそれをせずに実証実験の11月のぎりぎりになってそういう話をするというのは余りちょっと丁寧さを欠く対応だったかと思いますがいかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

議員御指摘の部分については確かに職員のほうから報告を受けております。実際蓬萊小学校のグラウンドを使っている団体の代表の方、それから連合の小国町のグラウンドゴルフを使っている方に直接訪問しまして説明をさせていただきました。その上で最終的には御理解を示してくれたわけですがけれども実証実験の部分では確かに最悪の場合を考えて旧蓬萊小学校をストックの場所ということで考えておりましたけれども、実証実験の中身としては最初の数日間だけで終わりました。ということで今後については議員がおっしゃるように事前に団体とも話しまして、あと旧グラウンドについては町の施設でもありますのでその辺は総務課とも連携をとりながら現場をスムーズに対応していきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） もちろん今は町の学校用地ということで町のものではありますが、もちろんいろんな地元の人が草刈りをしたりとか整備を日常的にやっているわけですが、やはりグラウンド

ゴルフクラブの方たちが一番レーキをかけたりとか除草作業をされたりとかされているわけです。ですから蓬萊小学校もそうですけれども下城小学校とかグラウンドゴルフで使っているグラウンドというのはもう本当草がなくてほかの人が使うときももうすぐ使えるわけです。ところが同じ旧小学校でもそういうグラウンドゴルフとかで使っていないところなんかは草が伸びたりしているわけですからやっぱりそうやって一生懸命グラウンドの整備も日常的にやりながらやられている方たちでありますので、やっぱり早め早めに計画性を持って今答弁されたように対応をいただければと思います。

それで先ほど述べましたようにコロナ交付金から6千万円近くの費用がかけられたということもあり町民の皆さんからは、町は鍋ヶ滝に一体いくらかけるのかという声も聞かれるわけです。そこでまず公園や駐車場整備それから公園に接続する町道の拡幅工事も現在進行中ではありますが、これまでに鍋ヶ滝公園に関連して支出されてきた投資的な経費がいくらで、また町道改良工事にあとどれほどの支出が予定されているのか。設計費や用地購入費等も含め、御説明をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず情報課のほうは公園整備関連になります。平成21年度の用地購入を初めとしまして公園整備それからトイレの整備、直売所の整備、そして駐車場の整備。それからお話にありましたライトアップそれから予約システムということで、トータルで2億2千803万2千円が投資的な経費になります。それからこの部分につきましては国からの補助金を活用しておりますので1億409万3千円は国の補助金を使っております。持ち出しとしましては1億2千393万9千円となっておりますが、この部分につきましても交付税の措置があります過疎債を利用しておりますので最終的な町の持ち出しは2千233万9千円となっております。以上で公園整備の部分についてはお答えいたします。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） 町道下滴水線これは平成21年度採択を受けておりまして、令和5年度完了というかたちで今現在進んでいます。これは社会資本整備交付金ということで補助率62.7%残りは過疎債というかたちで充てさせていただいております。全体事業費2億2千400万円、総延長700メートル、道路幅員5メートルで現在行っております。測量試験費1千万円、用地補償費1千600万円、これは公民館等々の移設がありましたので家屋移転も含めております。

それから現在工事をしているやつが1億9千800万円。令和2年度今発注しているやつもこの中に入っております8千900万円ということで、現在下滴水線で執行しているお金としては2億2千400万円が執行されております。

今後見込まれる工事といたしましては今度ちょっと区間が飛ぶのですが鍋ヶ滝の下滴水寄り

のほうの橋梁の架け替えも同じく認可を受けておりますので、これが全体事業費1億6千万円。延長が120メートル前後の取付けも入っておりますので橋梁自体の延長は11メートルということで、これに関わる測量試験費が2千800万円。これも執行しております。用地補償が1千万円、工事費が1億3千200万円というかたちで今年度で橋台下部工と前後の取付けを3月までには発注したいと思います。次の令和4年度に上部工、橋を架けるというかたちで令和4年度には完了を見込んでおります。

全体的には令和2年度までで橋梁も合わせて2億5千200万円の執行。令和3年度以降が1億3千300万円というかたちになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 鍋ヶ滝周辺にお住まいの方々は10年以上にわたり道路の渋滞、混雑に悩まされています。町も今言われたような町道改良や又は混雑時にはシャトルバスを出すなどして対応してきましたが、それでも問題解消には至っておりません。

そこで抜本的な解決策をということで町が計画しているのが国道387号線からのバイパスの新設工事であります。この計画を私聞きましてから前の北里町長のときでしたから3年から4年経過していますが、今の状況と今後の工程と合わせて費用面をすでに支出されたものがいくらで、今後必要となる費用がどれだけあるのか御説明ください。

建設課長（時松洋順君） それでは私のほうから御質問のありましたバイパス新設、今のところ鍋ヶ滝線（仮称）でございますが読んでいますところ。令和2年度の繰越事業といたしまして測量設計が契約されておまして、こちらにつきましては6千400万円。

それから今後につきましては用地補償それから上に橋梁が2つほど計画されておりますのでその設計については5千万円で、来年度以降になりますけれども本工事が始まりますとすごく大きな概略でしかお答えできませんが、合わせて6億円ほど掛かるのではないかと見込んでいますところでございます。

建設課審議員（小野昌伸君） 金額の面は今課長がおっしゃったとおりでございます。私のほうからはちょっと補助率等々説明させていただきます。これも昨年令和元年から社交金のほうで採択を受けまして計画を入れております。補助率は下滴水62.7%に対して今回57%というかたちであります。総延長1千500メートル、幅員7メートルで計画しております。もう実施測量設計、用地測量を入れまして大体のルートが決定していますので今の進捗具合といたしましては掛かるであろう用地の地権者にアプローチをして、こういう計画を入れていきますのでまたよろしくお願ひしますというかたちでもう事前の用地交渉に掛かっております。それからまた橋梁が一部高架といいましようか立体交差を考えているところがありますので、そこに関して先ほど述べたように5千万円程度の橋梁設計委託を今年度中に発注する。

いろんなパターンが経済比較とか出てくると思いますので、先ほど課長がいったやつはこの

橋梁が2橋ほど架け直しますので、その詳細設計の具合によっては非常に工事費が大きく変動すると。もう40メートルぐらいの橋長なのでもうちょっと変われば1億、2億がすぐ変わりますものですからトータル的にはその辺が十分増額が見込まれるというところになっております。

計画的には今進捗はそういうかたちで進んでおります。

以上です。

5番（児玉智博君） 情報課も建設課も補助率があつて国からもお金がきているのですということと言われるわけですが、やはり私その交付金とか補助金だから大丈夫なんでもいいんだということではないと思うのです。だって町民の人たちはもちろん町の財政のことも心配されているけれども、同時に国民として国の借金がどうなっていくのだ、自分たちの子の世代、孫の世代がどうなるのだということも同時に心配されているわけです。交付金とかその起債した分の国が見てくれる分の財源の裏って何ですかね。所得税なのか、あるいは国が発行した国債なのか、国債であれば当然私たち町民にも掛かってくるわけですからそれはちょっと言っておきたいと思えます。

それですでに4億5千万円ほどの費用が投じられて今後はこれまで以上の7億1千万円ですかねそれほど費用が投じられるということでありました。それで鍋ヶ滝公園というのは観光施設であつてこの町民センターや小国ドームなどの社会教育施設ではありませんから、またその道路について言えば既存の町道の改良工事については足元道路という生活インフラの整備という必要経費でありますけれども、バイパスの新設については鍋ヶ滝公園がなかったらやる必要がないものですから、これはきちんと回収していかなければならないと思います。しかも何十年も掛かってただら元を取るのではなくある程度の期間で計画的にです。それでその後はしっかりと利益を生んでいかなければ意味がない。それを確認するためにまずはこの間の鍋ヶ滝公園の毎年の経常的な収支がどうなっているのか御説明をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

過去5年間の収支を調べました。まず平成28年度歳入歳出の収支が1千434万4千円のプラスです。それから平成29年度が2千334万円のマイナスです。平成29年度は第3駐車場の整備に4千500万円ほど投資をしております。

5番（児玉智博君） それは第3駐車場というのは先ほどの投資的な経費はどれぐらいですかというところで確認しています。経常的な収支ではなくて経常的収支でいうとそういう測量設計とか工事請負費とかを除いた分の人件費それから水道光熱費あとシャトルバスの運行とかそうした点での答弁できますか。

情報課長（村上弘雄君） 先ほど申しました平成29年度は後でいいですが、続いて平成30年度についてがその部分の工事を除いたところで収支は4千884万円のプラスです。それから令和元年度がコロナで減収しておりますが収支としては1千589万4千円のプラスということで、

ここを5年間で私が今の考え方としては1億5千899万9千円の収支となっておりますが、この部分に先ほどいった第3駐車場の4千500万円は除かれますのでその分がまた上乗せして収支となります。

以上です。

5番（児玉智博君） 今情報課長が過去5年間ということでは、実は鍋ヶ滝公園自体ができましたのはもっと前なのです。結局最初の頃は入園料を取らずにやっていたけれども、でも実際そこに賃金であったりとか光熱水費などというのは掛かってきていたわけです、それが平成24年度からであります。そのときから経常的な支出とそれから収入というのを合計しますと支出が8千940万8千284円で、入場料収入等の経常的収入が2億7千881万9千960円ということになります。経常的収支では1億8千900万円以上の利益がもう現在出ているということになるのです。現在の入場料300円になりましたけれど、それ平成30年度からですかね。コロナ禍の昨年度を除きまして経常的支出が約1千500万円程度、収入が約6千900万円程度で毎年5千400万円ほどの利益が見込めますから、コロナ禍前の調子が続けば15年から17年程度で投資額を回収できるだろうと見込まれるわけでありまして。この16、17年これを長いと見るのか短いと見るかはこの際置いておきます。ただこの計算もたとえコロナ禍が終息したとしても成り立たないと思うわけです。それは混雑解消を目的にニューノーマルな観光地を目指すとして予約制を取り入れているからです。昨年9月議会や12月議会の補正予算の審議ではコロナ交付金からこれだけのお金をかけてライトアップや予約システムを導入してどうするのか。入場料をいくらにしてどうやって元を取るのかという指摘もありました。そのときに明確な方針は示されないまま予算が通ってしまいもう導入されているのですけれども、現状では入園料は300円のまんまだし10月に行われたライトアップツアーも無料で行われたわけです。これでは投資しているお金をいつまでも回収できなくなってしまうと思いますが、どのような計画をされていますか。

情報課長（村上弘雄君） 今おっしゃいましたライトアップのモニターツアーについては確かに今回は無料でやっておりますが、今後この部分については観光協会とも連携をとりながら新しい民間も含めたところの商品造成をつくっていきたいというふうに思っています。

それから予約システムについては今実証実験中でございますが、おおむね1千人の方がこの行楽シーズンにきておりますけれどもほぼほぼ現場は暇なときの時間体とピークの時間体を平準化して押し並べたところで1千人の観光客が現場では混乱なく処理できておりますので、この部分でいけば今からの試算になりますけれどもある程度の人数は確保できていくのではないかと思います。実証実験中ということもありますので現場の接客の問題とかスタッフの慣れの問題とか今後行楽シーズン、夏、ゴールデンウィークその辺の部分はこれからしっかりシステム運営会社とも連携を取りながら現場が混乱しないように、またある程度の入園者は確保しながらやっていき

たいと思っています。

5番（児玉智博君） 聞いたことに答えてほしいのです。ですから私言ったでしょう。コロナ禍前の調子がこのまま続けば要するにフリーで入れるわけですよ。きた人に公園に入ってください。そういうふうなやり方をすれば5千400万円ほどの利益が毎年毎年見込めるわけですよ。もちろん経済状況とかもありますから必ずそうだとは言わないけれども、普通の日常であればですね。5千400万円毎年毎年出れば大体16年から17年で今これまで掛けてきた分、4億1千万円ぐらいですか今後掛ける分7億円が今までこの5年間で得た分と今後得る分でプラマイが取れると。だからいわば18年先からは儲けというかなるわけです、町の。だけどそうはならないだろうと、予約制。1千人とか言われましたけれども。では1千人入ったとして年間どれぐらいの利益が出るのですかね。それで何年間でこの投資が回収できるのですかね。わかりやすくちょっと答えていただけますか。

情報課長（村上弘雄君） 端的な答弁ができるかわかりませんが、まず予約システムの導入の背景というのが現場の集落の方の交通渋滞をまず解消したいということが一番にありました。それからシャトルバスの運行というのが1時間以上の単位で3密で満員電車の中でお客さんを運ぶということをどうにか解消したいということが、この二つを解消するために予約システムを導入しております。ですのでこの大きな二つについては解消できるとして今実証実験をしております。最終的に今年の実証実験の入園者数から試算したときに一体どれぐらいの方が来るかというのは、秋口の行楽シーズンの数しか今把握できておりませんので実際はあと1年ちょっと様子を見ないとわからないと思いますけれども、推計としては収支としては1千500万円から2千万円ぐらいはそれでも黒になるのではないかとというふうに試算上は考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） そしたら結局もう30年ぐらい掛かるというわけですね、元を取る。それは余りにもどうなのかと思うわけです。そしたら今から先にかけていくバイパスの部分なんかをこの今の計画のまんまやっていたのかというふうに思うわけです。今度のバイパス鍋ヶ滝線ですか仮称、幅員7メートル要するに片側1車線ですよ。もうそういう大きい道路を造るわけですがけれども予約システムで入園者が少なくなるのであればこれだって7メートルの幅というのは予約システム、もちろんその計画が出たときはコロナ禍前ですからもうこういう年間20万人以上、24万人とかが来ることを想定して造った設計であるはずなのですよね。それをそのまんま持ってきて予約システムと一緒にやっていたらこれほど無駄な話はないと思うわけです。これはだからそのバイパスの計画を見直すのか。それかもうバイパスができて地域の地元の混雑が一番の問題というのであればバイパスを造るのであればもう予約制を2千500万円ぐらい掛けて2千500万円が何なんだというふうに言われるかもしれないけれど、でもそこはやっぱりそっこのほうを見直さないといいことが一つもないのではないですか。どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからざっくりとしかお答えできませんけれども答弁したいと思いません。

児玉議員は本当に先のことが見えてらっしゃるのでそのようなお話をされるのかもしれませんがけれども、私としましては試行錯誤しながら今チャレンジをしながら進ませていただいているところでございます。道路の幅員7メートルに関していえば大型バスが必ず通らなければいけませんので7メートルは必要になります。

それから予約システム。予約システム11月から導入させていただきましたけれども、これ10月まで休んでいたのですよ、土日。今現状予約システムを導入していなかったら、今はちょっとお客さんの数が減ってきたので開園できたかもしれませんが11月は確実に開園できませんでした。これから4月、5月ひよっとしたらコロナウイルスの患者がまたちょっと増えたりしたときには今の状態ではまたできなくなる可能性のほうが高いと思われたので、予約システムを入れてできるだけ人間を分散させてまずは4、5年でも5、6年でもいいので運営できる状態を作らなければいけないと思ってまずは導入させていただきました。これは一番に先ほど課長が言われたようにシャトルバスの運行がもう今の時点ではなかなかできないということ、それからまずは渋滞の解消、この二つだけはどうしても今回の予約システムで解消したかったというところがあります。その上で次のことを考えたときに、大型バスが入らない観光地これはなかなか今までもそうですけど成り立たないところが非常に多いです。まだ海外からのお客さんも来られていないです。この状態で準備を徐々にしていきながら今は先ほど1千万円とか1千500万円、2千万円といわれたかもしれませんが、コロナウイルスが今からどうなっていくのか海外の方がどうなっていくのかわかりませんが、小国町は予約システムと道路この二本立てでお客を増やしていきたいというふうに思っていますし、小国町だけではなくて鍋ヶ滝は熊本駅前の商業施設にも仮設というか仮にですけれども造ってありますし、いろんなところにも宣伝をさせていただいておりますので、熊本県を代表する日本を代表する私は観光地というふうな1か所ではありますけれどそういったような思いもあります。是非とも相乗効果を狙わせていただきましてこの鍋ヶ滝のバイパスそれから予約システムは成功に導き出していきたいなというふうに思います。現時点では実証実験の合間でございますので本格導入した4月以降の展開も広げていながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりもう観光地それはやっぱりこれだけ今までもお客さんがきているので一つの観光施設であるというのはわかりますが、やはりここで問題になるのが鍋ヶ滝公園の町の経済への経済波及効果これがどうなのかというのが問われてくると思うのです。それがなかなか今まではやはり宿泊に結びついていなかった。宿泊に結びついてなかったからでは泊まってもらうためにどうするかという試行錯誤の中でライトアップというのが出てきたわけです。だったら

その日帰り観光における経済波及効果はどういうふうに見ていらっしゃるのかお答えください。

情報課長（村上弘雄君） 御質問の件について、鍋ヶ滝公園の経済的な効果という視点でございますが、確かに小国町のほうでもこの部分は前からどうしたら把握できるのだろうか、またどういうふうにして商店街、ゆうステーション界隈にいい効果ができるのかというのを注視しておりましたけれども、今年の秋の行楽シーズンに鍋ヶ滝の観光客に10月1日から10月15日までの間にアンケートを取ってみました。312名の方に取りましたけれども、その中でどこから鍋ヶ滝にきたかという設問に対して、まず一番多かったのが大観峰から、これは27%。それから黒川温泉からというのが20%。ゆうステーションが18%。あと少し数字は下がりますけれども記念館とかちょうど紅葉の時期だったものですから大イチョウとかありました。またこれから鍋ヶ滝から観光地へ向かう場合どこに行くのかという設問もしておまして、ゆうステーションが20%、それから大観峰が18%、そして黒川温泉が17%という数字がありました。ということで鍋ヶ滝とゆうステーションを来る前と行く数字を合わせると4割の方が周遊しているということが数字として判明しておりますので、周辺のお店についても波及効果は良くも悪くも必ず起きているというふうに思っております。

今後についてですけれども、やはり予約システムももちろんですが公共性の高い施設については予約システムの当日券の発券のあたりもそういう場所でもできるようにして、少しでもそこでお金を落としていただくような仕組みを考えたいと思います。

あと波及効果としましては、今熊本県がMa a Sという制度を推進しております。これは利用者の一人一人の移動に対して複数の交通機関を使って移動サービスを最適なかたちで行う。またそれをネットで検索して予約して決済まで済ませるといような次世代型の観光というのは今熊本県も推奨しておまして、今回Ma a Sというその制度の中で小国町でいえば鍋ヶ滝、それから柴三郎記念館、それから善三美術館等についてもコースの中に入れていただきながら、12月からそういう民間の産交バス関係が熊本県の委託を受けてそのコース設定で商品を造成しているということもありますので、ますますその辺は鍋ヶ滝を起点にして経済効果が出てくるのではないかと考えています。

以上です。

5番（児玉智博君） やはりそのアンケートを基に言われましたけれども経済波及効果って数字ですよね要は。それはどうなのかというふうに見たときにちょっとこれ見難いかもしれませんが折れ線グラフがゆうステーションの商品の売上げです。この棒グラフが鍋ヶ滝の入園者数。ゆうステーションカンパニー、始まりはこれ平成18年度ですけれども1億6千580万円売上げがこのときはありましたと。これが平成27年です。鍋ヶ滝の入園者がこのときは22万4千565人、一番多かったのが令和元年で24万5千603人というふうになっているわけですがこれ要するに相関関係があるのかと。この辺は相関関係があるわけですけれども平成27年度から28

年度鍋ヶ滝の入園者数というのは減っているわけですね。ところが売上げゆうステーションは増えているわけです。逆に29年度は28年度よりも増えてこれ28年度が14万3千人でしたけれども20万6千人に増えたわけですよ。ところがゆうステーションの売上げというのはがくっと減っているということで、なかなか経済波及効果として本当にあるのかですよ。要は鍋ヶ滝にはきているけれども鍋ヶ滝がなかったとしてもゆうステーションには来なかったかというところというわけではなくて、要は日帰り観光というと例えば福岡から阿蘇に行きますとその途中で小国町には必ず寄ります。鍋ヶ滝がありましたから鍋ヶ滝に寄りましたというそういう人は小国に来るから小国でその消費活動する可能性というのは高いわけです。逆に熊本市から阿蘇を見てじゃあ小国を通過して耶馬溪に行きましょうかという人が鍋ヶ滝に寄ってもその人は鍋ヶ滝がなかったら小国でお金を落とさないかといったらそういうわけではないし、だからやはりその辺は冷静にちょっと見極めて本当にこれから先7億円投資するのにそこに投資するのが本当にためになるのか。同じ7億円あったらもうちょっとほかの例えば旅館の改装費用を補助するとかそういう直接的な観光支援に使ったほうがより効果的なのもかもしれないということの問題提起いたしまして、やはり鍋ヶ滝バイパスをそれは造る必要はあるでしょう、やっぱり混雑解消のために。だけど造るのであればじゃあ予約システムを続けるのですか。そのことはやっぱりきちんと見直していただきたいということを述べまして質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員の今の御指摘のとおり鍋ヶ滝の予約システムは続けさせていただきますし、バイパスの工事も計画通りさせていただきたいというふうに思います。私といたしましては鍋ヶ滝は鍋ヶ滝の魅力がありますし、旅館とか温泉それから北里柴三郎博士これたくさんあってこちら方面にまず向かっていただく必要があります。こちら方面に向かっていただく必要性で網かけの中で魅力がいっぱいあるほうが確率は高うございますし、特に鍋ヶ滝はネームバリューが全然違います。ですのでしっかり小国町のこれからは鍋ヶ滝もそうですが北里柴三郎博士、SDGs、地熱、もう大きく取り上げて小国でほかにはない施設がありますので、その部分ではしっかり町としては力を入れさせていただきたいというふうに発言をさせていただきます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩いたします。次の会議11時10分から行います。

（午前10時59分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（松崎俊一君） 続いて、7番、西田議員の一般質問をお願いします。

7番（西田直美君） 令和3年12月、今年最後の一般質問になります。よろしくお願ひいたします。

本年10月1日より小国町と南小国町共同でコロナ禍における小国郷基幹交通網整備事業とし

て、にじバスの運行が開始されました。これは小国町と南小国町それぞれで車両を1台ずつ購入し、備品については自分の町の分は自分たちの町で購入するということです。このバスは柏田住宅前から南小国町のきよら温泉館の間を月曜から金曜の平日、小国町22か所それから南小国町9か所の停留所を経由して1日5往復しております。

今日は今後のバス運行計画について質問をしていきたいと思います。質問いたします。にじバスの初期費用はいくら掛かっているのでしょうか。

政策課長（石原誠慈君） ただいまの御質問で初期費用ですが、まず車両購入費約470万円。それと車両備品これが料金箱とか表示灯になります。これが約34万6千円となります。それと乗降場の看板これバス停看板が約80万円掛かっております。これの内訳につきましては小国町に21か所のバス停がございます。それにプラス、ライナー分の大津駅の分を含めたところの80万円でございます。それと車両消耗品これが車両につきますマグネットです。3枚消耗品として支出しておりますので、これが6万9千円になります。それと運行委託料、現在委託をしておりますこれが半年分になります。10月1日から来年の3月までが196万円。それと保険代が約36万円。トータルで約827万円掛かっております。

以上です。

7番（西田直美君） 今おっしゃったようににじバスの初期費用というものが車両購入費これは小国分だけです約472万円。料金箱、表示灯の間に約135万円、乗り場看板に80万円、消耗品に約7万円、合計で約594万円ほど掛かっております。これが初期費用です。そして10月から来年3月まで今おっしゃいました運行委託料これが南小国町と小国町合わせて280万円6か月分です。そのうち小国町の負担分というのは70%になります。70%対30%の割合になっておりますので小国町の負担分が196万円。それから運行委託料が月額にしますと33万円になります。そして任意保険が車1台分として月額約6万円掛かっております。毎月バスを運行するには最低39万円が掛かるということです。これに間違いはないでしょうか。それから10月の運行状況を教えてください。

政策課長（石原誠慈君） 運行状況を先に答えさせていただきます。まず利用者の実績です。今2か月経りましたが、2か月の合計の利用者としまして248名の方が利用をされております。内訳でいいますと10月が110名ほど、11月が138名ほどでございます。

もう一つの最初の部分、今議員がおっしゃったように今の現在まではその経費となると思います。

7番（西田直美君） 私のほうでこの間伺ったときには10月は105名というふうに伺ってございましたけれども、わずかな差なので10月が110名、11月が138名ということですね。

このうちで小国町と南小国町の利用者の割合というものはわかりますでしょうか。

政策課長（石原誠慈君） その部分はちょっと確認ができておりません。

7番（西田直美君） 主に小国町のほうが先ほど21か所といいましたけれども私数えたら22か所だったのですが、21か所としてバス停が南小国町のほうが9か所なのです。御存じのように南小国町にはスーパーマーケットはありません。小国町に2か所スーパーマーケットがあります。南小国町にコンビニが1か所、小国町にコンビニが2か所です。どちらからどちらに行くほうが多いかなという担当の方に伺ったところでははっきりしたところはまだ出ていないけれども、ドライバーの方はやはり南小国町から小国町のほうのスーパーに来られる方が多いような気がするということでは言われておりました。現在これ私11月に調べたときには11月の統計が出ていないということだったので10月分の計算をいただいた分で政策課の担当の方からいただいた資料になります。令和3年10月の利用者は105人で、1日5往復しており1往復当たりの乗車人数は1.05人です。要するに1回柏田住宅前から南小国町のきよら温泉館まで行って往復をして乗っているのは1人だけというようなことになるのですが、それを計算すると私のほうで計算したのが大体1人の人が乗ってバスが往復するのに大体町内であれば200円です。町をまたぐと大人300円乗車賃が掛かります。それをこの経費からして計算してみると大体7千500円から8千円近くバス1台が往復するのに経費が掛かっているというようなことになるのですけれども、それは間違いないでしょうか。

政策課長（石原誠慈君） 今経費の部分でございしますが、それで間違いないと思います。

7番（西田直美君） それを踏まえて今後のことについて4点ほど伺いたいと思います。

まず最初に住民福祉の点からいいますと、単に経費だけのことではなくて多少お金が掛かっても住民の皆さんの利便性を考えたときにはこれはやらなければいけないだろうということはあると思います。特に交通網の整備というのは重要なことですし、すぐすぐ止められるようなことでもないとも思いますし、もちろんバス1台1往復とはいえども1人しか乗ってなくても乗っている方はいらっしゃるわけです。だからその人たちのことを考えれば大事なことだろうとは思いますが、町としてこの1人の人を乗せるのに今7千500円から8千円掛かっているのが、いくらまで掛かってずっと永続的にやっていけるかなりロングスパンで考えたときに3年、5年、10年というようなことを考えたときに1人を乗せるのにいくらまで掛かって大丈夫だというような試算はあるのでしょうか。

政策課長（石原誠慈君） すみません、今の質問ですけれども、今のところその試算はまだ行っておりません。

7番（西田直美君） 毎月でもいいですし年間でも構わないのですけれども、乗客数の目標というのは最初に設定はしていらっしゃいますか。例えば10月が110人、11月が138名、微増しております。例えば月に300人乗ってもらいたいのか、500人乗ってもらいたいのかというような設定。そうしたらいくらぐらいの経費でできるというようなことは設定はしていらっしゃいますか。

政策課長（石原誠慈君） 設定は今後のことだと思います。今のところはその辺りの検討、設定はしておりませんが、今事業を開始しまして2か月が経過しております。今後につきましてはスタートして来年3月までで半年になりますので、その辺りの実績をまずは検証しながら次の年度に必要であれば例えば運行経路とかあるいは時刻表とかその辺りの見直しは次の年度でまた考えていきたいと思っております。

7番（西田直美君） 今度の導入については初期費用とかも全部新型コロナウイルス交付金というものを使いました。でも今後になりますと毎年ランニングコストが掛かるわけです。それについてはどのくらいを見込んでいらっしゃいますか。

政策課長（石原誠慈君） ランニングコストということですが、現時点ではそこまでの見込みというかその辺りを現時点では答える部分がありませんが、来年度の試算といたしましてにじバスにつきましては約700万円ぐらい掛かるかなと考えております。すみません700万円のうちに両町で行っている事業でございますので、7対3の割合でするので小国町が約490万円ぐらい掛かるのではないかと試算をしております。

以上です。

7番（西田直美君） まず両町で年間約700万円掛かるとして約500万円対200万円ぐらいの感覚になると思います。先ほど申し上げましたけれどもこれは統計をとってみないとわからないことなのですけれども、小国から南小国へ行くよりも南小国から小国のほうへお買物に来られる方のほうが多いのではないかというのが私の聞いた感想と個人的な感想なのですが、南小国町でいえば小国からドラッグストアモリのところがバス停、きよらカアサ、それから市原目いっばいと温泉館きよらぐらいがバス停としては大きなところかと思えます。南小国の役場に小国から行く人がどれくらい行くかという問題もあると思いますが、小国のほうにきて学校、小国高校それから公立病院それからフレインとかゆうステーションのところ、もう1つマルミヤというスーパーもあります。JAも小国のほうになりますのでその7対3の比率というのが果たして妥当な比率なのか。それから約500万円近い年間掛かる費用というのは、出どころはどこになるのかということをお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 高橋町長とコロナの臨時交付金というものがあってその部分から話はスタートしました。両町とも懸念材料として一つ持っていたのは、南小国町はタクシーのチケット、小国町は乗合タクシー、それから既存のバス、産交バス含めてあったのですけれども、やっぱり中心部よりも外側のほうがどちらかというと公共交通を先に考える必要があったので、外側の部分で町のほうではずっと対応といいますか対策を考えてきたのですけれども、中心部の対応がなかなかずっとできてこなかったというのが一つあります。ですのでこの臨時交付金を使って是非とも中心部それからどうせという言い方はいけませんけれども、やるのだったら両町で中心部を結び試みができないかというような実験的な考え方も正直ありましたけれども、やはり中心部に公

公共交通を走らせるというところはなかなか現状難しいというところもあって試しにしてみたところです。当然この事業を始めましたので数年ためさせていただいて、その中でやはり見直しとか先ほどの料金の小国と南小国の話とかは随時していきたいというふうには思いますけれども、私はどちらかという料金の見直しよりもどうやったらたくさんの方に乗っていただけるかという方法をもっとまず先に考えていきたいなという同時進行かもしれませんが考えてまいりたいというふうに思っておりますので、公共交通の部分それから総合的なところがあります。10人乗りの車をこの臨時交付金で購入させていただきましたけれども、その部分は同時に小国郷のライナー大津のほうのライナーの部分を生交バスに頼んでいたのを10人乗りを購入して導入をかけましたので、その部分では小国郷ライナーの経費はぐっと下がっています。その辺の費用対効果とかもしっかり考えた上で今回はにじバスというのを考えさせていただいているというところでございます。ただ今の西田議員からもお調べいただいたとおり町の見解もそうですけれども、まだ乗っていただく人数が少のうございますのでこの人数がたくさんの方に利便性が上がるように、乗っていただけるような施策もしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

政策課長（石原誠慈君） この経費の出所ということでよろしいでしょうか。

まず両町で小国郷地域公共交通会議に補助金として支出いたしまして、公共交通会議と委託先の事業者と契約をして行っているということでございます。

7番（西田直美君） その公共交通会議はどこからお金がかかるのかということをお聞きしているわけですか。

政策課長（石原誠慈君） 小国郷地域公共交通会議には一般財源ということでございます。

7番（西田直美君） 時間がなくなりますのでこの辺にしたいと思うのですが、もちろん始めたばかりですし人数だって乗客だってこれから増えることもあると思いますし、周知もまだできてない部分を広げていくことは今からいっぱいあると思うのです。ただし経費が余りにも高額になってその割に合わないことを長く続ける必要もないだろうと思いますし、もちろんタクシーチケットなんかのほうに切り替えるということ。実際にそれを利用する方が町なかにどれくらいいらっしゃるかということをしっかり把握しないことには、増やせ増やせと言ったって人がいないのに増やしようもないことで、ですのでそれができるようにすることを考えないといけないと思いますので、当面の間は利用者を増やすということをしっかりアピールしていただければいいかなというふうに思います。

次の質問に移ります。2年半前に議員になりまして初質問以来、何度も何度も地域未来塾についてということをしつこいくらいにお願いをしております。そしてちょうど1年前12月から中3、小国では9年生とありますがこの9年生を対象にという無料塾ができましたので大変うれしく思っております。

質問いたします。現在の小国未来塾の開校状況について教えてください。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 現在の未来塾の状況ということで説明させていただきます。

今西田議員がおっしゃったように昨年12月からスタートしまして、今令和3年度につきましては同じく中学9年生対象に令和3年7月からスタートをしております。令和4年の2月までということで計画を考えております。毎週週2日1回の学習が90分、教科は数学と英語。こちらについては年間60回ほど開催を考えております。場所はこの町民センターで行っております。参加人数につきましては、男子が7名、女子2名の9名。中学9年生現在48名いますので約2割の生徒が参加していただいているという状況です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。ちょっと繰り返します。現在中学校3年生9年生が9名、男子が7名、女子が2名。英語と数学、1回90分を週に2回、年間目標として60回ということでした。7月から2月までの間。現在9名の9年生の生徒が受講しているわけですが、このうちで小国高校に行きたいと希望している生徒というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 9名中小国高校と希望している者が2名、その他の高校が5名、未定が2名、内訳的にはそういうかたちです。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

それと夏休みには7年生、8年生も対象に3回ほど講座を開いていただいております。2年半前にも私は初めての質問をするに当たってよくわからなかったのも、南小国町のきよら塾と南阿蘇の地域未来塾についてということをお話を伺いに行ったことがあります。そのときからもう2年半経ちましたので今回の質問をするにあたって、もう一度お話を伺いに町と村に伺ってまいりました。よそと比べられてあんまりうれしくないことというのはもちろん私もわかってはいるのですが、いいことは何でも私は真似すればいいと基本的に思っておりますので見習うべきところは見習うし、よそのやり方であんまり取り入れられないと思うことは取り入れなければいいと思っておりますので、いかに情報をしっかり掴むかということは大切だと思っておりますので聞きに行っていました。ちょっと御紹介をいたしますと南小国町のきよら塾がもう5年目になります。小学校の3年生から中学生、2年前は中学生1人もいなかったのですが今現在は中学1年生が2人いるそうです。全部で18名が受講しております。中学1年生の生徒2人はもとのきよら塾からずっと持ち上がりでやめたくないということできているらしいです。ここは御存じのように小国高校に行っている南小国出身の生徒6名がアシスタントとして入っております。あとは倉岡先生という責任者の先生とフィリピンから来られている村上さんという方が英会話をなさっていらっしゃる。やり方もいろいろ話を伺ったのですが、やはり子供たちの理解力を増やしたい、考える力を増やしたいということが一番目標だということでおっしゃっていました。それと当初予想していたよりもはるかに効果が上がっているということをおっしゃったのがとても印象的だったのです。それはもう2年半前のときにもいや効果は上がってます

と言われたのですが、今年も南小国から小国高校に行った生徒で卒業生が1人は福岡教育大学、もう1人が平成音楽大学、どちらもきよら塾で子供たちに教えるに当たって教えることの難しさ、楽しさ、面白さということの大切さということがわかって教師になりたいという希望を持って受験に臨んだということだったです。それを聞いて私も大変うれしいなという気がしました。それこそ望んでいたことではないかなというふうに思います。年間予算が以前と変わらず約100万円ほどということですが、南阿蘇村のほうなのですけれども、こちらのほうがより小国に近いかたちだろうと思います。南阿蘇村のほうは中体連が終わった小国と同じですよ7月からで中学3年生のみです。ただしここは英語と数学をやっているのですけれども、英語と数学それぞれに講師の先生が3人ずついらっしゃいます。レベルスリーには基礎1、基礎2、発展と3つに分けていてそのうちのどこにいても構わない自由選択です。基礎1に行ってみて優し過ぎるから2に変わりたいといったら構わない。発展に行ったけれどちょっとまだ難しいなと思ったら基礎2とか基礎1に行ってみて構わないというような生徒の自由意思に任せているということでした。ただしその講師の先生方全部で6名ですけれども、各教科で話し合いをして何を教えるかという内容については話し合いをしていますということでした。小国と違うのは70人いる中3のうちの50人が受講しているわけです。70人のうち7割が受講すれば教育長がおっしゃっていたのが、やはり中1、中2の態度が変わってくる。もう3年生になったら俺たちもあんなにしないといけないのだというような意識が物すごく芽生えているので、授業に対する取組み方が随分変わっているというふうなことをおっしゃっていました。こちらも経費としては年間100万円ぐらいですが、小国は小学校1校なのですが南阿蘇村は小学校が3校あるのですが、教育長のお考えでは小学校の充実というのをやはり物すごく考えている。きよら塾の話も自分も行って話を聞いたり見たりしているのだけれども、あれはやっぱり取り入れるべきではないかということで来年からできるかなというふうなことをおっしゃっていましたけれども、小学校の充実をさせるために3校にも無料塾を入れる予定であるというふうなことをおっしゃっていました。それが私が聞きに行った南阿蘇村と南小国町の状況でした。

それを踏まえて教育長にいろいろと伺っていきたいと思います。私いただいた資料、小国の無料塾の中に令和3年度地域未来塾の目的の中に、学校の復習や宿題の習慣づけ、基礎事項の学び直しの支援というふうにあるのですけれども、麻生教育長長らく教育現場で子供たちを教えていらっしゃいました。その経験から習慣づけに中3を選ぶということが適切だというふうにお考えでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 議員にはこれまでも未来塾のことで再三御質問いただき、その中でこれまでの経過を先ほどお話もありましたように31年度は地域学校協働活動が発足できたのですが、その中には小学校での放課後子ども教室、あるいは中学校での未来塾は設定できませんでした。昨年度は先ほど議員のおっしゃるとおり中学校3年生の未来塾というのが始めることができました

た。実はその間も指導者不足をずっと考えておりましたなかなか配置できなかったのですけれども、昨年度はお1人手を挙げていただく方がおりましたので始められたというところがございます。そんな中でまず9年生になぜかといった部分があるかと思いますが、昨年度はもう御存じのようにコロナ禍の中で私どもが一番心配したのは学力の維持向上といたしますか、学校の本当に学力が確かに身に付いているのかどうかという部分を一番心配していたところがございます。そんな中で取りあえずでございましたけれども寺子屋あるいはYMCAとの交流あるいは中学生対象のフォローアップスクール等が夏休みに軒並み中止になりましたので、この予算を何とか今日の前の受験を控えた9年生に何か向けることできないかなというようところで始めてまいりました。その時点では9年生昨年度の場合は4月、5月においてはもう臨時休校等ございましたので、そうした意味からもまずは家庭学習あるいは学校での学習習慣についてはしっかりまずここはスタートラインとしてということで、その後に基礎的な事項の見直しあるいは学び直しこうしたことを町として支援できないかなというようところで始めてきたところがございます。

7番（西田直美君） 去年は確かにコロナでいろいろできなかったことが多いかと思います。私は南小国町と南阿蘇村を聞いてきたのですけれどもそのほかの地域のことは私はよくわかりませんので、ほかの地域も含めて教育長のほうでよその教育委員会での取組をどのように捉えていらっしゃるかということ伺いたしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 市町村によりまして方法やそれからやり方あるいは方針といったものはそれぞれに考えがあるかと思っておりますが、今の南阿蘇あるいは南小国のお話等をされましたので、私例えば参加者を増やすことだとかそれから勧誘の仕方それから高校生への活用辺りについてそういった観点からお話しさせていただければと思っております。

まず参加者につきましては未来塾、放課後子ども教室で各学年で10人程度でございます。これを増やすということには検討の余地があると当然思っております。ただ非常に小国町の場合ネックになっておりますのが御存じのとおり指導者の課題でございます。指導者お一人で何人まで見られるかという部分はやり方にもあるかなとは思いますが、今現在10名程度の各学年の部分に例えば1人がという部分におきましては私はこれは最低のベースかなというふうに思っております。これ以上またこれが20人になったり30人になっていけば当然指導者のほうは増やしていく必要があるというふうに思っております。そういうことを考えましてあと1つ子供たちの現状も考えております。部活動あるいは社会体育、その他の習い事、学校の宿題等もございますので、子供たちはそれらの中から自分のスタイルに合ったというか調整が可能なところでやっているのではないかなと思います。例えば小学校5年生がパソコン、6年生が英会話に参加しておりますけれどもそれぞれの家庭の状況もありますし子供たちの置かれた状況もあって、そんな中で10人程度の子供たちが選んでいるのではないかなと思います。これ先ほど申し上げましたように増やしたいという気持ちは当然心の底のほうにはございます。

それから2点目が勧誘につきましてでございますが、児童、生徒の勧誘につきましてはそれぞれの市町村で異なっていると思います。私自身は直接子供たちに語りかけてもらうのは小国の場合担任の先生が一番適任だと思っております。トップセールスで私が直接子供たちにとすることは考えておりません。そのためにまずは校長先生のほうにしっかり私が語り込む。そしてそれから校長先生から担任の先生に話をしてもらい、教育委員会なりの思いを伝えてもらうということでございます。一小一中でございます。これは小国の良さと思っております。非常に校長と教育委員会との間が近いといいますか、そういう部分は良さとして生かしていきたいというふうに思っています。

それから先ほど南阿蘇関係で高校生の話もございましたので併せてちょっとそこあたりについてお話をさせていただきますと、高校生のボランティア参加については今年度は夏季休業中の9年生、議員も先ほどおっしゃっていたとおり未来塾で6名参加して大活躍をしておりました。次年度以降も寺子屋とか未来塾とかいうのはまた高校を通じて呼びかけるつもりでございます。その中の寺子屋につきましては私もここに就任してこういうのがございましたけれども非常に高校生の参加が少のうございましたので、直接校長先生にお会いして参加の呼びかけをしっかりといただければという話をしたところでございます。この学習ボランティアでございますが2年目、3年目と子供たち大変増えました。ただこれ残念なことに去年と今年はまだできておりませんがこれ残していきたいというのは、実は夏季休業中に寺子屋を行ってございましてこの間はできるのではないかとこのように双方の高校のお話を聞きながらできたところでございます。そこで私もボランティア証明書というのを作りまして、これは教育委員会名で発行する。生徒の参加意欲を高めるというのがございますが感謝の気持ちを伝える。これは教育委員会名で発行しており履歴書等に記載できますので、進学とか就職に生かせるものというふうに思っております。以上でございます。

7番（西田直美君） そのボランティア証明書とかはとてもいいアイデアだと思います。小国町は小中一貫それから中高一貫。私も中学校におりましたけれどもその連携状況が十分かというのと、残念ながらいい部分もちろんありますけれども年に1回の観劇を一緒にするであるとかスポーツを一緒にするとかいうくらいしかなかったというのが印象として2年半前まではあります。小中高合わせても700人足らずぐらいしかいないのです。もうすでにもう12月になりましたので小国高校の進学状況というものもだんだん明るくなってきましたけれども、私が聞いただけでも県立大学に合格した生徒もいらっしゃいます。小国中学から小国高校に行ってちゃんと勉強していればいける大学はいっぱいあるのです。希望の進学先に行ける大学4年制であろうと短大であろうと専門校であろうと就職も自分の希望するところに行けるようなことはできるわけです。ただなかなかそのところが周知ができていない部分もあって、9年前になります以前いらした

小国高校の教頭の先生が中学校の保護者会でお話をしてよその高校に出すとやっぱりお金も掛かります。小国高校にきてくださいというようなこととお話なさったことがありました。その資料も私もいただいたのですけれどもやっぱり3年間外に出すと500万円から600万円授業料と生活費とか入れると掛かります。そうすると大学に行くときの資金というのを小国高校に行けばその分の資金が貯まるのではありませんかというようなお話をなさったことがあります。小国高校で十分に行けるのだということをするためにはやはりその生徒にも保護者の方にもそれはそうなのだということをしかりわかっていただかないといけない部分があると思うのです。そのためにはといたらやはりその基礎学力はきちんとつけておかないといけないというのは当然のこととしてあるのです。せつかく小国中学校でそうやって未来塾とかでやって学力つけて外に行ってしまう、それぞれの進学は自由ですからどこに行ってももちろん構わないわけです。希望があるところに行けばいいのですけれどもやはり小国高校に行くのだったら勉強なくていいやというような雰囲気になってはいけません。そのためにはやはり基礎学力とか自分たちの学習の目的は何であるのかとかその意欲を上げるということをやらないといけないということを考えると、せつかく1年間掛かって新しく始めていただいたのでこの中をもうちょっと充実させる方向を考えていただければと思うのですけれども、来年度拡張、拡充するような予定というのは考えていらっしゃいますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず中高一貫のお話ございまして、芸術鑑賞程度しかできていないのではないかとございまして。中学校これ南小国中学校もありますしそれから小国高校の名誉のためにもしっかり連携をとってやっているものと思っておりますので、そこは多分しっかりお話聞かれていいかなと思っております。まずはどういう連携が大事なのかといったときに先ほど議員の発言の中にもありましたが豊かな心につながる部分というものもありまして、小国高校と中高一貫の連携はございましてそこをいわゆる15の春とって受験勉強だけに四苦八苦するのではないよという部分でこれまでもきていたかと思っております。ただこれは御存じのとおり学力の基礎学力をつける部分に逆行していないかという部分もございまして、そこにつきましては自分の力でしっかり勉強するという意識を高めるといったことにこれまでも邁進してきたところでございまして。まだまだ足りない部分ございましてしっかりとその点については今後も中学校あるいは高校の先生方としっかりと語り込みもいるのかなというふうに思うところでございまして。

今未来塾の拡大といいますか拡充というお話ございました。まず小学生でございまして現在放課後子ども教室の名前で未来へつながる学習を推奨しているということで、小国町はもう御存じのとおり英語教育とそれからGIGAスクール後は特にICTのほうは前面に掲げさせていただいております。これは私の2期目に入ったときにも何が一番不足したか、何に取り組みたいかと議員の皆様方のお約束したことも覚えております。そういったところから英会話教室とパソ

コン教室を開催しております。これ未来塾ではございません、放課後子ども教室でございます。ただここでそうした部分の基礎、基本ができるかなと思っています。これも指導者あるいは参加する子供たちのニーズあるいは参加度合いを見てやっていく必要がございますが、今のところこのやり方をしっかり足元を固めるといったところでまずは続けていくといったところが大事なかなと思っています。基礎学力の確実な習得につきましては高校の校長先生とお話したときには、とにかく小中学校でしっかり基礎学力をつけてくれという部分の話をしっかりいただいておりますので、もちろんここ辺りにつきましては夏休みの寺子屋あたり高校とのつながりもしながらでございますけれども、一番はここにつきましては学校の先生方ここがもう抜きにして語ることはできませんのでここは学校の先生方をお願いする部分が大きいと考えています。そう考えますと小中学校の部活動が社会体育になったとか非常に子供たちと接する時間が増えたという部分がございますので、先生方にはしっかりその部分をお願いできるところがあるかなと思います。小学生あたりに未来塾というのはちょっと私今のところ見通しとしては持っていないというところがございます。それから中学生についても先ほど申し上げましたように、指導者の課題がクリアできればもっともっとという部分はございます。先ほど申し上げましたように高校とも連携を取りながら高校生もボランティアで参加できる時とできない時がございますので、協議の中でできることについてはしっかり今年度は6名でしたけれども更にこう連携がとれないかなとかいろんな点で頑張っていければというふうに思っているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 前言、訂正したいと思います。観劇だけではなかったです。中学校に高校のほうから英語と数学とかを定期的に教えにきていただくというのはやっておりましたので、そういうことはあったというのは、失礼いたしました、言葉足らずでございました。ただし私がいたときには英語の先生がなかなか難しかったのは、突然きて今日はここを教えてくださいというその場限りといったら変ですけれども、だからやっぱり日頃いつも担当で教えていらっしゃる英語担当の先生というのはその一連の流れの中で授業をやっていくわけです。ところが突然きて今日はここを教えてください、このページを教えてくださいと高校の先生が来られると生徒のほうもちょっときょとんとする感じです。遠慮のある先生でその教え方も違うそれに慣れていくのも一つの子供たちのいい経験でもあるかなと思うのですけれども、なかなかその辺のところ十分に先生間の連絡がとれていなかったりたまに先生が突然来なかったりとかそういうことが英語に関してはありました。ですのでその辺のところも先生たちがお忙しいのは私は十分にわかっています、もう驚くほどに忙しいスケジュールの中で先生たちもやってらっしゃるのでそこをいかにその周りからサポートしてスムーズにできるかということを考えていかなければいけないのではないかなというふうな気もしておりました。それは身近に見て感じたところでした。

先ほどから教育長おっしゃっています指導者不足の部分です。なかなかその指導者が見つから

ないということで今現在1人の先生で英語と数学両方見ていらっしゃるけれども、これは無償ではなくて時給で3千円です。90分の事業をやりますと4千500円になります。例えばこういうことを未来塾に関しては教員免許は必要ないわけです。ですので例えばこういうことで得意な方いらっしゃるいませんか、どなたかいらっしゃるかとというようなところで大きく募集をしたということは今までありますでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 大きく募集というか広報とかいったかたちでの募集は行ったことはありません。

7番（西田直美君） やはりそれをやっていただいたほうがいいのではないかと思いますよね。もう本当に思うのですけれども町民の方ってなかなか情報が入ってこない。多分募集しているということを知らない方も多いと思うのです。だから大々的にせっかくおぐチャンもあることでし広報もあることですからそういうことでどういう人を募集します、教員免許必要ありません、この人この人にやっておりますみたいなことで中学生に教えるのですけれどもどなたかいらっしゃるいませんか、と言ったらそれは見つかる可能性は十二分にあると思うのですけれども。例えばこれは小国の町民の方でないと応募はできないのでしょうか。隣接する市町村から教えにきてもいいよというような方がいらっしゃったら、それも大丈夫なのではないでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まずこの前提となっている地域学校協働活動、事業としては地域の人材が学校と連携してやっていくものについて補助対象となるという観点からいくとちょっと県のほうに確認が必要ですが、地域外の場合は補助対象にならない可能性はあるかと思えます。ただお願いできる方がいれば大前提として中学生の学力向上に向けた適切な人材であれば、町としては補助金だけにこだわることはないのではないかとこの部分はるかと思えます。

7番（西田直美君） 確かに補助金事業ではありますけれども、その一番の目的は何かといえば子供たちの学力が上がるということをいろいろ考えて動ける子供たち将来にわたっていけるようにするということが一番問題だろうと思えますので、その辺はいろいろ御検討いただきたいと思えます。

それから小国高校の魅力化と永遠の発展の会というところでいきますと、本当に小国高校にたくさん行ってもらいたい小国高校の生徒がみんな自分の希望する進学先であるとか就職先に行けるようにするということは、やはりさっき教育長もおっしゃいましたように小学校、中学校からの営々として繋いでいった部分が最終的に出てくる場所です。その郷土に対する愛も含めて私たちやっぱり大人の責任だろうというふうに考えます。是非ともこの辺のところを考えていただいて少しでも多くの生徒、家庭環境も様々です。本当に家庭環境も様々で塾に行ける生徒はいいですがなかなか行けない生徒もいらっしゃる、でも関心がないわけでもないし保護者の皆さんも行かせたくないわけでもないです。でもそれが許されない人たちもいるということも是非とも御検討いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 高校のほうの今の県下の動きを一つだけ申し上げますと、全ての高校が今年度から魅力化を図るということでしっかり検討に入っておられましてその点では教育委員会にも相談にきたり、あるいは県の高校局長が町長と教育長に会いにきたりとかいろんな点でバックアップできるのであればやりたいなと思っております。

先ほど兼務発令等を申し上げまして、中学校と高校の両方の事業を行うことができるようになるためには指導者は両方の学校の職員としての発令を県教委に要請してそれがなければできないわけですが、今年度もいくつかの教科で中学校と高校、相互乗入れの先生の授業ができるようにはなっております。先ほど魅力化に絡めまして特に今年校長先生も代わられましたけれども、中学校それから高校とのしっかり連携を図っていくということについてはしっかり話し合っているところがございますので、先ほどの相互乗入れ場での若干不備の話をされましたけれどもそうした部分はないようにというようなところでしっかり検討していきたいと思っております。

7番（西田直美君） せっかく充実してきた地域学校協働活動も大変充実しているということは私もよく承知しております。町民の皆さんがたくさん参加していただいて子供たちの学習であるとか生活のところで御協力いただいているのはとてもありがたいことだと思っております。今度は小国未来塾についてもうちちょっと改善していけるように拡張していけるようにということで、できる限りのことは皆さんでやっていかないといけないと思いますので是非とも今後とも多分あと半年後か来年度にまたもう1回質問するかもしれませんのでそのときにはよろしく願いいたします。

終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。次の会議は1時から行います。

（午後0時07分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 続いて、4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。令和3年もうあと残すところわずかとなってきております。今年はオリンピック、パラリンピックという大きな国の行事もありました。とはいったもののやはり昨年から引き続きコロナウイルス感染症の1年だったかとも思います。またこの12月という時期、来年度令和4年度に向けて予算編成作業ということでいろんなかたちで取組もなされているかと思えます。町あるいは住民にとって希望の持てるそのような政策展開も希望するところであります。今回の一般質問はおぐに湯ったり・満喫キャンペーンの内の広告宣伝ということを通して質問させていただきたいと思えます。現状やこれまでの経過を検証してい

ただくことをお尋ねしながら、今後の展望につなげることができたらとも思っております。新型コロナウイルス感染症も11月期には新規感染者が減少傾向にあり少し落ちついてきたような感もありますけれども、やはりニュースを見ますとオミクロン株ということで新たな変異株この対策ももう世界中で急務の課題となっております。やはり全ての人々が日常生活に緊張感を持って感染症を拡大させない、落とし込む、封じ込めるそのような取組が生活が必要かとも思います。とはいえコロナ関連で自粛期間が長く続きましたこともあり、又は近年では先ほどいいましたように少し安定期にも入っているというようなこともあり多くの方々の行動範囲は広がってきているかと思えます。各地で経済活動も活発化しているとも思えますし、国でも来年にはG o T o キャンペーンの話もあります。やはり感染症防止対策と経済活動の両立は今後の大きな課題でもあろうかと思えます。

そこで質問ですけれども、現状についてまずお尋ねさせていただきたいと思えます。町では令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として、おぐに湯ったり・満喫キャンペーンによるコロナ影響で落ち込んだ町の魅力を再発信し、観光客の誘致それから人の交流を増やすことによって経済活動を活性化しようということで広告媒体による観光キャンペーンあるいはPR活動が計上されました。これにつきましては繰越事業ということで実質実施時期は本年度3年度になってきているかと思えますけれども、この広告キャンペーンの活動展開がアフターコロナに対する対応でもあろうかと思えます。そこで魅力的なまちの魅力アップによる来客数の増加対策や交流人口を増やすといったようなそのような意味合いも含まれておりますのでそこら辺りの成果による検証これをどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思えます。休日と平日も一部見受けられますけれどもゆうステーションの駐車場は満杯の状態、あるいは土曜日曜には木魂館でもテント、キャンパーもう多くの方々が訪れております。多くの方が動くということはそれなりのやはり情報元それをもとに動いている部分もあろうかと思えます。この宣伝活動、キャンペーン活動の周知の範囲、活動内容、実施時期などを含めて成果、効果をどう捉え、また実績として入込み客数がいかなのかお尋ねしたいと思えます。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

少し長くなるかもしれませんが、おぐに湯ったり・満喫キャンペーンの現状と成果と効果あたりということでございますが、まず行政としまして1千万円のテレビCMを打つということは過去にはほぼなかったと思えますが、この部分について繰越事業で今年やっております。テレビCMとして福岡の3局トップスリー、FBSとRKBとKBCの3局でCMを流しております。お茶の間にCMの情報を流す場合に業界の用語でGRPという数字があるのですけれども、わかりやすく言うと800GRPという数字が出ると大体85%ぐらいのその世帯の家の方がそのCMが届いたと。また1,000GRPという数字になれば大体視聴者の方がその商品を購入にまで結びつけるというような数字がございます。今回うちのほうのCMを流したわけですが、最

最終的に108%というGRPを確保できたということで委託の広告代理店から報告を受けております。

それから、併せてYouTubeでの宣伝を行いましたけれども、この部分についてはトータルで23万再生がされていまして、1つの媒体としてYouTube2万回再生すると御の字というふうにいわれています。出演者はHKT48の若い熊本出身の方なので年齢層はかなり若い方が見ていると思いますけれども再生数は稼げています。

それからこれは自転車のサイクル部のアニメがあるのですけれども、そこの主役の声優をされている方が野島さんというのですけれども小国町に来られて自転車で実際に走ってそれをまたYouTubeでアップするというので、その方についてはフォロワー数が18万人いるというので、それぞれに媒体を使って宣伝をしました。

実施時期につきましてはちょうど福岡方面が緊急事態宣言等もありましてなかなかタイミングが難しい時期ではありましたが、何とか9月1日から17日までテレビCMを流しております。またそのCMを受けてキャンペーンのほうを続けてやりたいということでCMを受けてからのキャンペーンということで、キャンペーンのほうは9月21日から11月18日まで応募期間を設けまして実際のキャンペーン自体の時期は10月1日から今月の20日までということで今現在もうすぐ締切りですが現在のところ応募の件数は7千305組ということで人数にしますと1万502人の申込みがあります。当初予算の中では1万人で5千人の補助金を出して5千万というような計算をしておりましたので数的には目標達成できていると思いますが、実際は熊本県の再発見の旅等によります併用化というふうにしていますので、その部分で先に熊本県の財源を使うとその分うちのほうの持ち出しも減るということで執行のほうはかなり減るかもしれませんが、その辺はまだ今から精査して実績を把握していくというふうになります。

それから実際のテレビCMとキャンペーンとの効果、因果関係ですけれども実際テレビCMを9月1日から9月17日までに161回、一本CMを流していましてその間のキャンペーンの応募件数とその期間だけで通常の4倍出ております。それから後はパブリシティ放送といいまして福岡の放送の番組の中で小国町がこういうキャンペーンやっていますよという取り上げるというやり方なのですけれども、その放送を3回ほどしましたFBSとRKBと。その時のテレビ効果もあって応募が1.5倍から3.5倍そのとき伸びております。ということで町としてはこういう本格的なテレビCMというのは経験ありませんでしたけれども先ほど広告代理店の専門業界用語で1,000GRPというのがありましたけれども、それだけではなかなかわかりづらいですけれども実際うちはキャンペーンをやりましたのでその分で跳ね返りが数字として把握できたかなというふうに思っています。ですので今後については映像につきましてはプロダクションとの著作権等もありますので契約の段階で二次利用を可能としておりますので、その映像も町に帰属しておりますので今後そういう映像も活用しながらまた今後の展開に生かしていきたい

というふうに思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私からも補足をさせていただきますと、先ほど鍋ヶ滝のときにもお答えをいたしましたけれども町といたしましては、このタイミングとといいますか非常にタイミングを図りながらというのが多分一番大事なところがあると思います。これ今回9月から行いましたけれども、これを少し焦って夏とかその以前に放映したとすれば多分これまでの効果はなかったというふうに思います。一般質問それから議会でもお答えをさせていただきましたように観光は特にタイミングというのが非常に大事でございますので、今回はたまたま成功したというところもあるかもしれません。しかしながら一番大きなところは重ねてY o u T u b eそれからフォロワー数の多いサイクリングの方それからテレビ、いろんな場面で小国町を宣伝をすることとたくさんの方で見えていただく、こう重ねていってなおかつそのタイミングでそういうキャンペーンのようなイベントのときにこの相乗効果をしっかり高めていかないとなかなか数字までは表れないというふうに思っておりますし、私のほうからも同業とといいますか地域の旅館の方からわざわざお電話をいただきまして今回の満喫キャンペーンのはがきの分と行ってましたけれども非常に効果的だったと思う。また熊本県との事業とも併用することを同じように使うことが同じ時期にできるというのも非常に大きかったと思うというふうにお電話をいただきました。効果としては非常に高かったのではないかと。金額的に熊本県と比べますと5千万円という単位は実は町としては非常に大きいところではありますけれども5千万円通常は少ない単位でございます。しかしながら非常に効果は高かったのではないかなという御評価も数人からいただいておりますので、その部分では町としてもこの事業を通じてよかったなというふうに思ったところです。

以上です。

4番（久野達也君） 今町長、情報課長のほうから事業の概要それから成果等御説明いただきました。やはり予算としてCMをすとかキャンペーンをすとかいうことは情報としては入ってきましても、その内容がどうだったのか福岡の放送を正直見ているわけでもありませんのでどのようなCMで流れたのか、そこら辺りの実態把握が私自身できておりませんので今回お尋ねさせていただきました。また併せて県との併用のかたちでより利用者が効果的に活用できるようなかたちをとっていただくというのも成果としては読み取れるし、ある意味CMを見たことによって応募するそしてそのことがCMの効果を数値として図るといったような、先ほど町長タイミングのお話もされましたけれどもそういった部分で検証はやはり今後も積み重ねていただきたいと思えます。やはりタイミング確かに9月で10月から少し落ちつき始めて人の流れが少しずつ始まる11月で活発化するというようなCMのタイミングとしては成功の部分もあったかとも思います。またこれらの検証については一過性というかCMを打ったからそれで終わりではなくして、今後もいかに満足度を高めるかというのが今後執行者としては課題としてついて回ることも一つある

うかと思えます。

またこれと併せまして実は令和3年度予算で地域おこし企業人交流プログラムということでA S Oおぐに観光協会のほうに人材交流ということでJ T Bより職員の方の派遣もいただいております。この成果とキャンペーンの相互効果による部分もあろうかと思えますけれども、なかなかこの企業人交流プログラムが町民の方々皆さんに必ずしも行き渡ってない、関係者の方々だけでとどまっていますは少しもったいないような気がしますので、そこらあたりの成果と関係性がもしお話いただけるなら御説明いただきたいと思えます。

情報課長（村上弘雄君） 先ほどの地域おこし企業人交流プログラムと今回のキャンペーンの関係、効果についてですけれども、今御存じのとおり4月1日からJ T Bのほうから職員の派遣ということできていただいております。主な業務としてはもちろん観光協会の事務局長としてのしっかり重責を担っていただいておりますけれども、併せてコロナ禍における様々な振興策を小国町うちのほうでも取組んでおりますけれども、特に行政になかったなじみが薄いキャンペーンとか宿泊施設との調整とかこういう部分では情報課の職員だけではなかなか回せなかったかなというふうにつくづく感じております。これまでの旅行業界のネットワークを大いに発揮していただいて実際キャンペーンを打つときにはやはりキャンペーンの打ち方自体にも予算がもうなくなりましたからもう終わりですよという自治体のやり方もあります。そういうやり方を最初考えていたのですけれども熊本県とか熊本市とかいろんな自治体でもそういうやり方がありますが、そうなるとお客様の相手の数次第で執行額が見えないということで非常にグリップを握る部分ができないのですけれども、その部分については局長の提案で逆にそれをうちのほうがグリップを握る方法がありますよということでそれは具体的にはがきによる抽選をこちらがして、そしてその中で予算とにらめっこしながら数を把握してそういうアドバイスもいただきまして現場の混乱がなく抽せん会を11回することができました。そういうのも含めてやはりちょっとその辺はプロの見解があって一部うまく取り組めたかなというふうに非常に思っております。この制度自体も人件費が総務省と内閣府の制度を利用した制度でございますので財政措置も560万円1人当たり措置がありますので、引き続きこういったかたちで制度を利用しながら貢献をしていただいておりますので継続していきたいと思えます。

以上です。

4番（久野達也君） 企業人交流プログラム交付税措置ということで財源的な国からの支援措置もいただいておりますし、情報課長の説明の中にもありましたようにやはり専門職今までの経験値を生かしていくという部分でその成果に期待する部分もあります。今後も活躍をお願いしますいかにこの小国町の活力、魅力がほかの方々、町外の方々に発信、認知していただけるか期待もするところであります。

それから次の部分で少し同僚議員からも質問もあっていました。関連する部分も生じてこよう

かと思えますけれども質問を続けさせていただきたいと思えます。感染症対策の先ほどいいました地方創生臨時交付金事業として鍋ヶ滝、下城滝などのライトアップ事業や観光施設の予約システム導入ということが計上されました。広告宣伝、観光キャンペーン活動により多くの来町者があり、それらの方々にどれだけの満足度を提供できるのか。これも課題でもあろうかと思えます。行ってはみたが何もなかった、コマーシャルだけではそのような逆な効果も生じてこようかと思えます。CMキャンペーンを打つからにはやはり受皿としてそこはしっかりしたものが必要かと思えます。いかに町を満喫していただくかが大切だとも思えます。そういった意味合いからライトアップの効果や予約システムのこれについては利便性です。利便性などをどのように検証しているのかを現状踏まえてお話しいただけたらと思えます。

また加えまして、北里柴三郎博士の肖像画が新千円札効果これも一つにはあろうかと思えます。これら以外にも町には杖立温泉、わいた温泉郷といったような熱資源それから景観、自然環境そして何よりよくよそからきた人が私も道ですれ違ったとき声をかけさせていただいておりますけれども、明るく会釈をしてくれます。小国町の方々の人情ここが観光にも観光資源として大事な部分でもあろうかと思えます。今回の感染症対策地方創生臨時交付金事業としての鍋ヶ滝、下城滝などのライトアップそれから観光施設等を拡充していくという御説明もいただいておりますのであえていわせていただきますけれども、観光施設等の予約システム導入事業、それから北里柴三郎博士の新千円札の効果について、お聞かせいただけたらと思えます。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。いくつか順番が変わるかもしれませんが漏れたときはお知らせください。

まずライトアップのモニターツアーというのを実施しましたけれども、実際12日間実施しております。参加者が173名です。そのうち後日アンケートメールでお送りさせていただきましたそのアンケート73名の方が回答していただきましたけれども、特徴としてそのうちのアンケートをいくつか項目作りしましたけれども行ってよかったのか、非常によかった、という項目に74%の方が印をつけてくれました。よかった、というのが23.3%。合わせると今回のモニターツアーに97%の方がよかったという回答をいただいております。また次の参加もしこういうことをする場合に参加したいですかという設問を用意したところ、85%の方が参加またしたいということで非常に好評だったのかなというふうに思っています。記述式の部分もありましたのでたくさんのお意見をいただいておりますのでその辺は今後の施策に生かしたいと思っています。またこれはきっかけとしましてライトアップのモニターツアーについては熊日新聞と西日本新聞にかなり大きくCM的に流しましたけれどもそれもきっかけと思えますけれども、今回熊本高校が修学旅行で近場の修学旅行という設定で今回杖立温泉のほうに泊まるということで、その中の一環として是非夜のライトアップに参加させてほしいということで実際今月そういう日程が組まれております。

それから予約システムの利便性ということでございますけれども、まだ実証実験中でございますけれども受付のスタッフの方が土曜日か日曜日だったと思うのですけれども、ほぼその日1千人ぐらいきたのですけれどもそのうちのピーク時が11時ぐらいなのですけれども500人超していたと思うのですけれども、そのときにほぼ90%超す事前予約の方がきていましてわかりやすくいうと携帯でぴっとすれば入れるのです。そこでそのスタッフの方が今日は何もしないでいいよというような意見が出るぐらい現場でそういう時期がありました。ただし観光客の中にはいろんな方がいらっしゃるの、それができない方についての現場の苦情というのも当然出てきますのでその辺は対応ができるように現場のスタッフと今も行っております。

それから新紙幣発行についての効果ということでいいますと、議員皆さん御存じのとおり入館者がこの新紙幣発行と取り上げられてからは過去の入館者の5倍ぐらい、それまでは5千人から6千人ぐらいだったと思うのですけれどもそれが今7千人ぐらいに増えたのですけれども、コロナでまた今ちょっと下がっています。ただし下がっていたにしてもそれは前の数の2倍ぐらいになっているから急激な落ち込みをしていないかなと思っています。この辺の全体的な相乗的な効果につきましては先ほど5番議員との質疑の中でもありましたけれども、施設自体をつなげていながらMa a Sという仕組みの中で熊本県もいろんな観光地を周遊させるという政策をとっていますので、この辺は今後商品造成として取り組んでいけるかなというふうに思っています。

以上でございます。

4番(久野達也君) 割とアンケートやなんかを取るといい意見が大多数を通常占めるかと思いません。ですからやはり少数意見を吸い上げるというのなかなか難しい部分ではあるでしょうけれども、やはりいい意見があるときには不満の声もあるということは念頭に置いていただきたいと思えます。例えば町内の方々でも今まで孫が帰ってきたらさっさと行っていたのに今度は予約しないといけない、予約はどうしないといけないのから始まっていくのですよね。そうすると苦情として余計な事をするからと。これはもう正直な話だろうと思えます。ですからやはりそこらの利便性を追求する上では声にならない声、要は苦情はなかなか人にはいいにくいです。ですから苦情があるのだという前提に改良策も当然練っていただきたいとも思えます。

それから今度は少し視点を変えてCM効果によって来客が増える。受皿として観光施設いろんな施設の整備あるいは利便性を高める魅力を高めるそういったことがあろうかと思えますので、少し視点を変えて最後にお尋ねさせていただきたいと思えますけれども、要は地方創生臨時交付金事業というのは町の自主性や独創性によるコロナウイルスからの脱却あるいは経済活動こういったような対策での事業で国が支援するというものであったかと思えます。当然自治体は知恵を出しながらどういう効果がいいのかということを探索していったと思えます。生活支援対策もそうですし事業者支援あるいは経済活性化支援いろいろな取組がなされております。このような中で今回取り上げさせていただきました広告宣伝活動それ自体は、先ほどいいましたように福岡で

あった9月のところ期間、それから地域そのエリア範囲などもあり、そして一過性のものでもあろうかと思えます。その時期の一過性の部分。その効果を入り込み客の町に対する印象、それからその印象がつかないでいきます町の将来性を重視しなければならないと思えます。いかに満足度を高め今後のまちの姿に影響していくか。CMを見ていただいた、そして訪れていただいた、そして再度もうCMがなくても訪れたい、リピーターになりたい、あるいはよその地域では定住にもつなげる、移住にもつなげるというような取組もなされているかと思えます。この経済活動は私自身思っているのはやはり外貨、観光業は外貨ですよ。町外の方々にいかに小国町で買い物をしていただくかあるいは旅館を利用していただくかこの外貨をいかに稼げるかとも思えます。この町外の方々が町内で使うお金これを観光振興策としては、例えば旅館業であったり小売業であったりするかもしれません。ただそれを地場産業とどうつなぎ込んでいくのか。ある意味地産地消、農林業の振興、加工業の振興につなげていくのか。例えば旅館に泊まって小国産のある食材を提供してそれに感激を受けたと。そういうところまでつなげていただけたら本当の意味の外貨を稼ぐという部分にもつながってこようかと思えます。よくいわれるのですけれどもその旅に行き行ってせっかく旅に行くのだからおいしいものを食べるとか、あるいはせっかくだから何なんど。それは何かというとせっかくだからお金を多めに使おうという意味合いだろうと私は思っております。ですから多くのお金を使っただき、そしてまた再度使っただきこのような展開が今後は求められてくるのではないかなと思えます。広告宣伝活動によって来客者を増やす、そして受皿の観光施設あるいはいろんな設備を整える。そしてそれが町内に生活している方々に潤いをもたらす、そのような施策の展開が必要かと思えますけれども、お考えがあったらお聞かせいただけたらと思えます。

町長（渡邊誠次君） もう観光の根底になるようなお話でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。先ほどの予約システムの部分もこの後でお答えをさせていただきます。

もう私も何度か皆様方にはお話をしているかもしれませんが、やっぱり小国町は私はそうだけれどもそんなに昔のことは知らないです、正直言います。ただ宮崎町長の時代にツーリズムを推奨してきました。これはやっぱり自然とそれから経済、教育をしっかりとつなぎ合わせてバランスを保つことで次の世代へつなげていくことができなければその地域は成り立たないというような考え方です。もうまさにそのままの考え方をずっと小国町は受け継いできたのではないかなというふうに思っております。小国町の地域の特性として周りに海がない。そして山に囲まれていて急峻な地形も多くて決して条件的にはいい場所ではないのですが、昔観光がほとんど何もない頃に温泉地があったということが第1条件があると思えます。その次にそれに巻き込まれる平地がこの中心の真ん中であってこの条件が重なってこの地域に人がまずは集ってきたという大前提がまずあると思えます。この中で生活をしていきながらツーリズムの概念が入ってきて自然を大切にしながらやはり観光を一つの基軸として農業、林業とともにこの地域の財源にしていこう

という考え方で進んでいったと思いますけれども、これもやっぱり地域と観光このバランスが非常に大事だったかもしれませんし、これを受け継いでいく次の世代を育てることも大事だったと思います。その時代から観光、杖立もそうです、わいた温泉もそうです、お隣の南小国の黒川温泉もそうかもしれませんけれども、おもてなしということは常日頃から観光の方たちはずっと考えていらっしやいます。これは先ほど観光のプロというようない方もされましたけれども、事務局的なところであろうが地域の一事業所であらうが飲食店であらうが宿泊事業所であらうがそれは全く変わらないと思います。お客様におもてなしをすることで代替としてお金をいただく。この代替のすれ違う品物が食べ物であったりサービスであったりいろいろとあると思いますけれども、小国町としてはそこが一番の根底にあると思います。その中でその魅力がここにたくさんある。これをどうやってつないで皆さんにお見せできるか。わかりやすくお見せしてお客様にこの地域にきていただく。宣伝と魅力づくりはやはり魅力づくりのほうが先だと思います。特にツーリズムの概念が入ってきた時代にはそれまではナンバーワンを目指す観光地の在り方が非常に多かったです。ところがツーリズムの概念は基本的にはその地域にあるものをブラッシュアップさせていけば、その地域にしかできない魅力があるというようなところが一番大きいので、ナンバーワンよりもオンリーワンを目指す。それがツーリズム的な考え方だと思います。ただ観光事業者はやはり競争をある程度その時代はしていけないと食べていけませんでしたので、その意味では競争も両方していたと思います。その中で培われてきた中で今の現在の観光地的な考え方が小国町にはもともと根づいているようなところがあります。この観光地的な魅力これにプラスしてここ数十年鍋ヶ滝が出てきました。それから今度北里博士が新千円札のお顔になられます。またSDGsもありますし地熱の関係の発電等々もあります。この部分をつなげていってしっかりと今からいろいろなかたちで、いろいろな魅力を皆様によりわかりやすく御提示することによって選択肢を増やす。小国町にきていただくこの地域にきていただく選択肢をしっかりと増やしていこうというふうに思っております。先ほどから議員いわれるように観光地の在り方何回もきていただくとういったところの部分は根底にはやっぱり地域それぞれの皆さんの事業所のもう絶え間ない努力がありますので、そこをしっかりとわかりやすく表現をすることができるように行政だったり観光協会というところが存在するのではないかなというふうに思います。

それに最近ではデジタル化ということが進んできました。これデジタル化が一番のいいところは効率をしっかりと図ることができるということです。予約システム何が一番いいかということは予約システムということは逆に制限ができるということなのです。なかなか観光というところは基本的に制限をかけるところからのスタートは考えておりません。不特定多数の方がたくさん来られることを前提にして事業を行うのですけれども、それだと先ほどいった根底のおもてなしという部分が欠けてくる可能性があります。これを制限しておもてなしの深みを増すために予約の仕組みを入れたい。これが実は予約のシステムとかではなくて予約の考え方です。簡単に申しま

すと旅館で予約せずに昔お客さんが来られていましたけれども杖立温泉の中でキャバが決まります。バスしかない時代にたくさんのお客様が来られたらどうするか。もうたくさんの方が来られて泊まれなかったのです、実は。泊まれない方たちはどこに行ったか、皆さん廊下に寝ていたのです。そういう時代も実はありました。予約になるとそれは基本的にはありません。鍋ヶ滝もそうです。やっぱりおもてなしの部分をしっかりきっちりおもてなしの部分をする事ができるようなかたちで予約という仕組みを入れたい。またそれに相乗効果として鍋ヶ滝であればオーバーツーリズムといわれる渋滞の緩和そういったところが非常に大切になってきますので、それを積み重ねて解消していきたいというところがあります。予約システムのもう一ついいところは、予約ということは準備ができるということです。準備ができるというのは非常に大事なところです。不特定多数の方にどのぐらいのキャバがわからないものを準備するよりも、予約というかたちで観光客の方たちにこの分だけ用意すればいいのです。温かいものも冷たいものも予約であれば準備ができます。食べ物だけではありませんライトアップにしてもそうです。何でもそうですけれども予約であれば可能になることがたくさんあります。これをしっかりとつなぎ合わせていくことが大事だというふうに思いますし、この考え方は多分もう2、3年したら当たり前の考え方になっています。これが通常どおりの考え方になると私は間違いなく思っておりますのでその部分では町は事前に準備をさせていただいているというところであって、新しい取組をどんどんしているという思いは実はあんまりありません。ですので小国町といたしましては先ほど言われたように観光事業それから農林業の方たちもそうですけれども、しっかりとつなぎ合わせて地域のおもてなしをブラッシュアップさせたプラスアルファとして予約という仕組みを入れてそのおもてなしに深みを増したり、オーバーツーリズムにならないようなかたちですするための予約のシステムであって、その予約の仕組みそれから用意をするという考え方おもてなしの考え方これは多分昔からあまり変わってないところだと思います。デジタルになったので多少感覚が違うといったところも否めないところありますけれども、次世代ではないですもう来年、再来年だと思いますけれどもそれに間に合わせるように小国町としてはしっかりと準備をさせていただきたいなという気持ちで私は今でもいるところです。議員言われたように先ほどお年寄りの方がいつもはもうばつと行って鍋ヶ滝に入れたのになかなか今は入れないではないかと言われれば確かにそうです。その部分に関しては問題解消しないといけないので、例えばゆうステーションに行って予約の仕組みができるとか、近くに行って予約のシステムができるとか子供さんたちがスマートフォンをお持ちであればできるのかもしれませんが、役場でできるとかはたまた簡単にいういろいろな事業所でもできる、そういう仕組みはもちろん作っていかねばいけないと思いますけれどもだんだん予約のシステムも簡単になってくると思います。音声だけでできたり通過して小国の町民であれば入れるような仕組みもできなくは僕はないというふうに思っておりますので、そういった仕組みも組み合わせで作っていければというふうに思っております。

以上です。

4 番（久野達也君） 是非いろんな施策を展開していく中で、やはり住民そこに生活している方々の利便性これも一つお考えいただけたらと思います。

最後になりますけれども、私ずっと以前今は西鉄、要は日田バスが黒川行きということで黒川・杖立とバスには書いてあろうかと思えます。杖立が終点の時期がありました、西鉄バス。これに対して町は応分の補助金を出しておりました。いろんな議論の中で補助金のカットの問題などありましたけれども、そんな中でやはり考えさせていただいたのはあの当時福岡の博多駅前のバスセンターそれから天神のバスセンターそれから経由地として福岡空港がありました。ここに杖立温泉というのが365日載っているのですよね。この経済効果は僕は大きいものがあるかと思えます。そういったところに温泉名のネームを出すということ自体決して杖立に来る方がそこを利用しているわけではないかもしれません。でも来る方でなくても目線には入ると思います。杖立温泉は何番乗り場と。そういったようなところでやはり対外的な部分をするときにはそのことがどうかたちで町の効果につながっていくのか、そこも考えていただき日頃の業務にも生かしていただけたらと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議、2時ちょうどから行います。

（午後1時45分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） 続いて、9番、熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9 番（熊谷博行君） 9番です。

早いもので今年も1か月を残すことになりました。寒さのほうも本格的になり予報では寒くなるという予報が出ておりました。2019年12月に大相撲阿蘇小国場所が盛大に行われまして2年がたちます。ちょうど12月7日だったと思います。土曜日で全協があった次の次の日ぐらいたったと思います。2年たつと忘れませんがちょうど選挙が終わった最後の年末でございました。画期的に町長も一緒になって土俵づくり土俵解体までやったことを思い出されます。その当時白鵬が1人だけ椅子に座ってオーラを出しておりました。さすが大横綱だなと思っておりました。2年すれば引退をしその当時今横綱となっている照ノ富士、怪我で12段まで落ちて徐々に上がってきてそれでもまだ幕下だったと思います。今では大横綱になって横綱まで昇進しました。その反面ちょうど大相撲があったときぐらいに中国の武漢で最初の感染者が出まして、日本でもその翌月に第1号の感染者それから数箇月で数万人という俗にいうパンデミックあまり英語を使いたくないのですが感染者が報告されました。あれから2年たちます。全てではないのですがやっぱり町は少なからずとも麻痺していると思います。活気も失いつつあります。今年の春から町主

催の催し物、行事はほとんど中止でございます。先日報告にもありましたが来年の駅伝大会も中止になっております。また新たな変異株が国内でも確認されております。不安な日々が続きますがみんなで頑張っていこうではありませんか。これが私の少し長過ぎましたが前置きの挨拶でございます。

それでは、通告どおりに質問いたします。今日はメインで町民課長だと思いますがよろしくお願いたします。以前に隣保館でパソコン教室が行われていたと思います。内容はあまり知りませんが年賀状が出せる程度のパソコン教室だったというのだけは聞いております。現在ではどのようなになって今からまだパソコン教室を開いていくのかお答えください。

町民課長（生田敬二君） 議員おっしゃいますようなかたちで実施の規模は大変小さいものとなりますけれども、町民課隣保館のほうでパソコン教室を実施しております。これについては隣保館事業の中の地域交流促進事業として実施をしているものになりまして、呼称としてふれあい教室と呼んでおります。実施の目的としましては、第1には住民の方の交流を目的としているというものでございます。こういった教室はパソコン教室のほかに硬筆教室とか絵手紙教室、クラフト教室、料理教室等がございます。講師になる方というのもできる限り地域に暮らす方で有償ではありませんけれども、ほぼボランティア的に協力をいただいているというかたちのものになります。パソコン教室のほうも通信会社をお辞めになった町内在住の方に講師を務めていただいているというところでございます。実施の内容についてということですがパソコン教室については、住民の方を対象に2教室を開催しております令和2年度について申し上げます。どちらも1か月間で6回から7回の日程で実施しております。参加人数としては2教室合わせて9名程度でございます。研修内容としてはICT情報、ワード・エクセルの基礎、写真の取込み、加工等に関してでございます。言われますように年賀状を作ったり暑中見舞いを作ったりとかそういったかたちの実践的なものをしているというかたちになります。

また夏休み期間に子供のパソコン教室を3日間開催しまして、参加者につきましては合計で12人で行いました。アンケート等も取っているのですがどうしても、数字での集計というのはちょっと数が少ないものなので集計は数字的にはしていませんけれども、最初は参加に迷っていたのだけれども実際に参加してよかったとか、今後もまた続けていきたいということでそういうきっかけづくりにはなっているのかなというふうに思っています。ふれあい教室、隣保館の事業としてこれ人権施策ということになりますけれども、交流を目的としたパソコン教室については今後も継続して続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 教室の開講件数からいけば相当な数の方が教室に通われたと思います。成果がどうなっているのかはまずわからないと思いますが、うちの母も行って途中で挫折したような話を聞いております。今町民で携帯電話所持者がどのくらいいるのか私わかりませんが、その中

のほとんどの方がもうスマートフォンに機種変更されていると認識しておりますが、私も同様の高い使用料金を払い、実際有効に使っているかという使い切れない部分もあるし家は家でインターネットも引いているし、何かいっばいインターネットを引いているのばかりという感じになっております。これを機にこれは町民からの声もあったのですが、スマートフォン教室も一緒に開いていただけたらどうか。

以前この場でドコモの営業だと思いますが2年前ぐらいですかね、5Gの説明会とキャッシュレスの説明会がありました。多分結構な私よりも上の方が来られていました。北里柴三郎先生が千円札になるのにキャッシュレスなんていう言葉を使うのはよくないと思いますが、そういう時代になるのはもう時間の問題だと思います。かなりの人が興味を持ちこの場に来られていた。半分以上は女性だったと思います。年齢はもちろん私よりも上の方が多かった。僕はこれで2回目だと思いますが、その後何もないしコロナも発生しただろうし議員のドコモの研修もありません近頃。そのまま数年前からそういうのが止まっているような状態になっております。その当時の課長が今の税務会計課長だったと思います。説明は大変上手でこのまま流行るのかなと思ったのですが、そのまま終わってしまいました。その当時の進めませんかという質問にもマニュアル本を読んだような回答をしていたのではないかなという記憶がございます。

これは本当に私にある80歳ぐらいの男性の方が言ってきたことでスマートフォンの講習教室も開いてくれないかというのを今日ここで私が言っているだけであって、行政としてどのようなお考えか今後どういうふうに進めていこうかと思っているかをお答えください。

町長（渡邊誠次君） お答えさせていただきます。

熊谷議員から御質問があったときは、なかなか町長は答えないというお話もいただきました。しっかりお答えを返したいと思いますが、御高齢の方のスマートフォンの扱い方に関しましてはやはり皆さんやきもきされている方もいらっしゃると思いますし、私の母もそうです。たくさんの方スマートフォンに変えたのはいいけれども、電話も掛けにくくなったと思われる方もいらっしゃいます。私のほうにも11月だったと思いますが御高齢の方が是非スマートフォンの講習会を開いてよというお話をしておりました。ただ町として開いたほうがいいのか例えば老人会のほうで主催をしていただいてその分のお手伝いを町のほうがさせていただくとか、やっぱりスマートフォンに関しましてはすごく営業面的なところも多いと思います。ですので即購入とかそういう事態になったときに非常に問題もありますのでそういう事態にならないように気をつけなければいけないなというふうにも思っておりますし、スマートフォンだけの講習会といっても機種もたくさんありますのでその分に関しましては町のほうが主催をするよりも通信事業所それから老人会等々と一緒に話をしながらやるほうがいいのではないかなというふうに思っております。またさっき熊谷議員のほうから町の議員と一緒に私もそうですけれども一緒に福岡のほうに行ってたくさんのはあれはNTTだったと思いますけれども見てまいりました。実はあの中に

予約システムがありました。ですので私はそのときに旅館とかはなっていたのですけれども公の場所はほとんどこういう仕組みになるだろうなという思いもしておりましたので、先ほど言われたので思い出しました。それと同時に小国もしておりますけれども防災関係のアプリではありませんが防災関係のタブレット、その時はタブレットでその防災の場所を特定するような多分アプリではなくてそれはシステムだったと思いますけれども、そういったのもありましたのであの時に皆さんで行った講習会等々勉強になっていたのだなと今気づいているところも実はあったりします。町といたしましては高齢者の支援という部分でどういったかたちで町が主催するのかどうかというのは別にしましても、少しずつそういう支援ができるように頑張りたいというふうに思っておりますので、また話をまとめる時等々に必要なときがあったときには議員の皆様にもお声がけをさせていただいてお手伝いをさせていただきたいなというふうに思っているところです。よろしくをお願いします。

9番（熊谷博行君） このままのようなサービスを今後展開していくかという質問でしょうかと思ったのですが、全部答えていただいたので。

4年か5年前だったですかね確かに行ったときに4、5人で行ったと思います。もうその当時はうそだろうというようなものがありました。ドローンでどうのこうの。いろいろ防災のもありました。でもたった数年でそれが普通に受け入れられるような世の中になっておりますので、もう夢のような話ではなくてすぐ数年で現実化しますので、ただ私たちがついていけないだけであって世の中が進んでいると思います。どんどん町のほうも新しいことには導入していただきまして、よりよいまちづくりができますように。

次の質問に入ります。これに付随した問題なのですが、町が10数年前に光ファイバー整備事業何十億円も掛けて行ったのですが、誰が分かるかわかりませんがインターネット通信の環境が小国町では何%ぐらい整っているかをお分かりの方がいればお答えください。

（答弁なし）

9番（熊谷博行君） よろしいです。国勢調査の内容でも見ないとわからないと思いますので。

これも私多分6年間で3回、もう3回しかできませんのでこれでやめますが、公立病院です。オンラインで診療、問診、診療はできる、これが初めの売りだったと思います。これでみんな納得をして元町民ホールにいっぱい集まって話をしたと思います。小国町はできておりません。町民課長が分かると思いますが、県内でできている自治体あると思います。もし事例があればお答えいただければありがたいと思いますがいかがですか。

町民課長（生田敬二君） オンライン診療の整備ということでの御質問です。オンライン診療については実施主体が医療機関になりますので市町村ごとの事例というのを今ここに持ち合わせてはおりません。町内の今の現状ということでお話をさせていただきたいと思いますが、少し長くなるかと思いますがよろしくをお願いします。

議員が言われるように光ケーブルが整備をされましてオンライン診療を可能とするようなハードの面の環境というのは整っているというふうに思っています。ただ全国的になかなか浸透していないというのが現状のようでございます。まず町内の状況なのですけれども、各医療機関小国公立病院についてちょっと聞き取りをさせていただいております。もちろん現時点でオンライン診療を行っていないということで。県内をカバーする熊本メディカルネットワークというのがありますけれども、これは医療機関ごと基本的には医療機関、調剤薬局とかそういったところをカバーするシステムということでそういう連携はあるということでございます。新型コロナウイルスの拡大時に電話による再診というものは行っていたということですが、現在は対面による診療のみということに戻っているということでございます。一応オンライン診療についても検討しているということですが、現在はそっこのほうよりは在宅医療としての訪問診療、訪問看護のほうを進めているという御回答でございました。その他小国郷内のその他の医療機関についてもオンライン診療を行っていないということです。

先ほども申し上げましたように全国的にも普及が進んでいないというふうにいわれています。まずオンライン診療のメリットというのは、通院時間の節減、体が不自由である方の外出困難な方でも受診することができるということ、コロナ対策としても効果があるということ、医師側にとっても継続的に患者の状態を把握することができるという点がある。一方でデメリットとしては、画面を通しての診療であるということで対面診療に比べて病状の見落としであるとか誤診という可能性が指摘をされているというところがございます。また進んでいない要因と課題としましては、受診者が限定されるということが挙げられています。オンライン診療の制度上というかたちになりますけれども具体的には慢性疾患を抱えている方で最低3か月の間対面での毎月診療を受けておく必要があるということ。さらにオンラインと対面は同じお医者さんであるという必要があるということで緊急時の対応など医師の負担が増えるということも普及しない一因というふうにいわれています。また医療機関側としては対面診療に比べて診療報酬の点数が非常に低いということもいわれております。もちろん受診者側も高齢者等通信機器に不慣れな方でも参加できるそういう環境を作っていくことが求められてくるということ。これはセキュリティの徹底も含めてということになるかと思えます。以上のような課題とかもあるということで制度面、運用面というかそういうソフト面での課題が多くあるということで結果として普及が進んでいないというふうに国が見ているようでございます。町としては特にコロナ禍においてなどオンラインの診療が選択肢の一つということで普及すること自体は望ましいというふうに思っていますので、医療機関や住民の方へできる範囲での支援をしていきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 難しいというのが現状のようでございます。でもコロナ禍から小国町も一気にデジタル化が進んでいると思えます。学校のタブレット導入、公共工事の電子入札、コロナで

よかったとかいうのは口が裂けても言えないのですが、もしそれがなかったらまだタブレットどこのを買おうとかいうような段階かもしれません。でも何かあると何かが進む。こんな変な世の中なのですが、是非何もなくても今後はデジタル化になるように書類なんかも山みたいに倉庫の中に入れなくて電子化してしまっ、もちろん電子入札になれば書類も電子納品化を進めていただきたいのですが、これは質問でございませぬので是非電子入札とプラス書類も変えていただきたいと思ひます。全業者できますので別に難しいわけではございませぬ。紙にするほうがかえって面倒くさいという点もございませぬので、その辺はいい方向に進めていただきたいと思ひます。答えはいいです。

今日の一般質問この質問で最後になりますが、この質問は大変重大なことですのでじっくり行いたいと思ひます。6月議会で同僚議員より質問があったことは記憶にございませぬが、内容は正直言ってあまり記憶には何かいろいろ激しくやりとりをしていたというのはあったのですが、先日知人が小国民報という機関紙を持ってきてこれは事実なのかということを知られ私はそれを見たことがなかったものだから戸惑ひまして、お前のところにもきているだろうというので、いやうちにはきていないけれどもという答へで。もしこの内容が本当ならこれは問題だといってその人は帰って行きました。それから私ももらったのでコピーして読んだらば事実なら問題です。この問題はこれも町民からの私のあれですのでこの場を借りて白黒はつきりまではいかななくても、ここはさせたほうが私はいいいと思ひますので今回ここで言わせていただきたいと思ひます。

まず私の知人が持ってきた機関紙、顔写真は私の横の同僚議員が載っております。同僚議員が書いたのかはわからないのですが、大きいタイトルが避難要支援者633人。時間掛かりますが読ませていただきます。皆さん知っている方は知っているだろうけれど、抜粋して読みますので。

「日本共産党の児玉智博議員が」、「児玉智博議員が」だから児玉さんが書いたものではないですね。「議員が」だから。「一般質問をした」ここはちゃんと記憶にございませぬ。その後はもうちょっとカットで「杖立の湯鶴5区」と書いているが、これは多分5組だと思ひます。「80代女性は」ここが問題です。「町長さんは避難してください何回も言いはるばってん、どげせえって言うのですか」と憤ります。自宅は急傾斜崩壊特別警戒区域、杖立は全部これに入っております。2人暮らしということで移動は困難です。大雨で警戒レベル4避難指示が出されました。女性によりますと、ここも大変重要なところ。「女性によりますと、どこからも安否確認や避難支援の申し出はなかったという事です」「見捨てられたような気になって、毎晩心細かった」と当時の心情を吐露します。」難しい言葉ですね吐露とか。その後また町民課の生田課長の名前がちょろちょろ出ますが、これは10年間もろもろが行われていないとか防災訓練が6大字の1年に1回で6年に1回、これはいつも危惧している問題でございませぬ。

最後に町長にお答へしていただきたいのですが、まず町民課長に。杖立地区はこっちとこっちで下城4部、5部あると思ひます。必ず民生委員は2人ではないと思ひます。多分下城地区の何

部かを統括した民生委員が1人だと思います。昔民生委員の補助、十数年前に福祉協力員というシステムができて現に私も4年間ぐらい在籍していましたので知っていますが、もちろん個人情報の要支援者の名簿等持ってきますので私はそのままぱっと見てぱっと持って帰っていただいたのですが、今この地区に民生委員と福祉協力員に変わる方が何名在籍しているかお答えください。

町民課長（生田敬二君） 民生委員についてということでございます。通称杖立地区と言っておりますけれども、湯鶴側と杖立側、下城4部と5部ということで分かれております。4部の民生・児童委員につきましては、4部の湯鶴地区に1名、5部の杖立地区に1名でございます。福祉協力員についても今ちょっとかたちが令和3年度から変わりました、社協のほうで委嘱をしております地域福祉推進員と言っておりますけれども、この方々が各部1名以上は配置ということになっておりますので両部に1名ずつはいるかというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） そうですか。いつから社協に任せたのか僕は知らなかったのですが。要するに民生委員、杖立地区に2名。福祉協力員に代わる人が2名いらっしゃるということでございます。これはこれでいいと思います。多分この方たちは声をかけてもらえなかった安否の確認がというので、まず私もしていたときに自分ところの周りの高齢者には必ず声をかけていましたので、今も何もしていないのですが近所にもう80、90が近い夫婦がございまして。そこには必ず何かあっても私行って声かけます。必ず次の日に娘さんが御礼に上がります。だから声をかけなかったというのがどうも私は信じがたいのですが。これに書いてあるの嘘は書かないだろうと思えますし、私だけがこれ読んでいるわけではほかの方も読んでいる方は私はいると思っております。

まず杖立には消防団という物すごくちょっとした雨でも出動する消防団がいます。何回も私も遭遇というか私が杖立に行ったから遭遇しただけであって必ず出ております4、5名の方が。この件があったからちょっと知り合いの消防団に声かけたのと聞いたら、かけましたという答えは上がっております。それはもうほかの民生委員とか他の方には聞いていませんし、もう何も言えないのですが常に災害と隣り合わせの杖立地区でこういう声を近所の方も消防団も誰も声をかけなかったとか安否確認をしなかったとかどうも信じがたいし、もう何かわからないのですがこれを機にこれははっきりさせていただこうかと思って今日質問に至ったわけなのですが。

生田課長に質問いたします。課長の知る限りで民生委員の方、社協に委託している方がこの80代の女性に声をかけたのか、かけなかったのかお答えください。

町長（渡邊誠次君） 今町民課長に答えを求められましたけれども、多分本人いいにくいと思しますので私のほうから発言、答弁をさせていただきます。

私も9月の議会で答弁したときには実はこの湯鶴の5区というところがわかりませんでした。頭の中で5部なのか5組なのかはたまた杖立なのか湯鶴なのか、これで大分変わってきますのでその部分で頭の中で誰なのだろうと正直思っていました。こっち側だったらこの人だろうな、向

こう側だったらこの人だろうなという頭に浮かぶぐらい人間の顔も名前も全部わかります。その中でこの方が「町長さんは避難してください何回も言いはるばってん、どげせえって言うんですか」もう多分このような言い方で言われる方だと思います。なぜかというところいう方言を普段使われている方なのでここは本当であるというふうに思いますが、私もその後これ調べました。こういうことがあっては絶対に小国町としてもならないと思いますし、仮にこういう方がいたときには次は絶対声をかけることができるようにその体制をとろうというふうに思っておりました。大雨の当日それから次の日も杖立地区では皆さん避難をしていらっしゃると思います。そこで私はこれ両方とも分かりにくいのですが、Kさんが近所の高齢の方ですけれども両方ともKさんなのですけれどもお二人おられます。その方が当日の午前中に「私たちは今から避難所に行くけれども、あんたたち夫婦も行かないか」お二人とも車で避難をするのですけれども、その2人も高齢なので「あんたたちを乗せていくとひょっと途中で事故があるといかんけん私たちは先行っちゃうもんね」と言って2台でそれぞれ避難所に行かれております。その後でなぜ車に乗せなかったかというところの方も車を運転されるからです。こちらの御夫婦確かにお体は御不自由なところありますけれども、先月の11月にも車でお買物をされに行っておりましたので避難が絶対できない状況かどうかを当日はひょっとしたら体調が悪くてできなかったという恐れもありますけれども、当日の朝まだ雨が降らないような状態のときに2名の方は「先に行って待ってくもんね。2階はいっぱいになつとるかもしれんけん1階の場所を空けてから待ってくけん、あんたたちも早うきないよ」と声をかけて行かれたそうです。その方たちはそのまま「後で行きますよ」というような返事はされたのかもしれませんが、それでそのお2人は避難所で待っていたという事実をしっかりと聞いておりますのでこの部分に関しましては少し答えられた湯鶴5区の80代女性は勘違いをなされているのかもしれませんが。しかしながら私としましては声が掛かっているかかかっていないかというところ、この方に関しては間違いなくかかっているというふうに思いますし、実はここの近所は消防の分団長の家がございます。その消防の分団長もお声をかけて行かれたということでございますので誰からも声をかけられなかったということは多分ないと思いますし、町が避難をする指示をしているわけですから当然その前に高齢者等避難の部分でもかなり早い段階から避難の促しを私もさせていただいておりますので、できればなかなか体が御不自由で避難がしにくい方は近所さんと一緒に行かれるとか声を掛け合って行かれるとかで早めに避難をしていただきたいなというふうに思います。その後そこの御家庭に老健のほうから車で迎へに行かれたというお話も聞いております。そこは町民課長から聞いていただきたいというふうに思いますけれども、あの小さい杖立の地域でこの現状が完全に起こっているのであれば、それは絶対にあってはいけないことだと思います。ただ前回の議会の答弁の間ではそれを事実確認することができませんで、不確かな情報で私はお答えすることはできません。ですのでそれが終わってきちっと確認をさせていただいて私のほうも調査をさせていただきました。そのお二方だけで

はなくて周りの方それから宿泊をされていた施設そちらにも私もちょっと尋ねて行きましてこの方とこの方が宿泊をされていますかと聞きました。そこで宿泊所の施設の方は個人情報なので教えられませんというお話をされました。それも当然のことだと思います。しかしながら私は本人からこの場所に泊まったということも聞いておりますし、そのKさんといわれるお二方からも当日はあそこに泊まったというのを聞いています。ここに書かれているように避難ができないのと避難をしないのは別でございます。できなかったのであればもちろん町が一生懸命してやる必要があるかもしれませんが、しないというのはできるだけ促すということしかできませんのでその辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 町長が言ったのが私は事実だと思います。杖立の消防団で声をかけない人は多分いないと思います。町長も元消防団員だろうと認識しておりますが、もしこれが本当ならば死活問題の出来事でございます。これが事実ならば町長をやめていただきたいという問題なのですが、今の答弁を聞けば80代女性がどう捉えたのかだけであって、書いた人が嘘は書かないだろうしそこまで嘘を言っているのも疑いはしませんが、こういうのを書かれるとやっぱりこうしてわざわざ家まで持って来られる方もございます。杖立の人たち、消防、民生委員もちろん町長を疑わなくてはいけないような事態になります。誰が書いたのかとこの写真の人が書いたのでしょうかけれども違いますものね。「が」と書いてありますから。もう少し考えて書いていただきたいとも思いますし、最後のほうに書いている訓練等、これは共感するところがあると思います。でもまず自分の命は自分が守る。うちの近所のおじいちゃんおばあちゃんも「いい。死んでもあなたに責任は取らせない」まで言いますので、自分の命は自分で守るが大事でございます。やっぱり後は近所付き合い。必ず声をかけるは人いると思いますがよっぽど浮いていない限りはこういう声をかけて非難を要請すると思います。ただ残念なのが消防団がいないところとか人里離れて住んでいるところとかいうのはちょっとまたその体制はしっかり住民課と社協と民生委員の方でしっかりしていただきまして、今後こういう事例というかこれは本当大変な文言でございますので議員として書いた人を守るわけでもない批判するわけでもないのですがこういうのを今後あまり出してほしくないのと、私たち議員もこういう話を聞けばやっぱり遠回しに電話して知り合いから情報を得たりしますので、そういう何か嫌な思いをしないといけないこともございますので今後は気を付けてくださいとは誰に言えばいいのかわかりませんが、事実には乏しいというのを私は言わせていただきまして、私に持ってきた人にもそういうふうな説明しかできません。6千、7千人の中の1人しか説明できませんので、これを聞いている人はふんと思う人がいるかもしれないけれど、内容が分からない人は「また熊谷が何か言っている」くらいにしか思わないかもしれませんが、ここで町長がはっきり申し上げたので私は町長の言葉を信じで、これにて一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君）　ありがとうございます。

もし議員の皆様方でももちろん文書だけではなくて間違い等々がいろんなどころであると思います。また一般質問というところはそういうところでございますので、是非とも皆さん方からも町に対しての間違いも当然ですけれども指摘していただいて、町のほうもよりよくしていきたいというふうに思います。ただ前回の議会の時でも私もお答えしましたけれども、避難者の要支援これは絶対に必要なことです。町も今までの取組をずっと重ねてきているのです。きているのに関わらずこれが全否定されるようなかたちでは、今まで頑張っていた職員も何をしているのか分からないのです。だから私は「これは事実としてありません」というのをしっかり言いたいところが一つあります。

もう一つ皆様方にお約束しますが、連携をしっかりして行って避難をしていただくこれは小国町ずっと私も就任してからいっているところでもありますし、早め早めの避難を促す、また困っておられる方は早めに周りに相談する、また困っているような方がおられたら周りが相談する、この仕組みづくりは間違いなく必要です。ですのでこの部分では先ほどいったように職員もしっかりと現状わかってできるだけだけの支援もさせていただいておりますし、実際小国町では避難をするときにはほかの町村よりもかなり早い段階で空振りを恐れないというとおかしいですけれども、それでも一生懸命早めに避難もあるかもしれませんが出しておりますし、こういったかたちで支援もさせていただきたいと思います。ただやっぱり毎回言うように町もできるだけの情報を出していきますので町民の皆様もアンテナを是非町側に向けていただいて、まずは御自分で御自分の身を守っていただく。そしてお互いに声をかけていただいて守っていただく。その2点だけをまずもってお願いを重ねまして答弁とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君）　予定していました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日、10日金曜日は2名、江藤理一郎議員、大塚英博議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 3 日

令和3年第4回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和3年12月10日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和3年12月10日 午前10時00分

1. 閉 会 令和3年12月10日 午後 0時00分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	9番 熊谷博行君
10番 松崎俊一君	

1. 不応招議員

8番 松本明雄君

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	9番 熊谷博行君
10番 松崎俊一君	

1. 欠席議員

8番 松本明雄君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 中島こず恵君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 佐々木忠生君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 石原誠慈君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務会計課長 北里慎治君
建設課長 時松洋順君	町民課長 生田敬二君
教委事務局次長 久野由美君	総務課審議員 佐藤則和君
政策課審議員 田邊国昭君	産業課審議員 宮崎智幸君
情報課審議員 秋吉祥志君	税務会計課審議員 小野寿宏君
建設課審議員 小野昌伸君	町民課審議員 穴井徹君
町民課保育園長 清高德子君	町民課審議員 中島高宏君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 3.12.10)

議長（松崎俊一君） それでは、改めましておはようございます。

本日は、12月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、御手元に配付してありますとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、昨日に引き続き一般質問となっていますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の一般質問は登壇順に、江藤理一郎議員、大塚英博議員となっています。

では、2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） おはようございます。

まずは2日前の議会で採択された子育て世帯への臨時特別給付金1人5万円のほうですが、昨日用紙が届いていたそうです。素早い対応をしていただいたということで議会の採決が終わってすぐに準備して発送していただきいただいたのではないかと思います。こういったスピーディーな対応というのは町民の方々の住民サービスの中でも喜ばれることかと思っておりますので、是非引き続きこういった御対応でお願いしたいと思っております。

ではまず通告書にはございませんが、先日の熊日新聞において諫早市のジスコ不動産による寄附が掲載されておりました。まずその寄附についてどのような経緯でそういったかたちとなり、どのように使用されるのでしょうか。まずはちょっと通告書にはなかったのですが町長、その他課長の方々御答弁できればお願いしたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） おはようございます。

江藤議員からの御質問に答弁をさせていただきます。企業版のふるさと納税というかたちでございまして、長崎県の諫早にございますけれどもジスコ不動産という会社から3千万円をいただきました。ジスコ不動産徳永社長が御寄附といいますか企業版ふるさと納税をしていただいたのですけれども、実は徳永様は小学校の間に小国に住んでおられた。宮原の地域におられたみたいなんです。それで同級生の方が前の代表監査の鎗水盛春さんたちと同級生ということで、好意にしておられたということとずっと小国町のことを気にかけておられたそうでございます。もちろん時々帰ってきて友人たちとお話をしながら小国町に何かお役に立てることはないだろうかというお話を本当にされていたそうです。近年になってそのジスコ不動産という会社は平素から今の現時点で数年ほど前から子供たちの支援それから子供たちの育成に支援をされているという会社でございます。私も挨拶のときに御礼も当然感謝の意も述べさせていただきましたけれども、その子供たちの支援なかなか自治体でも難しいところでもありますけれども一つの事業所でやはりそうい

った支援をしていただけるということは非常に敬意を表したいと思いますという私の気持ちを表させていただきましたけれども、そういったかたちで小国町に何らかのお役に立てればという本当に気持ちでいただきました。その企業版のふるさと納税の内訳といいますかその内の1千万円を北里柴三郎博士の顕彰にということで使い道をお示ししていただきました。それからもう一つ、西里小学校これの再生に残りの2千万円を使っていただきたいという御提示をいただきました。非常に有り難いことでございますけれども、この企業版のふるさと納税は基本的には小国町が国のほうに提出しております地域再生計画こちらに基づいていただけるものでございますので、その地域再生計画の中にまだいろんな林業関係、観光含めて様々な地域再生計画出しておりますけれども、その中のジスコ不動産徳永様からすれば是非とも北里博士それから西里小学校に使っていただきたいというふうに意思を表明していただきましたので、有り難く小国町としてはこれから使わせていただきます。北里柴三郎博士の計画につきましてはまたおいおい皆様方にお話をしながらまたお知恵をお借りしたいと思います。西里小学校に関しましては議員の皆様からの一般質問でもありましたようにもう私の町長就任当初から、「ちょっと待ってください」、「ちょっと待ってください」と言いながらずっと伸びておりましたけれども、予算を付けずにずっと計画を練っておりました。計画を練って予算が見つかったときには動き出せるようなかたちで私も考えておりましたので、この御寄附いただいた企業版のふるさと納税によって西里小学校の計画も今年度もう1回練り直して来年度から進んでいくというような計画をしっかりと作っていきたいというふうに思っているところでございます。

2番（江藤理一郎君） 3千万円も御寄附いただいたということで、この企業版ふるさと納税に関してはどんどん進めていっていただきたいのですが、今後戦略として何か考えられていることはございますか。

町長（渡邊誠次君） 企業版のふるさと納税も通常のふるさと納税も御寄附もそうでございますけれども、町の方針とかどの部分に町が注力して御寄附いただいた部分を使わせていただきたいという町の方針が一番大事だというふうに私は思っております。特に企業版のふるさと納税は税制の法人税の優遇措置等々もありますけれどもその部分で企業はもちろん使われるというところもあります。しかしながら企業も全国いずれの自治体も選べるわけですから、その中でも小国町を選んでいただくというところはもちろん郷土愛あふれる方でございますのでそういった方がたくさんおられれば小国町にまたいろんな自治体ということではありますが、町といたしましてはSDGsに基づいてといいますか自然をしっかりと大切にしながらやっぱり社会貢献をしていたく、そして経済をもちろん活性化させていく、そして次の世代へつなげていくといったようなバランスをしっかりとお示しさせていただいていろんな企業とお話をさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） せっかく企業版ふるさと納税の話、ふるさと納税関連になりましたので、町の方針というのが一番大事だと思います。あとターゲットの絞り込みというのも同時にやっていただくといいのかなと思います。今回のジスコ不動産は小国町出身の方。元々小国町にゆかりがある方ということでした。やっぱり小国町にゆかりのある方、出身の方たくさん小国から出られていますし、いろいろと事業等で成功されている方もたくさんいらっしゃると思います。まずはそういったところをいろんなつてを使っていただいてターゲットを絞っていく、そういったところも必要だと思いますが。

もう一つふるさと納税に関しましては、せっかく北里柴三郎という世界的な細菌学者の聖地でございます。こういったメリットがありますので必ず医学を目指した方々は柴三郎博士のことは必ず知るところでもあります勉強するところでもありますので、そういった医者の方々特に所得等も高い富裕層の方々が多いと思いますのでそういった方々へのアプローチということも考えていくと良いのではないかなと思います。聞いた話によるとふるさと納税も医者専用のふるさと納税サイトがあるそうです。そういったところに積極的に持ち掛けて行ってそして日本中のお医者さんが小国の柴三郎というところを目指してといますかきっかけとして多額の納税をしていただけるようなかたちになると納税額も増えていくのではないかなと。小国ならではの特色が出てくるのではないかなというふうに思いますので御検討をお願いいたします。

さて、私も令和元年度に議会議員にならせていただきまして3年目となりました。渡邊町長も同時期に首長になられ後1年ほどで1期4年を迎えようとしております。全世界を巻き込んだコロナウイルスそして7月豪雨災害の対応に迫られ挑戦しようと考えていた政策というものは手つかずのものもあると思います。しかしここにきて災害復旧工事も徐々に進みコロナもまだ完全に収束したとは思えませんが今のところ抑え込みが効いている状況であります。そのような中で本日はコロナと災害の先がある程度見えつつある今だからこそ本来進めるべきであるまちづくりその将来ビジョンについてお伺いしたいと思います。今後のまちづくりとして重点的に取り組みたいことも含めてどのようなビジョンを持っていらっしゃいますか。お願いいたします。

町長（渡邊誠次君） まずは小国町の方針ということですので概略というか大枠をお答えさせていただきます。実は時限を切つてといますか2024年に北里博士が新千円札の顔になります。町といたしましてはそこがタイムリミットといますかちょうど限るといわけではないのですが、それをきっかけに2024年を中間点としてしっかり作っていくというふうに思っておりますけれども、やはり北里博士の顕彰に関しましてはシアターホール記念館こういった言い方をしているかわかりませんが建物をしっかり造らせていただいて北里博士が新千円札の顔になれるときまでにはしっかりとたくさんの方が来られても対応できる小国町をつくってまいりたいというふうに思っております。また同時進行でございますけれども鍋ヶ滝こちらもコロナ禍ではありますが準備をさせていただきながら大きな二本立てといますか北里博士と鍋

ヶ滝が2024年度を中心にした目標にさせていただきたいというふうに私は思っております。それを基軸としてももちろん地熱を含めた温泉地もございますし、たくさんの農産物等々もございますので観光をといたしますか先ほどの北里博士と鍋ヶ滝を基軸にして観光と教育そして学びを真ん中に置いてしっかりと捉えさせていただいて事業を進めさせていただきたいというふうに思います。これにコロナウイルス感染症の対策それから令和2年の7月豪雨この復旧復興これを重ね合わせるとほかの事業はほとんどできないのではないかなというふうに思っておりますので、もちろん町が進めている恒常的にやらなければいけないことは当然進めていきますけれども、そのほかで注力を傾けるとしたらその北里博士、鍋ヶ滝それを基軸にした観光を中心にして農産物いろいろと表に出していきたいというような計画で今私のほうは捉えております。これ2024年ですのもう後3年間ということでございます。その後は当然ですけれどもその後何も進めないというわけではいけませんので当然地熱を含めた再生可能エネルギー、これは2024年だけではなく多分相当な20年、30年、40年といった計画の中に含めていかないといけないというふうには思っておりますけれども、江藤議員の前の一般質問でもお答えしたとおりその可能性この可能性を探るとというのが非常に難しゅうございますので実は専門的な先生それから日本の中でも指より数えたような先生たちとお話を随時進めさせていただいております。実は来週も上京させていただいてエネルギーの權威の先生とお話をさせていただきますけれども、このエネルギーは小国町が所有しているなかなかほかの自治体ではない資源です。このすばらしい資源をしっかりと活用させていただくことが小国町の将来にわたっての非常に目標というふうに私は考えておりますので、再生可能エネルギーこの可能性これはずっと追求していきたいと思っております。ただまだ計画の段階には至っておりません。それはなぜかという可能性のまだ見出せていない部分もあります。しかしながらざっくり話をしますと今地熱の発電をされる方が小国町でおられるということは成り立つということでございますし、現にわたしたちの方たちは地域にしっかりとお金を落としながら経済のバランスを取りながら地域を守っていらっしゃるところでございますので、私としては小国町全体に波及があるよう地熱それから再生可能エネルギー、地域循環共生圏いろいろと可能性を探っていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 重点的に取り組みたいという点について観光の分野、特にその中で柴三郎博士それから鍋ヶ滝とエネルギー部門の地熱というお話もありました。その中で一つ少しありました教育という部分もおっしゃられましたが、例えば教育についてはどのような施策を考えてらっしゃいますか。

町長（渡邊誠次君） 教育の部分に関しましては、小国町の中の教育というよりも先ほどの教育といった内容というか中身といたしましては、町外からきていただける方たちに対しまして北里博士の予防医学的などところそれから歴史的なところそして鍋ヶ滝のジオパーク的なところ地熱発電

等々の新しい分野それからSDGsもあります。いろんなかたちでつないでいただいて小国町に研修をしていただけるような、そして子供たちにまずは北里博士の記念館を含めた顕彰の部分で学んでいただくような窓口ではないですけども小学生、中学生のうちには是非とも1度は小国の地を訪れて北里博士のことを学んでいただきたいという気持ちもあります。その部分で先ほど教育といったのは町外からの方たちに対してといったかたちでお示しをしたいというふうに思っております。もちろん北里博士のことは当然ですけども町内外両方ともやっていきますので是非とも皆さんのお力を得てでありますけれども、これから2024年には間に合わせるといふか向かってしっかりと顕彰を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 教育の分野につきましては、野口英世さん今の現在千円札の肖像の方ですけども福島県において会津のほうに野口英世さんの記念館ございますけれども、そこには東北6県の小中学生が必ず訪れる。修学旅行としてのような取組をされているようです。小国町におきましても北里柴三郎博士を目指して九州中の小中学生が必ず訪れるような仕組みづくりを是非組立てていただきたいなと思います。

また内部的なところに関しましても、小国の子供たち今小国学というかたちで小国町のことを多く小学生それから中学生学んでいると思います。特に柴三郎博士につきましても先生方も一生懸命勉強していただいて学習の中に取り入れていただいていると思いますけれども、また小国町民の子供たちだけではなくその保護者そしておじいちゃんおばあちゃんそういったところにも柴三郎博士のことを皆さんが話せるようなかたちに持っていけると、小国に来られたときに柴三郎博士は何した人ですかというのを子供たちだけではなくお年寄りまでぱっと答えられるような町になっていくと機運が高まってくるのではないかなと思いますので、そういったところの内部からの普及活動というのものは是非ともお願いしたいところでございます。

さて先ほどの再生エネルギーの話もございましたが、再生エネルギーの発電に関しましては固定価格の買取り制度、FITというのがあると思います。それに関しましては期限が地熱発電に関しましては15年でしたかね。そういったところでの買取り価格が決まっているというところもあると思います。今後FIPという制度になるということも聞いておりますが、どちらにしても買取り価格が少なくなってくるというようなところが出てくると思います。電力の買取り価格が今後少なくなった場合、電力の地産地消を選択するということが小国町で生産した電力を小国町民の方々も使うようなことができるような施策はとれないのか、そういったところもし構想等もございましたら少しお答えいただけると。

町長（渡邊誠次君） 江藤議員が今言われたまさにそこが地域循環共生圏という考え方です。ただ本当に可能性ですが今でもそうですが小国町はネイチャーエナジー小国という売電をされる会社も関わっておりますけれども、なかなか競争になると大きいところと競争していかなければいけ

ませんので非常に厳しい戦いをしなければいけないというところもあります。当然ですけれどもその電力の価格FIT、FIP含めましたところで今町が関わっているといえば、地熱発電をされる方たちそれからネイチャーエナジー小国の方たちいろいろとお話をさせていただきますが基本的には経済の部分が大きいと思います。ただ小国町でその電力の価格を取り扱うといいますか小国町全体で再生可能エネルギーを取り扱うというかたちになれば今の現状でいけば成り立ちます。ただFIT、FIPがなくなったときにどうなるか。この可能性はそのままほったらかしになる状態ですと絶対いけません。そういったところも含めて今可能性を探っているところがございます。来週の上京もまさにその部分をお話をさせていただくというところがございます。もちろん電力を今再生可能エネルギーで電力で経済を回すと思われている方たちは主に経済、主力としては先ほど言いましたけれども経済と環境と教育というバランスをしっかりと考えたときにはどちらかという経済重視になってくると思いますけれども、町が関わる時は暮らしの部分に携わらないとこの部分のバランスが経済で偏ってしまうともちろん今の電力事業所と同じになります。町が関わる時はそのバランスが暮らし重視になるようなバランスを保てば可能性としてはあるのではないかとということをお尋ねに上京をさせていただくというところがございます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 内容はわかりました。町民にとってどういう行政サービス、メリットが提供できるのかそういったところについて町長もいろいろとお考えになられて上京されるのだと思いますので、よりまた時間がたちましたらいろいろなものが進んでくると町民の方々に例えば小国で発電した電気は小国町民の方が使えるようになりますとか電気料金を安くする代わりに大手企業、電気をたくさん使う企業にきてくださいとかそういったところも取組を具体的に示せるようなときがくると思っておりますので、是非とも頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

また先ほどの話の中ではございませんでしたがビジョンの中の交通それから物流についてですけれども、以前からの懸案事項でございます大観峰トンネル構想これだけでなく最近阿蘇日田間を高速道路でつなぐという構想が少しずつ出ていていると聞いております。もし小国インターチェンジの誘致等が可能であるならば、例えば観光だけでなく企業誘致それから熊本空港からのアクセスが非常によくなります。そういった面においても町にとって有利と有益となるものは声を上げて有利に進めていくことは是非とも議員の皆様もそうですけれども執行部のほう強く要望していただきたいと思っております。その辺りについて例えば何か情報それから見解等ございましたら願います。

町長（渡邊誠次君） 道路の部分に関しましてはこちらにちょっと準備しておりますけれども九州リングネットワークというようなかたちでこれは今年度の6月か7月だったと思います。九州全体でそしてもちろん熊本県でも出しているのですけれども、この部分においては都市間道路ネッ

トワークの構築、そして災害に強い道路ネットワークの構築、広域観光周遊ネットワークの形成、交通の拠点とアクセスの強化を図って九州全体での人・物の交流促進を支援、そしてここにもありましたトラックの大型化に対応した道路の機能の強化、こういったかたちで考え方としてですけども昔はクロス、道路を交差させるようなイメージのビジョン、基本方針だったのでですけども最近ではリング、輪っかのほうにシフトチェンジをしているということでございます。

また熊本県の広域道路ネットワークの計画図の中に日田阿蘇道路と定義をされておりますけれども、基本的にはまだ構想路線になります。具体的に高規格道路の事業を進めたりとか調査をしたり一般広域道路の事業をしたり調査をしたりというその手前でございますけれども、その手前でもまずはその計画の中に構想路線として立案されたということでございますので、この部分に関しましては少しずつ進んでいるのではないかなというふうに思います。町といたしましても隣の日田市、南小国町、それから阿蘇市、212号線の部分に関しましてはもちろん212号線の道路の期成会もありますけれどもその外側でもその4市町でお話をする機会もありましたので先日から大観峰トンネルのお話もさせていただきましたし、議長のほうにも御足労いただきまして阿蘇のほうにお話も通させていただいております。ただ大観峰トンネルに関しまして事業主体は町ではないということでございますので、できるだけお願いをしていって何とか構想段階まで持っていけないかなというお話を今御提案というかさせていただいているところでしかありませんけれども、町といたしましてはこの212号線の強化。387号線、442号線は随分と良くなっていっていると思います。212号線はやっぱり古い道路といいますか昔から最初の昭和元年あたりにできた道路でございますので結構立地が難しいところにもできております。日田市とお話をする上では広域農道スカイファームロードこれと212号線を二つ考えてリダンダンシーとかダブルネットワークとか言いますけれどもそういったかたちでも何らかの考えはできないかというお話も日田市の原田市長からも承っておりますので、小国町としては先ほどの再生可能エネルギーの可能性といったところも似ているところありますけれども現実味はまだ少し薄いのではないかなという段階ではありますが、着実にそちらの方向に向かってお話はさせていただきたいと思いますので実現がこれもタイミング、機運もあると思います。いろいろな連携の中でしっかりとチャンスがきたら提案をして実現可能な段階に持っていくといったところは、しっかり私も取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。議員言われるように道路は本当つながっていないと意味がなくてしっかりといろいろなもちろん命をつなぐ道路、物流をつなぐ道路、観光の道路、いろいろな観点がありますので私もしっかり取り組んでまいりたいと思います。

2番（江藤理一郎君） 詳細な御回答もありがとうございます。特に物流につきましては今後インターネットの情報化社会の中でいろんなものはすぐに届くようになると思うのですが、物だけは瞬間移動はできません。やっぱり物はどこかで運ばなければいけないという状況です。そこにお

いて物流は大変重要な部分これからもウエートを占めていくと思いますのでその辺りについては町を挙げてそして国会議員の先生皆様にも御協力をいただきまして、是非とも小国がそれることがないようにちょっと真っすぐすると阿蘇と日田ですと微妙に小国がそれるようなかたちに地図上はなる可能性もございますので、是非ともなるべく小国寄りをお願いできるようにしていただきたいなというふうに思います。わくわくするような例えば道路が通るとこういったものができる、ああいったことができるという構想が想像が膨らんでまいりますので町民の方々がわくわくなるような、そして小国に長く住みたいなそして若い人たちもこういった町だったら戻ってきたいなというようなまちづくりを進めていただきたいなと思います。

では次に、将来ビジョンについてもう一つ。今後高齢化それから担い手不足が急激に加速する農業分野それから町民の生活、人口減少、将来の町の根幹に携わってくる医療、高校、ごみ処理についてお尋ねしていきたいと思います。まず農業振興について。初めに現在の状況でございますが米価の下落、全国的なですね。それから原油価格高騰がいろんなところでニュースでも取り沙汰されております。こういったことに関しましては農業分野には非常にマイナスのイメージでございます。町として今後そういった米価下落、原油価格高騰に由来するいろんなものの価格の高騰などに対して、現在の捉え方とそれから今後取組などございましたらお願いいたします。

産業課長（秋吉陽三君） 米価についてでございますが、21年産米の概算金は前年産に比べ軒並み下がっておりまして、全国的に見ますと大きいところでは前年産より1俵4千円以上下がって1俵9千円台になっているところもございます。本町では主力品種のアキゲシキの一般米一等級で1千980円下がりました1俵1万1千520円。またヒノヒカリの一般米一等級で1千920円下がって1俵1万2千240円となっております。これ要因としましては、20年産米の在庫が多くこれらの販売が見通せないこと。さらにコロナ禍で業務用に使われる銘柄米に落ち込みが大きいことも要因と考えられます。また北海道東北の米所で21年産米が豊作となり過剰に拍車をかけたかたちとなっております。在庫を抱えたままの米は一度価格が下がるとすぐに回復するのは難しいと思います。本町では食用米の水稻栽培面積の最大は4から5ヘクタールで対象農家が4戸いますが、いずれも複合経営若しくは兼業でやられている方で米の専業の方はいらっしゃいません。対策といたしましては米のならし対策等に加入いたしておりますので影響については最小にとどめているものと思われまます。また米価の低迷が続くと離農する人が増えることで耕作放棄地が増えるという指摘もございますが、本町は中山間地域で米生産者の高齢化が進んでおります。水稻作付農家の年代別割合を見ますと、70代以上が43.7%、60代以上では78.7%と高齢化が進み非常に厳しい状況になっております。中山間地域直接支払いの集落協定の中でも高低差の激しい農地については畦畔の草刈りができない状況にもなっておりまして、担い手農家等への経営を委託するケースが増えて農地の貸手が多くなっているような状況でございます。また借手である担い手農家も人件費の負担、燃料、肥料、農機の高騰などで経営の効率化

を図るために条件の良い農地を選んでおりまして、優良農地しか引き受けないということで借手の条件が厳しくなっております。本町では米価下落の影響だけでなくこういったことが原因で耕作放棄地が増えてくると考えられます。また農水省の調べでは米の生産費は1俵で約1万5千円といわれております。普通に米を作れば赤字となる数字です。しかし農家は先祖伝来の農地に愛着があり荒らさないために米作りをしている感が非常に強いと思います。こういった高齢農家の気持ちが耕作放棄地の発生を抑えているものと思っております。またその一方で若い世代ではその感覚が少し薄れてきているのではと感じております。そこで農地特に水田につきましては兼業で米を作っている農家への支援も今後は課題として検討し、耕作放棄地を出さないようにしていくことも大事なことと思っております。

続きまして、原油価格の高騰についてですが、原油高はハウスを覆うフィルムや肥料、農薬等の農業資材の値上がりにつながります。原油価格が高騰し最も影響を受けるのが農業者です。資材メーカー等は製品価格に転嫁することができますが、農家は資材や燃料にかかる費用が増えた分を農産物価格に転嫁することがほとんどできません。対策としましては町単独で支援できるものではありませんので国、県による支援策を活用し実施したいと考えております。ちなみに本町では4戸のキュウリ農家が早植えの加温を実施していましたが今後の燃料価格の推移を見守り実施を検討されるものと考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） この原油価格高騰につきましては、まだまだこの高騰具合は続いていくと思われまいます。そういったところで国県等の事業の活用こういったところも進めていただきたいと思ひます。

耕作放棄地、今後荒れていく農地に対して町の対策としては昨年の私の一般質問では農業委員会のほうであっせん活動を行っており、令和元年度については耕作放棄地が27ヘクタールあることに対し8ヘクタールのあっせん実績があるとの答弁をしていただいたと思ひます。毎年のように荒廃地は増える一方であります。このままでは将来的に耕作の予定がない遊休農地が町内至るところで見られるようになると思ひますが、今から少しでもできる緩和策というのは将来ビジョンとして何か検討されていることはございませぬか。

産業課長（秋吉陽三君） 耕作放棄地のあっせんということで農業委員会も適正化推進委員を配置して今やっているような状況でございます。ただ農地の集約化も求められると思ひますが農業は山間地の多い日本で河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害と向き合いながら農業を営む知恵として、一農家の圃場を1か所にまとめず分散させることで災害時での全滅を避けてきました。しかし農業を取り巻く環境が大きく変わり省力化、効率化や国際競争力が求められる現在は農業の大規模を進める必要があり、所有権がそれぞれ異なる農地を地域の中心となる担い手にまとめるため農地集積・集約化を進めています。農地集積・集約化の取組は高齢化や担い手不足、耕作放棄

地の増加といった農業が抱えている問題の解決策として期待できると考えております。本町の担い手の集積状況を見ますと、集積された農地は数箇所に分散しほかのものが耕作する農地と混在、錯綜している状態となっています。一部の利用権を設定して水稲作付を行っている大規模農家において団地化は達成しておりませんが、最近では地域での集約化は一部達成できているような状況です。現在人・農地プランを策定しておりまして、中山間の集落協定ごとに6年から10年先の農地を誰がどうやって守っていくかを定めるものです。10年先の地域の農地を利用する中心経営体を地域の合意形成のもと具体的に位置づける実質化されたプランを作成するもので、農地の集積・集約化に期待できるものと思っております。現在各集落協定に関する説明会が終了し各地区で話し合いが実施されているところでございます。今後は各地区の会合結果をもとに検討委員会を開催し3月にはプランが出来上がります。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 農地の集約化ということそちらに関しまして私も若い農業者の方々とお話しする機会もございまして、その中で農地を集約することを進めていただきたいという話も聞いておりました。この辺りは人・農地プランの中でしっかりと取組を決めていただきまして集約に向けて進めていただきたいのですけれども、一つ懸念されるのがやはり集約するに当たってなかなか農家の方々も手放しづらいとかそういった課題が一番あるのかなと思います。先祖から受け継いできた農地に対して人に売ってもいいのか若しくは貸すにしてもそういったハードルがあると思いますので、十分注意して動いていただきながら集約を進めていただきたいと思っております。

関連事項として次に、就農促進についてお伺いしたいと思います。農業農村につきましては食料供給という役割だけでなくその生産活動を通じ水田が貯留機能の役割を果たし、近年多く見られる集中豪雨による豪雨災害、洪水抑止にも貢献しているといわれています。そのような中で町の景観維持や防災の意味合いからも農業の担い手確保ということは優先課題ではないかと思われまますが、阿蘇郡市内におきましても小国町は親元就農以外での新規就農者が極端に少ない状況にあるのが現状です。国の新規就農施策の農業次世代人材投資事業を活用している自治体につきましては、近隣自治体として私が今年8月に聞き取りした数字によりましてこれまで阿蘇市が74名、南阿蘇村が45名、高森町が22名、産山村が33名、南小国町が14名となっております。現在小国町のこれまでの活用状況というのはいかがなものでしょうかお願いいたします。

産業課長（秋吉陽三君） 新規就農者への支援ということで地区外からの新規就農者の支援につきましてはJA阿蘇が窓口となり管内市町村で登録された農家で研修を受けて就農する体制を整備しておりますが、本町ではこれまでに地区外からの就農あたりで研修等をした者はおりません。ただし現在本年11月から1名の方が国の事業を活用されまして現在研修中でございます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 1名の実績がようやくできたということで恐らく準備型で進められている

と思います。1人でも多くの新規就農者こういった国の事業も活用しまして進めていただきたい
と思います。ただこの新規就農のかたちで活用がないことについて、町として何が原因と一番の
要因だと思われておりますか。

産業課長（秋吉陽三君） 新規の就農者の支援制度ということでございますが、確かに言われると
おり国の新規就農の支援制度を活用した給付金等で本町において就農している方は現在おられま
せん。ちょっと初めに新規就農制度についての国の調査結果等をお話ししたいと思います。支援
制度を活用中の離農率ですけれども、離農率が35.4%と高くなっております。理由として業
務内容が合わない、想定と違っていたが最も多く中には想定と違う勤務時間というものもありま
した。また新規参入者の目標とする所得は最高で275万円、最低で140万円でありましたが
このうち所得目標を達成できたのは14.3%となっています。こういったことでこの事業に対
し総務省から農水省へ改善勧告がなされている状況です。事業取組中において経営発展する意欲
が乏しく経営継続が難しいと判断された場合は現在給付金の返還が生じるようになっております。
このようなことから新規就農者の支援につきましては、お互いに情報を共有し慎重な取組が必要
と考えて本町では実施しております。本町におきましては地区外からの新規就農希望者が少なく
また本町では研修を希望される方もほとんどいないのが現状でございます。これは地形的又は気
象条件等で単一経営は難しく、本町は複合経営が主体となっておりますので冬場の営農が厳しい
のが原因かと考えられます。そこで本町では国、県の制度にない親元就農に対する支援として毎
月10万円の3年間給付金を支給しております。これによりまして8人の就農者が確保できてお
ります。今後も親元就農者に支援するとともに町内の新規就農者の確保に向けて支援策を実施す
べく検討していきたいと考えております。

また先ほど議員が言われましたように地区外からの就農の人数と言われましたが、本町農家総
数における新規就農率で見えますと確かに小国町は2%と数字が低いのですが、その他南小国
町が3.1%、高森町で3.7%、西原村で4.7%、南阿蘇村で5.6%と数値的に就農率は極端
に変わらないものと考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 率に関しましても南阿蘇村が5.6%ということは2.8倍もあるというこ
ろですね。これ辺りは大分差があるのではないかなと思いました。また地形的な点ですけれど
も高森それから南阿蘇、阿蘇市などとは地形的にはやはり違う部分があると思いますが、隣町の
南小国町に関しては地形はほぼ一緒ではないかと。山林があつて急峻な地形といいますかそうい
った似ているところが多いのかなと思います。気候的にも同じような気温では動いているのかな
と思いますので南小国町に関してはやっぱりこの事業を活用している方が14名これまでいらっ
しゃいますので、小国町はまだ初めての1人ということで親元就農があるとはいえその差が出て
きているのは何かあるのかなと。私が少し町民の方々からもお話を聞いたところによりますと慎

重になりすぎるがあまりやはり新規就農の相談についてもなかなか踏み込めない。特に小国の農業は厳しいというのは現実そうだと思うのですけれども、そういった御意見がいろんな方々、町役場、JAとは限りませんが農家の方々もそういうふうに言われるというふう聞いております。そういったところもリアルに受け止めてなかなかあと一步が踏み込めないというような部分もあるのかなと思いますので、積極的に新規就農を増やすような対応というのを今後も求めていきたいと思います。課長先ほどの答弁の中で町内出身の新規就農者というようなお話をされております。こちらに関しましては具体的に親元就農のかたちを親が農家でなくてもそういった就農に対して手当てをしていくというような内容ということでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） おっしゃるとおりでございます。そういう方のほうが新規就農の際にも地域内に溶け込めるのも早いし顔見知りであれば支援等も受けられると思いますので、そういったことを課題として捉えながら今後支援を進めていきたいと考えております。

2番（江藤理一郎君） 私がお願いしたいと思っていた内容をもう直ちに実行していただくようなお考えということで進めていただければと思います。

続きまして時間も余りないですね。薬味野菜の里についてです。薬味野菜の里小国は2018年10月にリニューアルしこれまで町直営施設として、町民特に高齢者の生きがいに繋がる福祉的な要素もある循環型農業を目指した農産物直売所であると認識しております。設立当初からそして将来の民営化を視野に入れてのリニューアルであったと思われませんが、今後指定管理含め具体的なスケジュール感など町長としての見解を伺いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 議員おっしゃられるとおり循環型の農業というところでスタートをしておりますので、極端に商売だけを考えて民営化するという方法はとれないというふうに私も思っております。しかしながらやはり民営化するほうがやっぱり商売的にはいいところもかなりあると思います。自由度も増します。それとチャレンジもできると思います。ただ今の状態で小国町の中にある施設から民営化をするには段階がありますので、まずは今もちろん薬味野菜の里に産業課から1人出向ではないですけども出て勤務しておりますが、そこに地域おこし協力隊を1人入れたいというふうに今考えております。来年の当初からは入っていただきたいと思いますが事務局的な人材を育てることがまず必要ではないかなというふうに考えておりますので、まず事務局の人材を育ててからそれで可能であれば民営化のほうに持っていきたいという考えはありますけれども、まだ今の現時点では人も育てておりませんのでそういう計画のまだ段階ではないということ。ただ方針として考え方としてはまず人材を育てて育てた上でできるだけ民営化のほうに持っていきたいという考えは私の中ではございます。

2番（江藤理一郎君） 人材が一番というところでスケジュール感などまたそういったところも今後お示しいただいて、やっぱり決を決めることは大事だと思いますのでそういったところで進めていただきたいなと思います。

最後に農業につきまして、町長より新たな振興策など将来にわたってのビジョン等こちらに関してございましたらお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 農業につきましても産業全般につきましても、小国の自然が基本的にあるというところからのスタートだというふうに思います。ただその中でその土地の持つ役割もうずっと昔から同じ方法で使われてきたところもありますし、また時代のニーズに合わないまたその地域の実情に合わないというところで役割が変わってきたところもございます。山林だったところが農地に代わって農地だったところが農作物を作ることができなくなって牛を飼うことになったり、またその放牧をできなくなってまた時代の流れとともにその土地の持つ役割が変わってくると思います。私としては農業委員会の会長ともお話をさせていただいておりますが、農地として守らなければいけない農地そしてしっかりと開発も視野に入れて今から考えていかなければいけない土地、土地の持つ役割をしっかりと考えていきながらゾーニングをしっかりと考えていかなければいけないという考えはあります。特に小国町としては先ほどもちょっとお話をしましたけれども再生可能エネルギーの可能性これは将来にわたって非常に有望な点でもあります。ただし私としては農地を衰退させるといった考えはありませんので、しっかりと農地は農地として守り開発するところは開発するところでしっかりと開発していく。この二つの区別をしっかりと私のほうも考えてさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） ビジョンの今後土地が持つ役割ということでした。私としまして今後の持論ではございますが農業振興策としてまず遊休農地や担い手の課題はありますが、安定した価格で売り先がある程度確保できていて稼げるようになっていれば農業をしたいという方は必ずおります。そのためには町外で加工商品化されている農畜産物の商品を町内において作ることができる仕組みを作り、小国町のプライベートブランドを製造するセントラルキッチン加工場を造ることではないかと思えます。まずは道の駅ゆうステーションなどの小売店と薬味野菜の里などの農産物の集荷システムが整っている事業者と一緒に連携して農家から買取りそれを販売できる仕組みを作ること。町が進めようとしている手づくりの館や悠工房の施設使用を厳しくする流れとは逆行いたしますけれども、加工したものの売り先は道の駅やふるさと納税そしてネットショップなど幅広くリスク分散しながら繕いを整える必要があると思えます。製造するアイテムは高温高圧調理器を使ったカレーやカット野菜の詰め合わせ、スイートコーンやサツマイモなどを常温保存できるようにしたレトルトパウチ食品。漬物や味噌、地熱を使って乾燥させたダイコン、シイタケなどの乾物や柿、キウイ、ブルーベリーなどを乾燥させたドライフルーツ、欲を言えば小国産の牛や豚肉を使ったハムやソーセージ、ジャージー牛乳のチーズなどこれ欲を言えばですけどもなどをそろえることができれば小国の農畜産物のブランド力が更に向上すると思われま。また商品を外注ではなく地場で製造するため雇用も生むことができますし、可能であれば小

国町社協の農福連携事業にも参画いただけると厚みが増すようになるのではないかと思います。そういったところも含めて今後全体的に町のグラウンドデザインと農業に関するそして販売力に関するグラウンドデザインも検討に入れていただきたいなというふうに思います。

また最後に、農業の担い手不足の一手として公務員の兼業について触れたいと思います。12月3日の日本農業新聞にも掲載されておりましたが、農家を支える公務員の兼業ということで和歌山県有田市や青森県弘前市では実施されており待ったなしの担い手、人手不足の解消策として、また農業や町民の声を拾うという意味においても導入の検討ができないか確認をさせていただきたいと思います。最後の答弁だけ少しよろしいですか。

町長（渡邊誠次君） 検討の部分はさせていただきたいというふうに思っております。ただ先ほど言われた議員おっしゃられる農業のブランド化それから出口戦略この辺りは先ほど私が御説明した観光関係これをしっかりと絡めていかないと通常の地域という用語弊がありますが小国町は観光される方たちがたくさん来られます。通常ですと外に出していく流通の部分の費用はかかりませんのでこちらで消費していく部分それから外側で消費していく部分両方ありますので、ブランド化ももちろんきていただく方が非常に多くございますのでやりやすい地域だというふうに思います。ブランド化それから出口戦略も含めてしっかりと町のほうでも考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は11時15分から。

（午前11時02分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（松崎俊一君） 続いて、6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） いまだコロナの膜に覆われた中での一般質問でございます。

今回も三つのテーマについて質問させていただきます。まず一つ目のテーマは鍋ヶ滝の予約システムのことについての課題、それから2番目はゆうステーションの近くに建設されている多目的なモデルハウスについての問題、そして最後にはコロナ禍であるけれどもコロナの先を見通した中での産業への支援そして町民への支援についてこの三つについて質問をさせていただきます。

まず最初の鍋ヶ滝の予約システムのことでございますけれども民間の立場から質問をしていきたいと思います。従来鍋ヶ滝の入園者数というのは非常にたくさんの方々がおいでになりました。そのために近隣の交通渋滞というものが非常に頭を悩ませていました。そういった中で道路の改良工事そしてバイパスの敷設その前に駐車場の整備ということについて手をかけていきました。ところがコロナというものができた中で国からの地方創生絡みのコロナ交付金という温かい支援金のおかげで予約システムというものが本当にありがたいお金でそれができ

ました。これは誰でもが本当はやりたかったこととございますけれどもお金の資金力がない中ではとてもやれなかった問題だと思えます。しかしこの予約システムによってコロナ感染症対策注意しながらまた観光客の観光地の安心安全を図るためのやり方としては、非常にこの予約システムは効力を発していたのではないかなとも思っております。しかしコロナの影響を受けて観光客は激減しそれから最近では周辺整備というものが道路の周辺整備が行われ、以前よりもたくさんの方たちがおいになるという可能性というものが非常に少し薄らいでいきます。民間であればこの小国町が誇る鍋ヶ滝の観光施設というものは町にとっては収益のドル箱でございます。そういう中でいろんな物品を販売することによって周りが潤うそういう流れの中でこの予約システムというものが今後どのようなかたちで例えばコロナが収束するそれと同時にバイパスができるいろんなものができる可能性が出てきたときに対してこの予約システムというものがどのようなかたちに変化していくのか。まずその点についてお尋ねしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 予約システムに関しては昨日も予約システムについてちょっとお答えはしたのですけれども、町としては予約をするということは準備ができるということとでございます。今から予約を飲食店でもどこでもそうですけれども例えば町にお客さんが来られるときもそうですが電話1本で今から行きますよと言って来られるのと、そのときには私が町長室にいるかいないかの確認もできるわけですので急にぱっと来られたときに対応ができるかどうかというのは予約とかアポを含めて考え方としてあらかじめ約束をするというところであれば何らかのお約束があったほうが事前の準備ができると思えます。正直なお話私のほうがずっと思っていますのは道路に関して387号線についてはキャパオーバーほぼほしないのではないかと思っています。1日多くても何千台横道にそれなければ何千台通っても大丈夫だというふうに思いますが、そこから入る坂本善三美術館そして鍋ヶ滝までのあのルートあちらにおいての通常の道路から考えるともうキャパオーバーを完全にしているのではないかなというふうに思っています。そういったところからするとその予約システムを使って時間帯を分散させることでそのキャパオーバー俗にいうオーバーツーリズムとも言いますが、オーバーツーリズムを回避することが今の現時点でもできているということとでございます。コロナ禍にあつては予約システムがない限りオンシーズン今オフシーズンですので少しお客様が減っておりますけれども確実に予約システムが要るのではないかな。必要にかられて町のほうが逆に準備したというような状況でございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 今コロナ禍という中でそういうふうな予約システムというのは非常に大事なことだと思いますけれども、先ほど言いましたように民間の立場から見たときに町がやっぱり稼げる収益の中で1人でも多くの方たちを入れたいという中で普通の予約というものは例えばキャパシティというものがきちんと決まっている中での予約というのがあります。例えばバスであろうが旅館であろうが例えばそういう劇場であろうとキャパシティがきちんと決まっていると

ころに対しては、要するに予約によって満席になったらそれあとはもう受け付けはできませんという流れがあるのですけれども、例えばデパートであったりコンビニだったりスーパーであったりいろんなものそういうものというのが滞在期間が非常に短い部分においての予約というのは、はっきり言って要するにオフのシーズンとかそういうふうなものに対しては順次駐車場いろんな交通渋滞のないときについては非常に早くそういう人たちに対して案内ができるしそして収益も上がるという可能性がございます。そういう中で渋滞が非常に起こる可能性があるとかそういう可能性の部分において早く察知し、それに対しては予約システムを入れていくというこれは二重に非常にありがたいやり方かなと思うのです。予約することもできるけれども一般においては自由にそこに入ることもできるというこの二重の選択というものをやっぱり並行しながら私は今言う収益という中でこれから観光名所というのがたくさんの中で小国町に訪れた人たちが本当に誰でもがいつでも行ける。しかしあそこはいつも混在しているから予約したほうがいいよという時期であれば予約システムが利点もあるだろうし、しかし今の状態だったらいつでも行ってもすぐ空いているよということであれば受入れてもいいのだろうし、僕はそここのところは臨機応変に対処していただきたいなと思います。いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどのちょっと繰り返しの部分も多少あると思いますけれども、オンシーズン、オフシーズンのときに確かに一番多いときは3千人、一番少ないときは何人なのでしょうね100人ぐらいですか50人ぐらいのときもあるかもしれません。ただオンシーズンとオフシーズンで完全予約制と片やうたっている。オフシーズンでは予約なくてもいいですよというお話をするのであれば完全予約制の実は意味がなくなるのです。通常でいきますと予約の仕組みはもう後にはほとんどの分野で予約になります。それはなぜかというとスーパーでも皆さん覚えていらっしゃるでしょうかね。コロナウイルスの一番流行った時期は実はお店の外にずっと並んでスーパーで1人出られたら中に入る。これ確実に鍋ヶ滝でいったら渋滞と同じなのです。これが予約ができるようになる。どちらかの議員が質問されたとき5Gが確実に入って決済が現金ではなくて携帯でできるその場所であればその予約のシステムを導入して決済も自動で終わる。そういうような世の中にもういづれなる。その中でもう一番の鍋ヶ滝の重要な問題これ問題は渋滞なのです。この渋滞をどう解消するかということが最優先に考えたときには予約のシステムを導入しなければ確実に解消することはできません。

それともう一つ例えばオンシーズン5月の連休でもいいです。オンシーズンになる前に半年間かけて周知を行う意味も兼ねて今のオフシーズンに完全予約制ですよというスタイルが告知、周知が必要だというふうに私は思っております。それも含めてオンシーズン、オフシーズンの部分に関しましてはオフシーズンも完全予約制にすることでオンシーズンに関わる問題も解消しようというふうに事前の準備をしている段階でございますので、是非そこは御理解をいただきたいというふうに思います。ただ1点小国町に来られて予約ができないというわけではないです。当日

予約ができないというわけでもないです。ただ当日現地で予約をすることだけはやめておかないと当日現地で予約するという事は予約しないのと同じですから違うところで予約ができるようにしたいと思っていますし、携帯からはできるのですけれども携帯でできない方は電話で例えば予約ができるとか例えばもう一番近場でいえばゆうステーション、杖立の観光協会、それからわいた温泉であるゆけむり茶屋等々いろいろなところで予約ができるようなかたちをとるとというのが次の準備ではないかなというふうに私は思っているところです。昨日も久野議員から御質問もありましたけれどもやはり完全の予約システムは動かしていきたいと思います。ただ小国町に来られてもしも鍋ヶ滝のことを知らなかった。だけど有名だから今日は行きたいと思ったときにその都度予約ができるような仕組み、それから昨日久野議員から教えていただきましたけれど携帯で操作をするパソコンで操作をするのがおっくうな方たちもいらっしゃいます。またそれをするぐらいだったらもう行かなくてもいいと思われるよりも、電話1本で予約できるような仕組み作りのほうを町のほうが考えていければなというふうに考えているところです。

以上です。

6番（大塚英博君） 思いはわかります。一般的に言ってそういった最初に言ったようなこの施設においては渋滞というものに対して自分がいつも行って待たせられるというものに対してはあそこは予約したほうが待たないでいいよなどと言う。しかしそういうふうなものというのが普通どこでもやっている予約システムではなからうかと。しかし今の現時点においては予約がないとできないということになるとわかりましたと引き返す方たちも出てくるだろう。せっかく来られた方たちがそのまま引き返していただくだろう。町長がおっしゃるようにこれから観光という施政に対しての思いもありますけれども、そういうものを小国町としてやっぱり広めていこうとするならばやっぱりたくさんの方たちに予約してもらって町に訪れていただきたいと思う気持ちはわかりますけれども、実質的に言うと民間の立場から見たときには瞬時のうちにそこに行ってすぐ帰れるたった時間は10分しかないのだけどそういう方たちを拾い集めるためにも私は予約というものをもう一つのほうの自由に行けるもの予約なしでいけるものというものを臨機応変に使いこなしていったほうが私は今後の鍋ヶ滝周辺の観光というかまたこれから出てくるだろう例えば周辺の整備からできる物産の販売そして鍋ヶ滝公園の中での物品の販売そういうものに引きつけてなるだけお客さんにお金を落としていただくという仕組みというものも大事になってくるのかなと。民間としての考え方としては私はそういうふうに思っておりますので行政という立場から見たときに今のコロナ感染という中でのあれではないかなというふうに思います。しかしバイパスが出来いろんな先ほど言ったような全てが整っていけばまた観光客がどのように変わっていくかわかりませんが、しかし予約システムにおいて観光客の数を減らすということだけは私はこれは非常に問題ではないかなと私はそのところを危惧しております。

町長（渡邊誠次君） 昨日熊本高校が今度来られると。鍋ヶ滝のライトアップを見られると。これ

は確実に予約でないとできないことです。その分でいくと約120名の方が来られる。今回条例でもうたっているのかないのか別にいたしまして料金が発生するのかないのかそれはわかりませんが、4月以降はしっかりと料金のシステムを入れて条例も改正させていただいて当日の料金と前日までの予約の料金と変えるようなかたちもできますし、逆に言えば取材等々をするときには貸切りにすることもできると思います。予約のシステムは実は観光客に来られる方だけではなくて通常の一般的な修学旅行や研修といったところそれから取材いろいろに関しまして予約ということであれば先々来月のいつ頃、来年のいつ頃という押さえ方もできると思います。私としましてはより分散をしていただく方法それから渋滞を解消する方法先ほど言ったように予約をするという仕組みを使って料金をしっかりと徴収する仕組み、それも全部合わせて予約システムのほうが効率が計り知れないぐらい大きいというふうに思っております。渋滞でお客様に怒らせて帰られるというよりはしっかりとしたおもてなしの準備ができる鍋ヶ滝のほうがより魅力が増していくというふうにも思っておりますし、一番大事なところは先ほど鍋ヶ滝に来られた方に物品の部分とかを販売してたくさんのお金を落とさせていただく。これは予約システムとは別ですが、お客様が多いときに予約システムの中身の内容だけわかれば1千人来る人50人来る人あったときに事業者の方も1千人来るときのほうに売りたいと思います。それが事前の準備だと思っております。私は50人のときに行く、1千人のときに行く、それは選択肢はあると思いますが、私としてはその予約システムを導入することによってその効率も図れるというふうに思っております。1千人お客さんがいるのに10人分持っていく事業所はないと思うのです。もちろん生物とかもう食べ物ではなくてもやっぱり物流をその場に持っていくということは大事だというふうに思いますが、予約システムがあればその物流の管理も維持も含めてできると思いますので様々な分野で私は予約システムを鍋ヶ滝だけではなくていろんなところで使えるような仕組みを作りたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） それでは次の質問に移りたいと思います。道の駅の中で体験型の多目的なモデルハウスというものが今建築されておりますけれども、住民の方は何かできるのかなというふうに思っております。この多目的なモデルハウスというのは非常に前から頓挫して頓挫というのはおかしいのですけれどもできなかった問題でございました。ゆうステーションの特別委員会というものがあつたときに多分この問題が提起されたと思うのですけれども、場所の選定においては非常に難しい問題でございました。しかし今回もコロナ交付金という地方創生絡みの交付金というもののおかげにおいてこれが非常に実現のかたちを見ることが出来ます。しかし問題はこの多目的モデルハウスというものが何を目的としたもので、そしてこれからどのようなかたちでそれを運営していくのか。このことについてまず先にお尋ねをしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

ゆうステーションのモデルハウスについてでございますが、過去の経緯というのは議員十分わかっていると思いますけれども平成26年の重点道の駅のときに申請をしまして翌年に国土交通省から重点道の駅の選定を受けております。そのときのメニューの中に総合観光窓口の一本化ということでそういう核となる施設を造ることがメニューとして位置づけられております。その翌々年ですかね平成29年には特別委員会が設置されております。それからそのときには熊日の小国支局の横の町有地が建設予定地でございます。その後平成30年選挙後また議員のメンバーが少し代わられていますけれども、そのときに特別委員会を開いて新しい建設予定地の話をされて現在の場所に決まったという経緯でございます。実際今が9月の3日からもう着工しておりますして来年の1月31日が工期となっております。工事金額が2千万円程度でございます。そもそもの背景としましては重点道の駅の中で周辺の整備、それから駐車場の整備、これは河川側の駐車場の拡張がありました。それからバスターミナルの古くなって使われてない建物の撤去、そしてトイレの改修ということでその最後のメニューがモデルハウスが残っていたということで、できるだけ一般財源の持ち出しを少なくするというところで農政局国の農水省の補助事業内定ぐらまで進めていたのですけれども、最終的にはコロナ交付金で活用ができるということで10分の10ということで一般財源の持ち出しをなくして今回着工しているということでございます。利用の目的としましては当初から変わらず観光協会の中心となる活動の拠点として事務所も含めて建設するというところでございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 非常に道の駅の中の周辺整備の中でもこのモデルハウスというものが非常に生きてくるのではないかなというふうに私は思います。やり方によってはこれがこれからの町において観光地づくり特に市町村のモデルというふうなかたちに非常に生かされる施設になろうかと考えます。しかし一つ問題なのは、よそから来る方たちが観光施設に行きそして小国町を知り小国町に対して移住をしようということを考えたときに、その小国町の魅力というのは分かるけれどもそれに対してやっぱりそこに住みたいという方たちを特に受け入れるという方法も実は大事なことではないかなと思いますし、またよそから来ることによる交流という中で小国町がいろんなかたちの交流することによって活気づくということも非常に大事な点であろうかと思えます。そういう中でこのモデルハウスというものが面積は非常に5.7坪ぐらいか知りませんが延べ面積の2階建てになると10何坪ですかね。そういうふうな細かい施設ではございますけれども、しかしそこからできる力というものは計り知れないものになっていくかと思えます。しかしそれはやり方次第でございますので今後の運用の方をお願いをして、次の三つ目の質問に移らせていただきます。

この三つ目の質問は、要するに産業の支援と町民への支援と非常に難しい問題かと思えますけれども、国は財政投与という中で非常にコロナ禍という中何百兆という国債を発行いたしました。

国債というものは今コロナ交付金であつたりいろんな中で地方にお金が回っているわけがございます。これから先どうしようかという悩みの中で国は大型財政というものの中で国債を発行し地方に流れ出るお金を地方で何とか掴もうと、そして民間も産業もそれを皮切りに新たな産業へと転化それと同時に収益向上に向けてこれから躍起になって取り組もうということが実質的に起こってくるだろうと私は推測します。遅ればせて小国町においても町における行政の中でのコロナ交付金のまた産業といろんなものに対する支援というものは非常なメリットをそれだけのお金の登用をしました。しかしある程度の地盤ができてこれからはもう一歩先に進むというときに対して後の支援が非常に必要になってくるのではなかろうかと私は考えます。今国もそういう中で新たな新しい財政投与というものを考えております。小国町も独自において町民に対してまた産業に対して産業といつてもたくさんの産業がございますけれどもそういうものに対して何か総合的にしても何かをやろうと思ったときの支援策というものをやっぱり独自に考えていただき、また町民に対してもそういうふうな本当に手元に温かい物として残るようなそういうものの支援策というものも具体的にはわかりませんがそういうものを心の中で思っていたいただければ結構ですけれども、いざそういうときがきたときにすぐ出せるようなかたちは是非それを期待したいと思いますがいかがですか。

町長（渡邊誠次君） これまでもそうですし今からもそうでございますが、しっかりと国、県と連携をさせていただいて小国町の財政もう議員が一番御存じのとおりで非常に厳しい状態にありますので、その部分では国と県と連動させていただいて給付事業本当国のほうからされることが非常に多いです。その部分ありますがしっかりと財源をいただければその部分で支援をさせていただきたいというふうに思います。ただ小国町単体で支援をするといったところは非常に難しいところがございますので、国、県とまた協議をさせていただいてまた要望を私としてもさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。思いは議員と一緒にございます。

また先ほど鍋ヶ滝のお話もさせていただきました。観光関係者と言ってもいいと思います。観光関連の事業者非常に広うございます。その部分に関しましてはもう2024年度までは鍋ヶ滝と北里柴三郎博士これを中心にとたくさんの方に小国町にきていただきたいというふうなもうこれは戦略でございます。ですのでその部分に注力させていただいてそこにきたお客さんに対してまた勉強しにきたお客さんに対して議員も含めてですけれども、観光関連の事業所でしっかりと経済を回していただきたいなというふうに思います。直接の支援という考え方とやっぱり小国町にたくさんの方にきていただくこういう協力、支援の仕方もあるのではないかなというふうに思います。どちらかという町の方の考え方としては支援とか給付とかいう考え方よりも、地域の振興こちらに注力を傾けたいというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） 町の発展の要というのは私は独自に人口減少から人口増加、要するに新しい

人たちがたくさん住むというこれが町の発展の一つのバロメーターではなかろうかと考えます。
そういった中で関連性の三つの質問をさせていただきました。

最後にこれにて終わらせていただきます。

5番（児玉智博君） 議長。一身上の弁明。

議長（松崎俊一君） 一身上の弁明。

ここで休憩をとります。

（午前11時47分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

議長（松崎俊一君） ただいま5番議員から、一身上の弁明の動議が提出されました。ほかに賛成者の方はいらっしゃいますか。

（挙手あり）

議長（松崎俊一君） この動議は2人以上の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定により成立しました。

ここで動議提出者より動議案の説明をしていただきます。

5番（児玉智博君） 昨日熊谷博行議員が行いました一般質問で、9月定例議会での私の一般質問及びその内容を伝える日本共産党小国支部の機関紙小国民報の記事について審議を疑う内容の質問がなされ、町長はそれは事実ではないと明言をされました。しかしこのことは私の名誉のみならず私に相談を寄せられた女性の名誉にも関わる重大なことだと思いますので、この際弁明の機会を求めるものであります。

議長（松崎俊一君） ただいま一身上の弁明の動議のほうを議題として採決したいと思います。

この動議について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

2番(江藤理一郎君) 先ほど中で総務文教福祉と言われたので、その訂正をお願いします

議長(松崎俊一君) 大変失礼いたしました。

総務文教福祉と申しましたが、総務常任委員会並びに文教厚生常任委員会ということで御理解
いただきたいと思います。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって令和3年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後0時00分)

議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月8日から12月13日までの6日間とする。

1.	議案第48号	小国町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第49号	小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第50号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第51号	小国町特別会計条例の一部を改正する条例について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第52号	小国町外一ヶ町公立病院組合格約の一部変更について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第53号	令和3年度小国町一般会計補正予算（第8号）について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第54号	令和3年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第55号	公共工事請負変更契約の締結について（町道はげ湯線②道路改良工事） 令和3年12月8日 原案可決
1.	議案第56号	財産の取得について 令和3年12月8日 原案可決
1.	同意第3号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和3年12月8日 同 意
1.	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和3年12月8日 適 任

《議案外》

令和3年12月8日

1. 諸般の報告

- ・小国町外一ヶ町公立病院組合議会について
- ・阿蘇広域行政事務組合議会について

1. 議員派遣報告について

令和3年12月10日

1. 閉会中の継続審査の件
- 議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
議会活性化特別委員会
災害対策特別委員会
人権啓発・男女共同参画特別委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和3年12月8日

1. 小国町消防団出初め式について
1. 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
1. 令和3年度の職員採用について
1. マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの開始について
1. 臨時特別交付金等に係る補正予算について
1. 新型コロナワクチン接種関連について
1. 令和4年小国町成人式について
1. 3学期からのスクールバスの運行について
1. 第45回大字対抗駅伝大会の中止について

《一般質問》

(1日目)

1.	職員採用について	P 1～4
1.	鍋ヶ滝公園について	P 4～13
1.	にじバスについて	P 13～17
1.	小国未来塾について	P 17～25
1.	おぐに湯ったり・満喫キャンペーン【広告宣伝】の成果と展開について	P 25～35
1.	パソコン教室について	P 35～38
1.	デジタル化の進捗について	P 38～40
1.	避難行動要支援者の支援仕組みについて	P 40～44

(2日目)

1.	企業版ふるさと納税について	P 1～3
1.	町づくりの将来ビジョンについて	P 3～14
1.	鍋ヶ滝公園の予約について	P 14～18
1.	ゆうステーションのモデルハウスについて	P 18～19
1.	コロナと災害からの景気浮揚策について	P 19～21

小国町議会会議録
令和3年第4回定例会

令和3年12月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電話 (0967) 46-2119